

令和6年度
(2024年度)

高崎市包括外部監査報告書

高崎市包括外部監査人

公認会計士 木倉 也寸人

目 次

第1章	監査の概要	1
1.	外部監査の種類	1
2.	選定した特定の事件名（テーマ）	1
3.	監査の対象とした理由	1
4.	外部監査の方法	2
5.	監査対象部署	2
6.	監査対象期間	2
7.	外部監査の実施期間	2
8.	包括外部監査人及び補助者について	3
9.	利害関係	3
10.	その他	3
第2章	高崎市における子ども・子育て支援事業の概要	4
第1	計画策定にあたって	4
1.	計画策定の背景・趣旨	4
2.	計画の位置づけ	5
3.	計画の期間	5
4.	計画の策定の体制	5
第2	高崎市の子ども・子育てを取り巻く状況	7
1.	人口、世帯及び出生等の現状	7
2.	教育・保育施設等の状況	11
第3	計画の基本的な考え方	14
1.	基本理念	14
2.	基本的視点	16
3.	施策の体系	17
第4	取り組んでゆく施策	19
1.	あらゆる可能性にチャレンジできるサポート体制の構築	19
2.	子育てに喜びや生きがいを感じながら自らの成長をも実感し楽しむことができる支援体制の充実	27
3.	地域社会のすべての人たちが親子の成長を支え、見守り、共に喜びを分かち合える社会の構築	37
第5	子ども・子育て支援事業の展開	46
1.	子ども・子育て支援法に基づく量の見込み及び確保方策	46
2.	高崎市独自の子ども・子育て支援等に関する施策の展開	57
3.	幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	60
第3章	監査結果について	61
1	監査対象事業の選定について	61

2	個別の事業について	62
NO 1	子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査委託料	64
NO 2	ひとり親家庭児童卒業祝金	66
NO 3	こども基金積立金	67
NO 4	託児業務委託料（保育課経費）	68
NO 5	保育士確保手数料	71
NO 6	保育士情報ステーション運営委託料	73
NO 7	保育課経費（建物借上料）	76
NO 8	放課後児童健全育成事業（需用費）	77
NO 9	放課後児童クラブ委託料	78
NO 1 0	放課後児童クラブ施設借上料	81
NO 1 1	物価高騰対策支援事業補助金（放課後児童健全育成事業）	82
NO 1 2	特別保育奨励報償金	83
NO 1 3	広域保育補助事業負担金	84
NO 1 4	施設振興費補助金	85
NO 1 5	保育充実促進費補助金	88
NO 1 6	保育所入所待機解消支援事業補助金	89
NO 1 7	保育士確保補助金	95
NO 1 8	保育所等緊急整備事業補助金	96
NO 1 9	副食費補助金	97
NO 2 0	延長保育事業費補助金	98
NO 2 1	一時預かり事業費補助金	100
NO 2 2	病児保育事業補助金	102
NO 2 3	気になる子対策補助金	104
NO 2 4	物価高騰対策支援事業補助金（私立保育所振興事業）	106
NO 2 5	夜間・休日家庭児童相談委託料	107
NO 2 6	子育て短期支援事業等委託料	111
NO 2 7	子育て支援センター事業委託料	115
NO 2 8	こども発達支援センター事業	119
NO 2 9	託児業務委託料（子育てなんでもセンター運営事業）	123
NO 3 0	就労支援業務委託料（子育てなんでもセンター運営事業）	130
NO 3 1	建物借上料（子育てなんでもセンター運営事業）	134
NO 3 2	子育てS O S サービス事業	135
NO 3 3	児童相談所建設等工事	140
NO 3 4	生活支援特別給付金	141
NO 3 5	保育所入所委託料	142
NO 3 6	母子生活支援施設入所負担金	143
NO 3 7	子どものための教育・保育給付費	146

N038	子育てのための施設等利用給付費	150
N039	児童扶養手当	152
N040	児童手当費	155
N041	保育所管理経費（需用費）	157
N042	保育所管理経費（役務費）	158
N043	給食残渣堆肥化委託料	159
N044	保育所用地土地借上料	160
N045	保育所施設借上料	161
N046	保育所管理経費（各所整備工事）	162
N047	保育所管理経費（備品購入費）	163
N048	母子生活支援施設運営事業（給水管等更新工事）	164
N049	高等職業訓練促進給付金	166
N050	児童館指定管理料	169
N051	児童センター運営補助金	170
N052	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計繰出金	172
N053	（母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計）電算事務負担金	173
N054	（母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計）母子父子寡婦福祉資金貸付金	175
3	たかさき子育て応援情報サイト「ちゃいたか」について	182
第4章	指摘・意見一覧	184

凡例

- 金額は、単位の記載がない場合は円とした。
- 千円単位で表示したものは、単位未満を四捨五入した。
なお、各表中及び文中の金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計、差引額が一致しない場合がある。
- 文中及び各表中で用いる比率(%)は、表示未満の位を四捨五入した。
なお、構成比率(%)の合計が100とならない場合は一部調整した。
- 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0.0」 当該数値はあるが、表示単位未満のもの
 - 「-」 当該数値又は該当するものがないもの
 - 「△」 負数を示し増減を示すときは減を表すもの

第1章 監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件名（テーマ）

子育て支援に関する事務の執行について

3. 監査の対象とした理由

我が国の出生数は、1970年代初頭の第2次ベビーブーム以降減少を続け、合計特殊出生率も1947年（昭和22年）の4.54をピークに、2005年（平成17年）にはピーク時の30%にも満たない1.26まで低下している。その後一時回復は見られたが、ここ数年は微減傾向にあり最新の統計である2023年（令和5年）は1.20と、欧米諸国と比較すると低い水準にとどまっている。

少子化の背景には、未婚化や晩婚化の傾向、核家族化や地域のつながりの希薄化による子育てに対する不安や孤立感の増大、また大都市を中心に保育所に子どもを預けたくても保育所の定員に余裕がないことなどから多くの待機児童が生じていることや、仕事と子育てを両立できる環境（ワーク・ライフ・バランス）の整備が十分でないことなど、多くの問題が挙げられている。

高崎市では、「第6次総合計画」（2018年度～2027年度までの都市づくりの基本的な考え方）を上位計画としつつ、「高崎市地域福祉計画」、「高崎市障害者福祉計画」、「高崎市男女共同参画計画」、「高崎市教育大綱」のほか、こども憲章、こども都市宣言など、高崎市の福祉、教育に関する計画等との整合性を図りながら、「第2期 高崎市子ども・子育て支援事業計画」（2020年度から2024年度までの5か年）を作成し、地域全体で切れ目のない子育て支援体制を構築し、「子どもを産み、育てるなら高崎市」と実感してもらえるよう、子どもと子育てにやさしいまちを目指し、様々な施策に取り組んでいる。

子育てと仕事を両立できる環境を整備するため、保育所や放課後児童クラブなどの整備を推進するとともに、保育所等への入所申し込みを通年で受け付けるなど、「待機児童ゼロ」に向けた取り組みを推進しているほか、病児・病後児を抱える保護者の子育てと就労の両立を支援し児童の健全な育成を図るため、医療機関等との連携による病児・病後児保育事業を実施している。

また、子育てに不安や孤立感を抱える保護者が増加する中、子育てや就労に係る相談支援や託児などの拠点として「子育てなんでもセンター」を運営するほか、妊娠期から子育て中の母親等の精神的・身体的な負担軽減を図るため、家事や育児に係る支援を行う「子育てSOSサービス事業」を実施するなど、安心して子育てができる環境整備を推進している。

保育士等の確保や定着を図るための取り組みとしては、市内の保育施設等に新たに従事する者への家賃の補助を実施しているほか、令和5年度には、保育士等の就労支援を行う「保育士

情報ステーション」を開設した。

発達に不安のある子どもとその保護者への支援としては、「こども発達支援センター」における相談体制を整備しているほか、保育現場の負担軽減を図るため「気になる子」への支援を行っている。

児童虐待事案への対応としては、「こども救援センター」による相談支援体制を強化するとともに、令和7年度の児童相談所開設に向けた準備を進めている。

少子化が進む現状において、子育て支援施策の充実・展開は高崎市の発展に欠かせないものであり、市民の関心も非常に高いものと考えられる。

以上のことを鑑み、子育て支援事業への支出に関する財務事務の執行について、その合规性や経済性、効率性や有効性を監査し、検証することが、今後の市民の生活にとって非常に有用であり関心のある施策であるとともに、市民の期待する施策運営に役立つのではないかと考え、本年度の包括外部監査における対象として選定した。

4. 外部監査の方法

(1) 監査要点

- ① 事務の執行は法令や条例等に準拠して適切に行われているか。
- ② 事務の執行が効率的かつ効果的に行われているか。
- ③ 契約に係る事務及び物品等の管理が適切に行われているか。
- ④ 事務を執行する部局の組織体制や人員配置が適切であるか。
- ⑤ 事務の執行にあたって庁内で十分な連携が行われているか。

(2) 主な監査手続

- ① 子育て支援に関する財務事務の執行が、関連する法令、条例、規則等に従い処理されているかを確認。
- ② 子育て支援に関する事業に関連する契約事務が適切に行われているかを確認。
- ③ その他必要と認められる手続を行う。

5. 監査対象部署

こども家庭課、保育課、児童相談所準備室、こども救援センター、こども発達支援センター

6. 監査対象期間

令和5年度とする。ただし必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

7. 外部監査の実施期間

令和6年7月1日から令和7年3月31日まで

8. 包括外部監査人及び補助者について

職務	氏名	資格
包括外部監査人	木倉 也寸人	公認会計士
包括外部監査人補助者	舟木 諒	弁護士
	岩下 尚義	税理士
	宮一 行男	公認会計士
	小野関 龍洋	公認会計士
	塚原 督成	公認会計士

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件については、外部監査人及び補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

10. その他

この報告書は、地方自治法第252条の37第5項に規定する「監査の結果」を「指摘」として報告するものであるが、「意見」として掲げられている事項は、同法第252条の38第2項に規定される「監査の結果に関する報告に添える意見」として提出するものである。

なお、報告書中の各項目についての計数は、端数処理の関係で数値が一致しない場合がある。

第2章 高崎市における子ども・子育て支援事業の概要

本章では、第2期子ども・子育て支援事業計画を「計画」とする。

第1 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

(1) 計画策定の背景

1970年代初頭の第2次ベビーブーム以降、我が国の出生数は減少を続け、合計特殊出生率も1947年（昭和22年）の4.54をピークに、2005年（平成17年）にはピーク時の30%にも満たない1.26まで低下している。その後一時回復は見られたが、ここ数年は微減傾向にあり最新の統計である2023年（令和5年）は1.20と、欧米諸国と比較すると低い水準にとどまっている。

このような少子化の背景には、未婚化や晩婚化の傾向、核家族化や地域のつながりの希薄化による子育てに対する不安や孤立感の増大、また大都市を中心に保育所に子どもを預けたくても保育所の定員に余裕がないことなどから多くの待機児童が生じていることや、仕事と子育てを両立できる環境（ワーク・ライフ・バランス）の整備が十分でないことなど、多くの問題が挙げられる。

こうした歯止めのかからない少子化の進行に対し、国や地方自治体において法令の整備や大綱、計画の策定及びそれらに基づく様々な事業を実施するなどの対策を講じているが、問題の解決には至っていない。

国は、こうした現状に対処するため、子どもが欲しいという希望が叶い、子育てをしやすい社会の実現を目指し、国や地域社会を挙げて、子どもや家庭を支援する新しい支え合いの仕組みの構築について検討を進めている。

その結果、保育所・園（以下「保育所」という。）や幼稚園及び認定こども園関係者、子育て支援当事者等による議論を経て、社会保障と税の一体改革の関連法として、2012年（平成24年）に「子ども・子育て支援法（以下「法」という。）」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下「子ども・子育て関連3法」という。）が成立し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実等を柱とした子ども・子育て支援新制度が2015年（平成27年）4月から施行されている。

(2) 計画策定の趣旨

子ども・子育て関連3法の成立によりスタートすることとなった子ども・子育て支援新制度は、基礎自治体である市町村が幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に実施する主体として位置づけられている。また、すべての子どもに良質な育成環境

を保障するため、それぞれの子どもや家庭の状況に応じた子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行うこととしている。

このため、市町村は、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が適切に提供されるよう、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な希望を含めた利用希望を把握した上で、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等の具体的な目標設定を盛り込んだ市町村子ども・子育て支援事業計画を策定し、必要な給付及び事業を計画的に実施していくこととしている。

2. 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

本計画は、法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけ、高崎市の子ども・子育て支援施策を推進するための計画として策定している。

(2) 他の計画との関係

本計画は、高崎市のまちづくりの総合計画である「第6次総合計画」を上位計画として、「高崎市地域福祉計画」、「高崎市障害者福祉計画」、「高崎市男女共同参画計画」、「高崎市教育大綱」のほか、こども憲章、こども都市宣言など、高崎市の福祉、教育に関する計画等との整合性を図り策定している。

また、第1期計画に引き続き、次世代育成支援行動計画の内容を盛り込み、計画を策定するものである。

3. 計画の期間

本計画の期間は、2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）までの5年となっている。

また、社会状況の変化や計画の進捗状況等により随時必要な修正を加えることとしている。

4. 計画の策定の体制

(1) 高崎市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたり、法第72条第1項に基づき、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関わる事業者、子育て支援団体の代表や学識経験者などで構成する高崎市子ども・子育て会議を設置している。

本計画は、この会議において子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の結果や、パブリックコメントにより広く市民の方々から意見を聴き、計画に記載する内容等について審議し、策定している。

(2) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、子育て中の保護者のニーズや意見を把握するためにアンケート調査を実施している。

本調査は、法第60条に定める基本指針に基づき実施したもので、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況と潜在的な利用希望のほか、子育てに関する生活実態や、子ども・子育てについて日頃感じていることなどを把握することを目的としたものである。

○ ニーズ調査の概要

- ・ 調査期間 平成31年2月1日から2月22日まで
- ・ 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出
- ・ 調査方法 郵送による配付、回収
- ・ 調査数、回収数及び回収率

調査対象者	就学前児童 の保護者	就学児童 (低学年)の保護者	合計
調査数	3,000件	1,000件	4,000件
回収数	1,622件	537件	2,159件
回収率	54.1%	53.7%	54.0%

第2 高崎市の子ども・子育てを取り巻く状況

以下は、計画の項目について、直近の数値を使用し分析したものである。

1. 人口、世帯及び出生等の現状

(1) 総人口、年齢3区分別人口の推移

① 総人口は減少している。

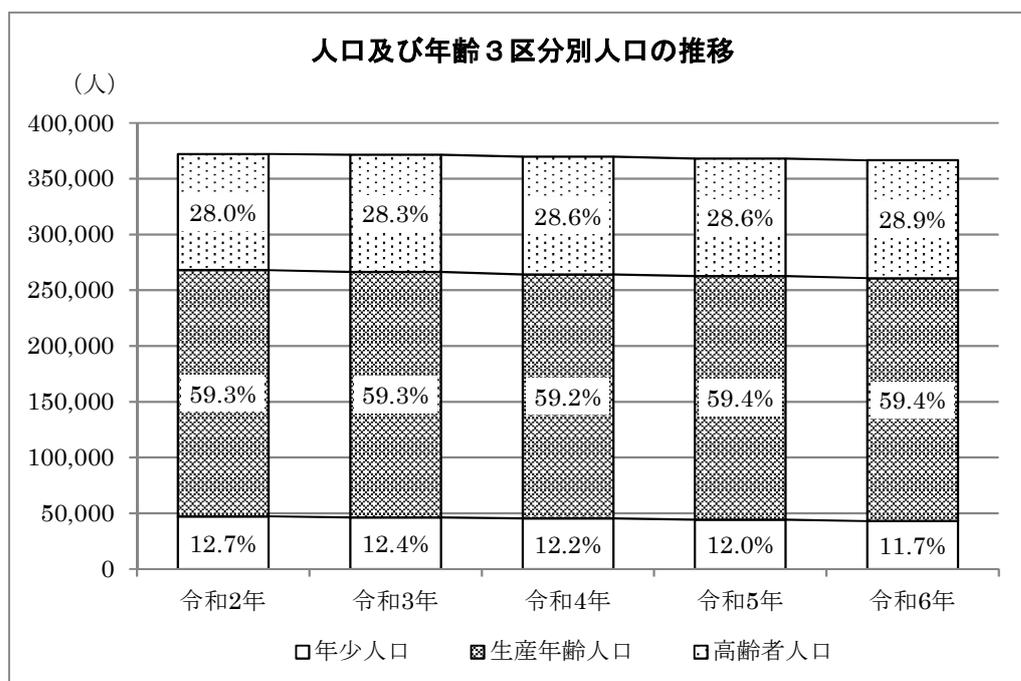
② 年齢3区分人口推移では、年少人口が減少し、生産年齢がほぼ横ばい、高齢者人口の割合が増加している。

(年少人口 △1.0%、生産年齢人口 +0.1%、高齢者人口 +0.9%)

単位(人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	372,147	371,585	369,688	368,109	366,547
年少人口 (0～14歳)	47,130	46,199	45,240	44,213	42,941
	12.7%	12.4%	12.2%	12.0%	11.7%
生産年齢人口 (15～64歳)	220,857	220,199	218,738	218,475	217,860
	59.3%	59.3%	59.2%	59.4%	59.4%
高齢者人口 (65歳以上)	104,160	105,187	105,710	105,421	105,746
	28.0%	28.3%	28.6%	28.6%	28.9%

※ 住民基本台帳(外国人を含む)。各年4月1日現在。



(2) 出生数及び合計特殊出生率の推移

- ① 出生数は減少傾向にある。
- ② 合計特殊出生率は全国を上回っているが、減少傾向となっている。

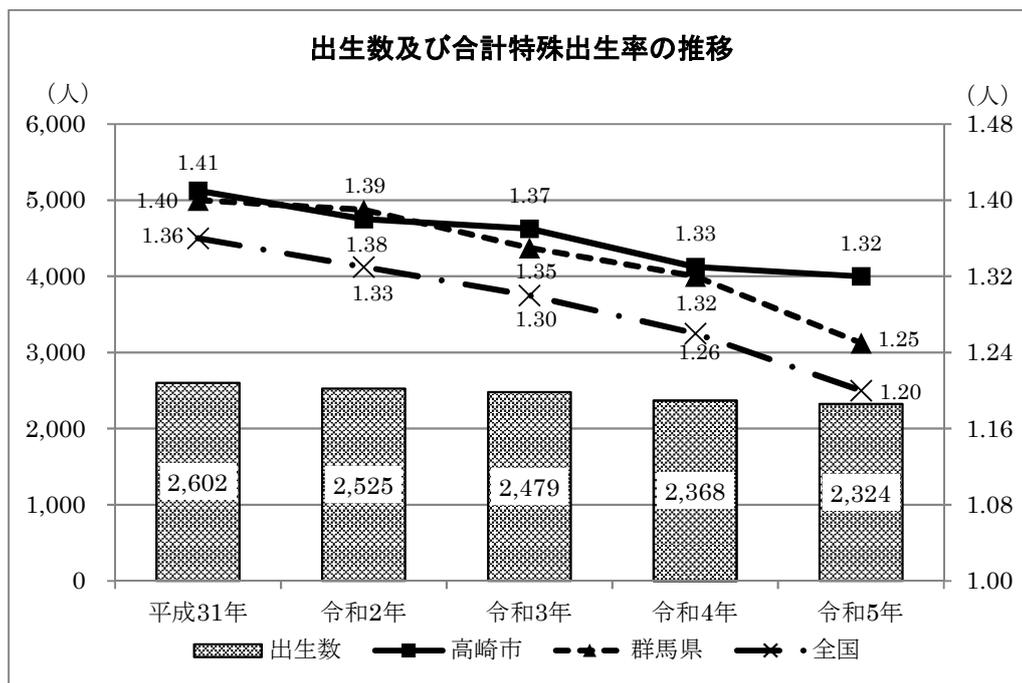
(出生数 △ 2 7 8 人、合計特殊出生率 △ 0. 0 9 人)

出生数	単位 (人)				
	平成 3 1 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
高崎市	2, 6 0 2	2, 5 2 5	2, 4 7 9	2, 3 6 8	2, 3 2 4

※ 群馬県健康福祉部健康福祉課「人口動態統計」

合計特殊出生率	単位 (人)				
	平成 3 1 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
高崎市	1. 4 1	1. 3 8	1. 3 7	1. 3 3	1. 3 2
群馬県	1. 4 0	1. 3 9	1. 3 5	1. 3 2	1. 2 5
全国	1. 3 6	1. 3 3	1. 3 0	1. 2 6	1. 2 0

※ 群馬県健康福祉部健康福祉課「人口動態統計」



(3) 世帯数及び世帯人員の推移

① 世帯数は増加しており、世帯人員は減少している。

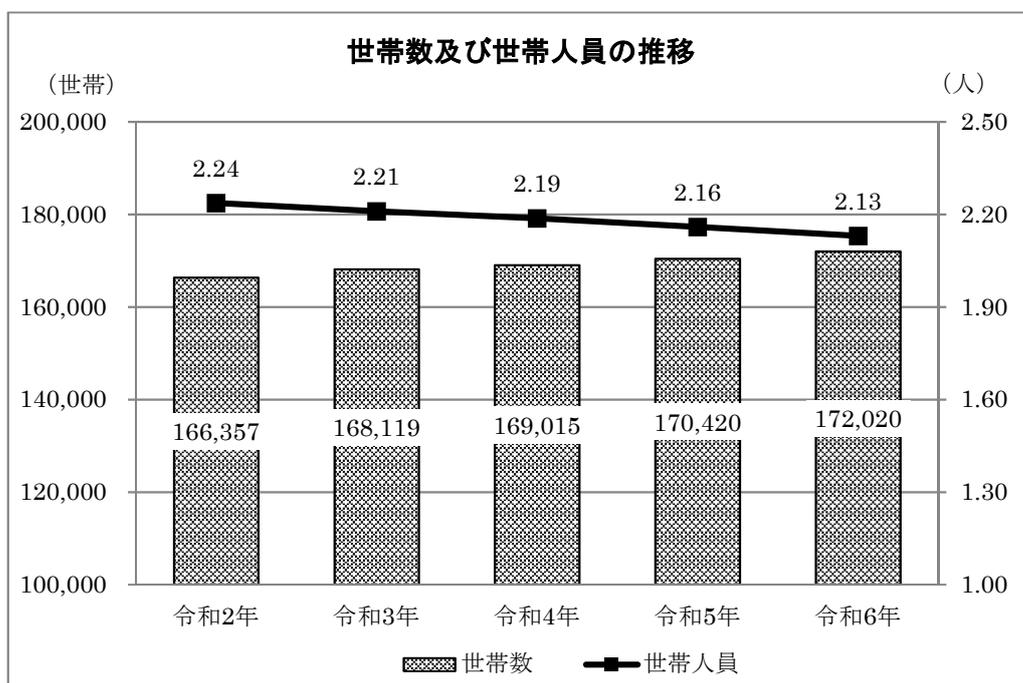
(世帯数 +5, 663世帯、世帯人員 △0.11人)

世帯数及び世帯人員

単位 (世帯・人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
世帯数	166,357	168,119	169,015	170,420	172,020
世帯人員	2.24	2.21	2.19	2.16	2.13

※ 住民基本台帳(外国人を含む)。各年4月1日現在。



(4) 世帯構成の推移

① 核家族、ひとり親、単独世帯は増加しているが、3世代同居は減少している。

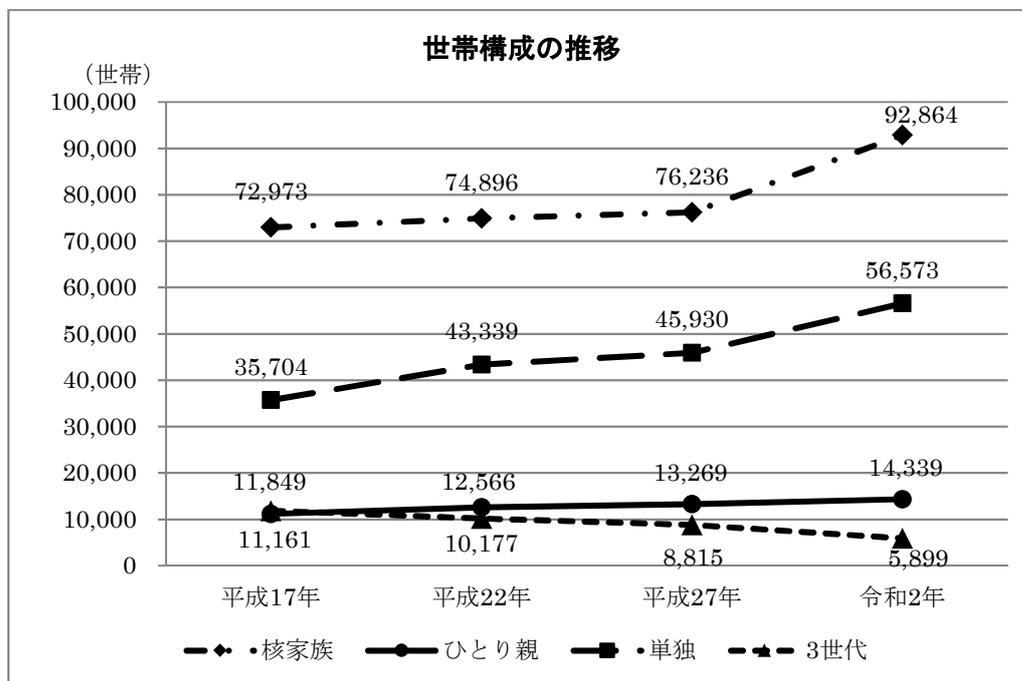
(人口 +8,054人、核家族世帯 +19,891世帯、ひとり親世帯 +3,178世帯、単独世帯+20,869世帯、3世代同居世帯 △5,950世帯)

世帯構成

単位 (世帯・人)

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
核家族 (夫婦のみ・夫婦と子ども)	72,973	74,896	76,236	92,864
ひとり親 (ひとり親と子ども)	11,161	12,566	13,269	14,339
単独 (1人)	35,704	43,339	45,930	56,573
3世代 (4世代以上を含む)	11,849	10,177	8,815	5,899
合計	131,687	140,978	144,250	169,675
人口	364,919	371,302	371,080	372,973

※ 国勢調査



2. 教育・保育施設等の状況

(1) 年齢別就学前児童数の推移

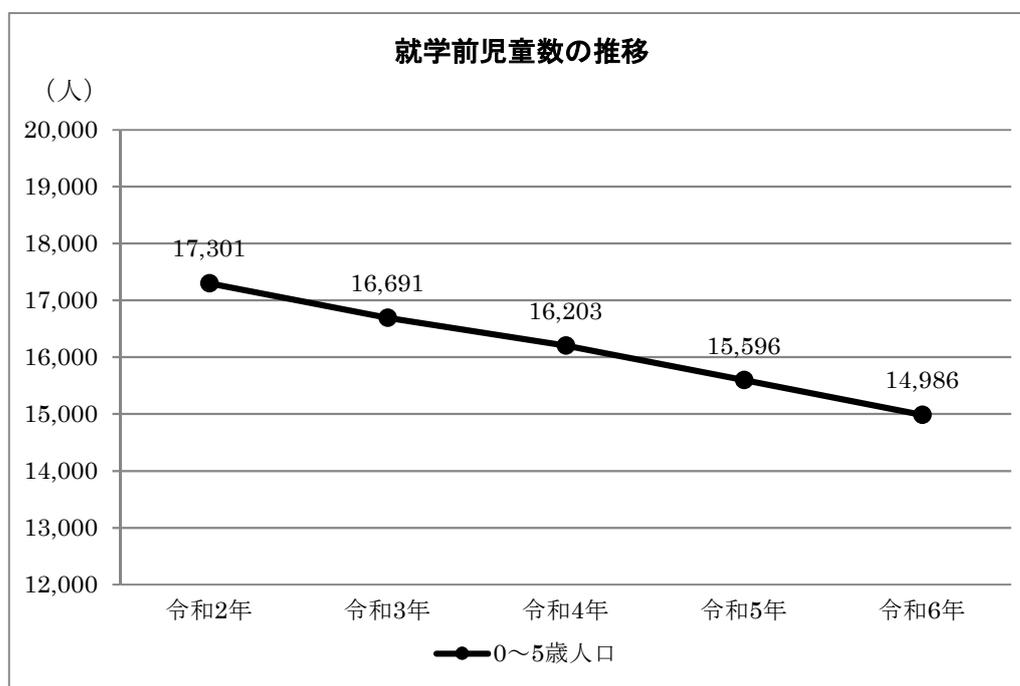
① 就学前（0～5歳）児童数は減少している。

（就学前（0～5歳）児童数 △2,315人）

単位（人）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	2,564	2,457	2,454	2,339	2,262
1歳	2,733	2,603	2,497	2,504	2,391
2歳	2,944	2,761	2,588	2,483	2,494
3歳	2,960	2,921	2,772	2,608	2,503
4歳	2,965	2,974	2,916	2,763	2,612
5歳	3,135	2,975	2,976	2,899	2,724
合計	17,301	16,691	16,203	15,596	14,986

※ 住民基本台帳(外国人を含む)。各年4月1日現在。



(2) 教育・保育施設の利用状況

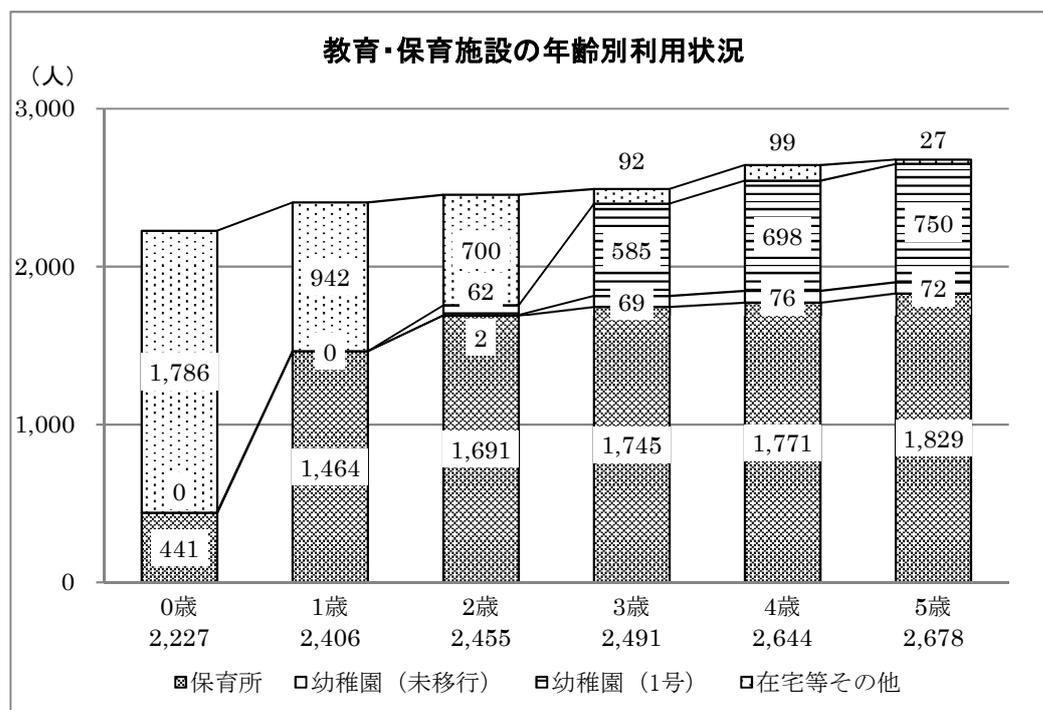
- ① 3～5歳児は、約97%が幼稚園又は保育所等を利用している。
- ② 0歳児は約20%だが、1歳児は約61%、2歳児は約72%である。

単位 (人)

		0歳	1歳	2歳 (満3歳児)	3歳	4歳	5歳
児童数		2,227	2,406	2,455	2,491	2,644	2,678
幼稚園	未移行	0	0	2	69	76	72
	1号	0	0	62	585	698	750
	合計	0	0	64	654	774	822
		0	0	2.6%	26.3%	29.3%	30.7%
保育所		441	1,464	1,691	1,745	1,771	1,829
		19.8%	60.8%	68.9%	70.1%	67.0%	68.3%
在宅等その他		1,786	942	700	92	99	27
		80.2%	39.2%	28.5%	3.7%	3.7%	1.0%
合計		2,227	2,406	2,455	2,491	2,644	2,678

※ 令和6年5月1日の数値。

※ 認定こども園（教育部分）は幼稚園として、認定こども園（保育部分）、事業所内保育事業は保育所として集計。



(3) 教育・保育施設の利用の推移

① 3～5歳の利用児童数は、ほぼ横ばいだが、保育所の利用率は上昇している。

② 0～2歳の利用児童数は、増加傾向にある。

(3～5歳児 △0.3%、0～2歳児 +7.4%)

3～5歳児

単位(人)

区分			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童数			9,079	8,866	8,634	8,226
利用 状 況	幼稚園 (3歳以上児)	未移行	552	491	427	231
		1号	2,896	2,672	2,446	2,354
		計	3,448	3,163	2,873	2,585
			38.0%	35.7%	33.3%	31.4%
	保育所		5,419	5,480	5,517	5,425
			59.7%	61.8%	63.9%	65.9%
	合計		8,867	8,643	8,390	8,010
			97.7%	97.5%	97.2%	97.4%

※ 各年度3月1日現在。(他市町村からの受託分を除く)

※ 認定こども園(教育部分)は幼稚園として、認定こども園(保育部分)は保育所として集計。

0～2歳児

単位(人)

区分			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童数			8,285	7,857	7,595	7,388
利用 状 況	幼稚園 (満3歳児)	未移行	93	79	74	54
		1号	348	386	317	337
		計	441	465	391	391
			5.3%	5.9%	5.1%	5.3%
	保育所		4,221	4,219	4,249	4,317
			50.9%	53.7%	55.9%	58.4%
	合計		4,662	4,684	4,640	4,708
			56.3%	59.6%	61.1%	63.7%

※ 各年度3月1日現在。(他市町村からの受託分を除く)

※ 認定こども園(教育部分)は幼稚園として、認定こども園(保育部分)、事業所内保育事業等は保育所として集計。

第3 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

高崎市では、これまでもその時どきの社会情勢や福祉分野をめぐる環境の変化に柔軟に対応し、施策を進めている。

今後、ますますその役割が増加していくと見込まれる福祉施策に対しては、子どもやお年寄り、障害のある人、仕事をしながら子育てをする方々が、安心して暮らすことができ、活力ある都市にしていくと同時に、支えが必要な人や守っていくべき人たちへの「やさしい眼差しに満ちた市政」を進めている。

本計画の策定にあたっては、この姿勢を基本として、これまでの子ども・子育て支援施策を積み重ねながら今後の高崎市の子ども・子育て支援施策の更なる充実を図っていくため、基本となる指針を示している。

また、基本となる指針の手がかりとして、高崎市の子どもたちが自らの行動指針として『たかさきこども憲章』を策定している。

◎ たかさきこども憲章（全文）

わたしたち高崎の子どもは、自分たちの育った愛するこのまちで、緑いっぱいの環境や伝統的な文化を守り、夢や希望にあふれる未来をつくるための道しるべとして、市制110周年を記念し、この「たかさきこども憲章」を定めます。

わたしたちは、一人ひとりの気持ちを考え、笑顔いっぱいの平和なまちにいきます。

わたしたちは、自然を大切に、緑あふれるきれいなまちをつくっていきます。

わたしたちは、地域の伝統を守り、高崎の新しい文化をつくっていきます。

わたしたちは、思いやりや感謝の気持ちを忘れず、人と人とのつながりを大切にしていきます。

わたしたちは、夢をかなえるために自分を信じ、努力と挑戦をしていきます。

この「たかさきこども憲章」は、高崎の子どもたちが未来に向けて夢や希望を持ち、明るく、楽しく、元気よく心身ともに健やかに成長していくために自ら考え行動する指針として、市制110周年を迎えた平成22年2月に制定されている。

憲章の策定にあたっては、市内の全小・中学校、特別支援学校の代表者86人が憲章作成委員に任命され、子どもたちがそれぞれの考えや思いを出し合い、意見を交わしながら素案を作成し、子どもたちが議員と執行部に分かれ議論した「たかさきこども議会」を経て制定された。

この、子どもたち自らが示した行動指針である「こども憲章」に対し、子どもたちを取り巻

く大人の目線で、未来に向けて無限の可能性を持って輝く子どもたちを健やかに、心豊かに育てられる「高崎」をつくるための方針として「こども都市宣言」が定められている。

◎ こども都市宣言（全文）

明日の高崎、そして世界を担うのは、子どもたちです。

市民が育て、守ってきた伝統や精神、自然環境を受け継ぎ、子どもたち一人ひとりが、たくましく心豊かに成長することは、わたしたち高崎市民の願いです。

この願いを実現するために、わたしたちは安心して子どもを産み育てることができるまちづくりに取り組み、子どもの人権を尊重し、子どもたちが様々な可能性に挑戦できる社会をつくっていきます。

高崎市民がともに力を合わせ、大きな心で子どもを見守り、家庭、学校をはじめ地域社会全体で子どもを育てていくことを決意し、ここに「こどもをはぐくむ都市高崎」を宣言します。

この「こども都市宣言」は、高崎市の大人たちが協力して、子育てや子育て支援に取り組み、子どもたちが安心して暮らしていけるようなまち、子どもと子育てに優しいまちをつくっていくとする決意を表明したもので、高崎市が中核市となった平成23年4月に宣言したものである。

高崎市では、子どもたち自らがその健やかな成長を誓った「こども憲章」を、家庭や地域社会全体で支えていくことの決意を表した「こども都市宣言」で包み込む、全国でも類を見ない子ども・子育て支援環境づくりを進めている。

また、子どもは、社会の希望であり、未来をつくる力であり、この子どもたち一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められ、「こども憲章」での誓いを胸に健やかに成長し、「子どもの最善の利益」が実現できる社会を目指し、保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもとに、子育ての感動とそれを通じた親としての成長に喜びや生きがいを実感できるよう、さらに地域社会は保護者に寄り添い、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、「こども都市宣言」の決意を実践する社会の構築に取り組んでいる。

□ 基本理念

**すべての子どもがあらゆる可能性にチャレンジすることができ、
子育ての喜びを、親として、家庭で、地域社会全体で
感じることができる支えあいのまちづくり**

2. 基本的視点

「子どもの最善の利益」を実現するための支えあいのまちづくりを進めていくため、本計画では、基本理念に基づき、「子ども」、「保護者」そして「地域・子育て支援関係者」の3者の立場、視点からの方向性・目標を設定し、それぞれの権利や役割を明確にした子育て支援施策の推進に取り組んでいる。

以下、本計画における基本的視点である、「1. 子どもの視点からの方向性、2. 保護者の視点からの方向性、3. 地域・子育て支援関係者の視点からの方向性」を記載する。

基本的視点1 子どもの視点からの方向性

○ あらゆる可能性にチャレンジできるサポート体制の構築

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる力です。

その子どもたち一人ひとりがかけがいのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって育まれるためには成長や発達の段階に応じた適切な支援や質の高い教育・保育の提供は不可欠です。

本市の子どもたちが、たくましく、力強く成長し、明日の高崎、そして世界を担っていく存在としてあらゆる可能性にチャレンジできるサポート体制の構築を進めていきます。

基本的視点2 保護者の視点からの方向性

○ 子育てに喜びや生きがいを感じながら自らの成長をも実感し楽しむことができる支援体制の充実

保護者が子育てにおける第一義的な責任を果たし、子育ての権利を享受するとともに義務を果たすことができるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する不安、孤立感を和らげ、また妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行うことで、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合えることができる環境を整え、親としての成長の支援も実現し、子どもの成長と子育ての喜びを感じることができる支援体制の充実を図ります。

基本的視点3 地域・子育て支援関係者の視点からの方向性

○ 地域社会のすべての人たちが親子の成長を支え、見守り、共に喜びを分かち合える社会の構築

地域社会のあらゆる分野の構成員が、未来の社会を創造し、担う存在であるすべての子どもたちが健やかに成長できる社会の構築という目標を共有し、それぞれの知識や経験を最大限に活かした役割を果たし、地域の子どもの成長と、また親が親として成長していく姿を温かく見守りともに喜びを分かち合いながら、子どもの最善の利益が実現できる支えあいのまちづくりを進めていきます。

3. 施策の体系

「子ども」「保護者」「地域・子育て支援関係者」それぞれの基本的な視点からの方向性・目標を実現するための施策を展開するため、基本的な目標を設定し、具体的な施策を実施している。なお、計画期間中に追加となった基本施策について、一部修正し記載している。

第4 取り組んでゆく施策

1. あらゆる可能性にチャレンジできるサポート体制の構築

(1) 子どもの健やかな成長を支援する体制づくり

子どもたちが未来を担うたくましい存在として成長する過程における基礎形成として、心と身体の健やかな成長は最も重要であることから、子どもたちが心身ともに健やかに成長し、将来様々な可能性にチャレンジすることができる体制の充実を図っている。

① 乳幼児健診、保健指導等の充実

高崎市の母子保健事業は、国の『健やか親子21（第2次）』に基づいて実施している。子どもの成長や発達段階に応じたきめ細かな健康診査を実施し、健やかな成長を見守り、支援している。また、保護者に対する保健指導体制を充実し、育児不安等の軽減を図っている。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	股関節脱臼検診の実施	満2～3か月児を対象に各保健センターにおいて集団健康診査を実施します。	健康課
2	乳幼児健康診査(委託)の推進	3～4か月児を対象とする3か月児健康診査、9～10か月を対象とする9か月児健康診査は、市内委託医療機関において個別に実施します。	健康課
3	乳幼児健康診査(集団)の実施	1歳6か月児を対象とする1歳6か月児健康診査、3歳児を対象とする3歳児健康診査は、各保健センターにおいて集団で実施します。	健康課
4	2歳児個別歯科健康診査の実施	2歳3か月～2歳6か月児を対象に、市内委託医療機関において個別歯科健康診査を実施します。	健康課
5	あかちゃん学級の推進	4～5か月になる赤ちゃんを対象に、育児や離乳食についての相談を行います。	健康課
6	すくすく相談	7～8か月になる赤ちゃんを対象に、歯や離乳食、育児についての相談を行います。	健康課
7	個別保健指導	保護者の育児不安の解消のため、乳幼児健診等を活用し、個別に育児相談や必要な保健指導を実施します。また的確に対応できる支援体制を整備します。	健康課
8	離乳食教室	7か月になる第一子をもつ保護者を対象に、離乳食講話、歯科講話を実施し、適切な離乳や児の成長に合った適切な口腔ケアを行うことができるよう支援します。	健康課

② 小児医療体制及び保健医療サービスの充実

夜間や休日に急に病気になった場合の体制の強化や法律等で定期予防接種とされているもののほか、任意接種となっているものに対しても一部公費負担を行うなど病状の重症化等の予防に努めている。

また、インフルエンザ等感染症の予防、拡大防止対策を進めている。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	夜間休日急病診療所	夜間等に急病になったときなどのために、高崎市夜間休日急病診療所において、内科と小児科の診療を実施します。	保健医療総務課
2	休日当番医	日曜・祝日・年末年始に、内科・小児科・外科・整形外科・婦人科・耳鼻咽喉科・眼科の休日当番診療を実施します。	保健医療総務課
3	小児救急医療体制整備	子どもが急な発熱などをおこした場合、いち早く市内の病院で治療を受けられるよう、24時間365日の小児救急医療体制を整備します。	保健医療総務課
4	定期予防接種の実施	<p>感染の恐れのある疾病の発生及び蔓延を予防するために、予防接種を行うとともに公衆衛生の向上及び健康増進に寄与することを目的として実施します。</p> <p>(B型肝炎・ロタウイルス・小児用肺炎球菌・四種混合・ヒブ・BCG・麻しん風しん混合・水痘・日本脳炎・二種混合・HPV(子宮頸がん、女子のみ))</p> <p>なお、第2期計画策定時に計画されていなかったロタウイルスは令和2年10月、HPVは令和5年4月から定期予防接種を開始しています。</p>	保健予防課
5	任意予防接種(一部公費負担)の実施	乳幼児のおたふくかぜ(流行性耳下腺炎)において、一部公費負担を実施します。	保健予防課
6	特別の理由により免疫が消失した子どもの再接種費用の助成	骨髄移植を受けた等の特別な理由により免疫が消失し、過去に接種済みの定期の予防接種の効果が期待できないと医師に判断された場合、再接種の費用を助成します。定期予防接種のうちBCGは4歳未満、小児用肺炎球菌は6歳未満、ヒブは10歳未満、四種混合は15歳未満とし、その他の予防接種については20歳に達するまでとします。	保健予防課
7	インフルエンザ、ノロウイルス等感染症の予防啓発、情報の発信、指導等。手洗いチェッカー貸出事業	感染症発生動向調査や予防啓発、情報発信等を実施し、必要に応じて指導を実施します。感染症予防の基本である手洗いについて、手洗いチェッカーを貸し出します。	保健予防課
8	小児慢性特定疾病医療費の支給	18歳未満(継続の場合は20歳まで)の小児慢性特定疾病にかかっている児童等に対し、医療費支給認定を受けることにより、医療費の一部を助成します。	保健予防課
9	小児慢性特定疾病医療費等特別助成	<p>8の対象者が支払った自己負担額に相当する額、8の基準を満たさない者のうち市で独自に定める基準を満たす児童等に対する医療費の一部、8の認定に必要な医療意見書等の作成費用や通院費を助成します。ただし、福祉医療の対象となるものは除きます。</p> <p>なお、令和2年4月から8の対象者のうち重症認定患者と人工呼吸器装着者について、家族と外出する際の交通費等の一部を助成しています。</p>	保健予防課

③ 食育の推進

「食」に関する正しい知識を身に付け、成長・発達段階における適切な食事の摂り方や食習慣の定着などの実践により心身の健やかな成長に寄与する取組みを進めている。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	高崎市食育推進計画に基づく事業の推進	「高崎市第3次食育推進計画」に基づき、食育施策を総合的かつ計画的に推進します。	健康課
2	保育所・認定こども園・幼稚園での食育の推進	保育所・認定こども園・幼稚園では、子どもたちが食に関して正しい知識、習慣が身につけられるように、各園において、実情に合わせた「食育指導計画」を作成し、行事や調理体験など子ども参加型の取組みを通して、食育を推進します。	保育課 健康教育課
3	小中学校での学校給食の充実及び食育教育の充実	家庭科の授業や特別活動等において、栄養や食生活についての知識理解を深め、正しい食習慣を養います。また学校給食や学校保健委員会等を通じて家庭と連携し、食育を推進します。	健康教育課

④ 子どもの生きる力の育成

子どもたちが未来を創る力として健やかに成長する過程において、身体の成長・健康とともに、知・徳・体のバランスのとれた生きる力を養うことは非常に重要であり、確かな学力の向上、豊かな人間性の育成、心身の健康と体力の向上を柱として、生涯学び続け、心豊かにたくましく生きぬく子どもの育成に取り組んでいる。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	確かな学力向上の支援	一人ひとりの子どもの自己実現に向け、基礎・基本の確実な習得と、自ら学び考え行動する力の育成を目指して、各教科等の指導において、子どもにわかりやすい授業づくりを実践します。また、少人数指導やチームティーチングを充実させ、個に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。	学校教育課
2	豊かな人間性育成の支援	温かい人間関係づくりを基盤にすえ、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心が育つよう、道徳教育や特別活動、小学生を対象とした自然体験活動や中学生を対象としたやるベンチャーウィークなどの体験活動の充実を図ります。	学校教育課
3	心身の健康と体力の向上への支援	自分の健康に関心をもち、自らすすんで健康なからだをつくる子どもを育成するため、保健・体育・食育を相互に関連付けた三位一体の健康教育を推進するとともに、家庭・地域と連携した健康に対する自己管理能力の育成を図ります。	健康教育課

⑤ 相談支援体制の充実

様々な事情により日常的に負担を抱えている子どもに対し、子どもが子どもらしく過ごせるための支援の充実を図っている。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	ヤングケアラーSOSサービス事業	家事やきょうだいの世話、家族の介護等を日常的に行っている小学生から高校生までの子ども「ヤングケアラー」を対象に、1日2時間、週2日上限にサポーターを無料で派遣し、生活における負担の軽減を図ります。 なお、第2期計画策定時に行われていなかった事業であり令和4年9月から開始しています。	学校教育課

(2) 特別な支援が必要な子どもへの支援の充実

障害や発達の違い等の特性の有無に関わらず、すべての子どもがかけがいのない個性ある存在として認められ、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすことができる環境の整備はとて大切であることから、特別な支援が必要な子どもにとっても最善の利益を実現できる支援体制の充実を図っている。

① 障害のある子どもへの支援体制の充実

障害のある子どもが家庭や地域社会で適切な支援を受け、自立した生活を送ることができるよう、支援の充実を図っている。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	高崎市障害者福祉計画に基づく事業の推進	「高崎市障害者福祉計画」に基づき、積極的に障害者福祉施策を推進します。	障害福祉課
2	児童発達支援事業の充実	療育の必要がある未就学児を対象に、質の高い日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う児童発達支援事業の充実・向上を図ります。	障害福祉課
3	放課後等デイサービス事業の充実	療育の必要がある就学している児童生徒を対象に、授業の終了後又は休業日に、質の高い生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行う放課後等デイサービス事業の充実・向上を図ります。	障害福祉課
4	保育所等訪問支援事業の充実	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応の為の質の高い専門的な支援その他必要な支援を行う保育所等訪問支援事業の充実・向上を図ります。	障害福祉課
5	障害児相談支援事業の充実	18歳未満の障害のある子どもの療育に関する相談支援を実施し、療養施設に通うための質の高い障害児支援利用計画を作成し、関係機関との連絡調整等を行う障害児相談支援事業の充実・向上を図ります。	障害福祉課

6	障害者支援SOSセンターばる〜んにおける相談・支援の充実	年齢や障害の種類、状況を問わず、障害に関する不安や悩み事、心配事をワンストップで受け付け、対応の助言や関係部署、関係機関へつなぐことにより、障害のある人やその家族などへの支援を行います。	障害福祉課
7	特別児童扶養手当の支給	精神又は身体に重い障害のある児童（20歳未満）について、手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ります。	こども家庭課
8	障害児福祉手当の支給	在宅で常時介護を必要とする重度の障害児に対して手当を支給します。	障害福祉課
9	福祉医療費助成の実施	一定の障害を有し、世帯の所得が一定の基準額の範囲内の方に対して、医療費の自己負担金を助成することにより医療費の負担を軽減し、健康管理の向上及び福祉の増進を図ります。 なお、第2期計画策定時に行われていなかった重度心身障害者の所得基準を令和5年8月から導入しています。	保険年金課
10	育成医療の実施	18歳未満の障害児に対して、障害の軽減などのために医療費の助成を行います。	障害福祉課

② 発達に不安のある子どものサポート体制の推進

発達に不安や特性のある子どもを総合的にサポートし、乳幼児期から学齢期まで一貫した支援を行うことにより子どもたちが将来自立し社会参加するために必要な力を培える体制づくりを進めている。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	個別相談の充実	心理士、保健師、教諭、保育士、言語聴覚士、作業療法士等専門職による個別相談を随時実施し、発達に不安のある子どもとその保護者の相談に応じ、子育ての不安の軽減を図ると共に、関係機関と連携しながら総合的に支援していきます。	こども発達支援センター
2	保育所（園）・認定こども園・幼稚園等巡回相談の推進	保育所（園）・認定こども園・幼稚園の集団生活の中で保護者・保育士・教諭等の何らかの気付きを適切な支援につなげていくために心理士、保健師、教諭等のスタッフによる巡回相談を行い、支援します。	こども発達支援センター 保育課 学校教育課
3	学校訪問相談の充実	小・中学校の集団生活の中で保護者・教職員等の何らかの気付きを適切な支援につなげていくために心理士、保健師、教諭等のスタッフによる訪問相談を行い、支援します。	こども発達支援センター 学校教育課
4	乳幼児発達相談「にこにこる一む」	各保健センターを会場に作業療法士による乳幼児の発達相談を行い、保護者と子どもが安心して日常生活を過ごせるよう支援します。	こども発達支援センター 健康課

5	ペアレントトレーニング	親が子どもの行動変容における心理やパターンを理解・分析し、問題行動を適切な対応で減少することのできる技術を獲得することを目的とし、ペアレントトレーニングを実施します。	こども発達支援センター
6	気になる子への支援の推進	発達の遅れや、常同行動など他の子と少し違う行動が見られるなど、いわゆる気になる子に対し、保育所・認定こども園・幼稚園などで手厚い支援を受けられる体制づくりを図ります。	保育課 教職員課

③ 情報提供の推進

障害のある子どもが家庭や地域社会で適切な支援を受け、自立した生活を送ることができるよう、情報提供の推進に努めている。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	事業所や市HPでの情報提供の推進	障害児相談支援事業所や障害者支援SOSセンターでの相談体制の充実、市HPにて最新情報の掲載などを実施します。	障害福祉課

(3) 安全・安心な子どもの成長に配慮した環境の整備

子どもたちが成長の段階に応じて、のびのびと思いっきり身体を動かしたり、ゆっくりと保護者とともに過ごすことができる施設等の子育て環境の充実は、子どもの心身の発育に大きな影響を及ぼすことから、子どもたちが安心して遊び、過ごすことができる環境の整備に努めている。

① 児童館・児童センターの充実

子どもの遊びを通して、健康の増進や情操を高めることを目的とした児童館・児童センターで、天候に左右されず子どもたちがのびのびと遊ぶことができる環境整備の充実を図っている。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	児童館・児童センターの充実	地域の子育て拠点として、健全な遊びを与えとともに異年齢交流の場を提供します。	こども家庭課
2	民間児童センターへの支援の充実	異年齢交流の場として利用できるように、民間の児童センターへのバックアップを行います。	こども家庭課

② 図書館、公民館などを活用した学習環境の充実

子どもの発達に応じた絵本などの充実や読み聞かせの会の開催など、親子で利用しやすい開かれた図書館の環境づくりを目指している。

また、公民館図書室の充実、開放を進めるほか、子育て支援講座等を開催し、子どもも保護者も共に学ぶことができる環境づくりを進めている。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	子ども向け絵本の充実及び保護者への情報提供	子育て中の親及び子どもに対する読書を通じた親子のふれあいの支援のため、絵本の充実や紹介に努めるとともに、子ども向け図書の貸し出しを促進します。	図書館 中央公民館
2	読み聞かせの会の推進	子育て中の親及び子どもに対する読書を通じた親子のふれあいの支援を目的とした読み聞かせ活動を促進します。	社会教育課 図書館 中央公民館
3	ブックスタート事業との連携の強化	ブックスタート事業は、赤ちゃんと保護者が絵本を通じて親子のふれあいや絆を深めるきっかけづくりを目的とした子育て支援事業です。事業の実施において、図書館や公民館図書室との連携強化を図ります。	こども家庭課 図書館 中央公民館
4	子育て支援講座等の充実	子育てやしつけなどの家庭教育の在り方を見つめ直してもらうため、より多くの親に働きかけ、家庭教育について考える機会を提供することにより、家庭の教育力の向上を図ります。	社会教育課 中央公民館
5	子ども図書館の整備	子どもたちが豊かな創造性や健やかな成長を育む場として、高崎駅東口の都市集客施設内に、子ども図書館を整備します。	市街地整備課 図書館

③ 公園、運動場等の充実

近年、子どもの健康増進だけでなく豊かな人間性を形成するために、子どもの体力や運動能力を培うことの大切さが言われている。子どもの成長の段階に応じた遊びや運動が安心してできる、心身の健康を増進できる環境整備を進めている。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	公園・緑地のユニバーサルデザイン化	公園出入り口や園路などの段差解消や水飲みなど、バリアフリーに対応した施設整備を進め、子どもから高齢者まで誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した公園及び緑地を整備します。	公園緑地課
2	公園の整備	公園は、遊びの場やスポーツ・レクリエーションの場、自然や緑とふれあう場など、様々役割を担っていることから、子どもたちが安全・安心に利用できる魅力ある公園づくりに取り組んでいきます。	公園緑地課
3	体育施設の整備	子どもからお年寄りまで、市民が各種のスポーツ活動に参加できるよう、市民ニーズを踏まえた整備を推進します。	スポーツ課

(4) 良質な教育や保育を受けることができる環境の整備

幼稚園、保育所や認定こども園、また小中学校や放課後児童クラブは、子どもたちのそれぞれの成長・発達段階に応じた教育・保育を提供する必要があることから、それぞれの施設や設備、運営上の面において、量的にも質的にも良好な環境の整備に努めている。

① 幼児期の教育・保育環境の基盤整備の充実

幼児期における学校教育や保育に対するニーズを捉えた必要な整備を進めている。

また、既存の認定こども園や認定こども園に移行する幼稚園、保育所に対し、必要な支援を行うとともに、利用者のニーズを踏まえ、適切に普及・促進を図っている。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	教育・保育施設に対する必要な基盤整備	教育・保育施設に対する必要な基盤整備を実施するとともに、認定こども園に移行する施設に対しても、適切に対応します。	保育課 教職員課

② 学校施設及び放課後児童クラブの整備・充実

小・中学校教育環境や放課後児童健全育成事業の充実を図っている。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	安心して学ぶことができる教育環境の整備	子どもたちが学校で安心して学習ができるよう、防犯・防災に対する体制の整備・充実に引き続き取り組んでいきます。	教育総務課
2	放課後児童クラブに対する必要な環境整備	保護者の就労等により放課後に保育が必要な児童が安心して過ごせるように、空き家及び学校の余裕教室の活用や、必要な施設の整備など、地域の実状に応じて適切に対応します。	こども家庭課

2. 子育てに喜びや生きがいを感じながら自らの成長をも実感し楽しむことができる支援体制の充実

(1) 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

核家族化や地域のつながりの希薄化、さらには就労形態の多様化などにより、出産や育児に対し悩みや不安を抱えている人たちが増加している現状を踏まえ、様々な角度からその不安を和らげ、安心して出産、育児ができる環境の整備に取り組んでいる。

① 妊娠・出産期の支援の充実

子どもが欲しいという希望や出産期の様々な不安に対して適切な援助や支援を行い、安心して妊娠・出産・育児ができる体制の充実を図っている。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	一般不妊治療費助成事業の実施	子どもを授かりたいと願い不妊治療を行う人の負担軽減を図ります。	健康課
2	不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施	特定不妊治療（体外受精又は顕微授精）を行っている夫婦の経済的な負担を軽減し、その治療に要する医療費の一部を助成し支援を行います。 なお、不妊治療の保険適用化に伴い、生殖補助医療費助成事業を実施しています。	健康課
3	不育症治療費助成事業の実施	不育症に悩む夫婦の経済的負担を軽減するため、その検査、治療に要する医療費の一部を助成し、支援を行います。	健康課
4	妊婦健康診査の充実	妊娠中の異常の早期発見に努め、適切な保健指導や治療の推進を図ることを目的に、妊婦一般健康診査の助成を行います。	健康課
5	妊婦個別歯科健康診査の実施	かかりつけ医による、妊娠中の歯科健康診査・歯科保健指導を受けることで、う歯や歯周病の治療・予防を目指します。	健康課
6	マタニティレッスン・プレパパママ教室の実施	妊娠、分娩、育児、妊娠・授乳期の食事と栄養についての知識普及と交流会等を実施します。	健康課
7	おなかの赤ちゃんをみんなで守る事業の推進	母子健康手帳交付時に「マタニティ車用ステッカー」を、全妊婦に配布し、地域であたたかく気遣い、妊婦を見守ります。	健康課
8	多胎妊婦健康診査費助成の実施	多胎児の妊婦は、単胎児の妊婦に比べ、健康診査の回数が多くなります。このため、14枚交付している「妊婦健康診査受診票」を超えた分の費用の一部について助成を行います。	健康課
9	新生児聴覚検査費助成の実施	聴覚障害を早期に発見し、適切な支援を講じるために有効とされる、新生児聴覚検査費用の一部を助成します。	健康課

1 0	子育てSOSサービス事業の実施	妊娠中の人や乳幼児の保護者の心と身体にかかる負担軽減のため、ヘルパーを派遣して家事等を援助し、安心して育児や日常生活を営めるよう支援します。	保育課
1 1	がん患者等妊孕性温存治療費等助成事業の実施	将来的な妊娠や出産への希望を残すため、がん等の治療開始前に行う妊孕性温存治療及び凍結保存の維持に要する費用の一部を助成し、支援を行います。 なお、第2期計画策定時に行われていなかった事業であり令和2年4月から開始しています。	健康課
1 2	新生児難病検査等費用助成の実施	都道府県と政令都市が公費検査として新生児に実施している先天性代謝異常等（20疾病）の検査があるが、公費検査以外（9疾病）は、任意検査となり費用は自己負担になっている。また、この任意検査で病気が発見されても治療できる施設や専門医が限られているとの課題があるため、高崎市では、この「検査費用の助成」と「通院費の特別助成」を実施します。 なお、第2期計画策定時に行われていなかった事業であり令和5年10月から開始しています。	健康課
1 3	初回産科受診料助成事業の実施	本市の全ての妊婦に対して、初回産科受診料助成金を交付することで妊婦の経済的負担を軽減し、適切な時期の産科初診につなげるとともに、出産・子育て応援交付金による伴走型相談支援事業と一体的に実施することにより、両事業を効果的に推進することを目的として実施します。 なお、第2期計画策定時に行われていなかった事業であり令和5年6月から開始しています。	健康課
1 4	出産・子育て応援事業の実施	全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る出産・子育て応援給付金を一体的に実施します。 なお、第2期計画策定時に行われていなかった事業であり令和5年1月から開始しています。	健康課
1 5	出産入院費用支援の実施	正常分娩による出産で、国内の産科・産婦人科・助産所等に入院した産婦を対象に出産入院費用を助成します。 なお、第2期計画策定時に行われていなかった事業であり令和5年7月から開始しています。	健康課
1 6	母子手帳アプリの利活用（子育てアプリ）	電子母子手帳や予防接種のスケジュール管理機能、母子教室関係の予約等に活用し、高崎市の子育て支援情報を継続的に発信し、妊娠期から子育て期に至るまで切れ目のない子育て支援の充実を図ります。 なお、第2期計画策定時に行われていなかった事業であり令和5年4月から開始しています。	健康課

② 産後の支援の充実

出産後の保護者は、大きな精神的・身体的な不安や負担を感じ、また核家族化などを背景として近くに助けを求めることができる親族や知人がいない現状が多くある。

産後の支援は、子どもだけでなく保護者の心身の健康を支えていくことが大切であり、こうした支援の充実を図っている。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	子育てSOSサービス事業の実施（再掲）	妊娠中の人や乳幼児の保護者の心と身体にかかる負担軽減のため、ヘルパーを派遣して家事等を援助し、安心して育児や日常生活を営めるよう支援します。	保育課
2	産婦個別歯科健康診査の実施	かかりつけ医による、産後の歯科健康診査・歯科保健指導を受けることで、う歯や歯周病の治療・予防を目指します。	健康課
3	産後ケア事業の実施	産後の心身共に不安定な時期に、家族等から援助が受けられない母子等に対して、心身のケアや育児のサポートを行い、育児不安の解消や虐待の予防を図ります。 なお、第2期計画策定時に行われていなかった事業であり令和2年4月から開始しています。	健康課
4	産婦健康診査の実施	産後うつや新生児の虐待予防等を図るため、産婦の健康診査を実施し、心身状態を確認するとともに、産後初期段階における支援を強化し、安心して育児が行える環境を整えます。 なお、第2期計画策定時に行われていなかった事業であり令和2年4月から開始しています。	健康課

③ 相談支援体制の充実

核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、近隣に相談ができる親族や知人がいないため、孤立感を感じている保護者が増加している。

こうした保護者の不安や孤立感を和らげるための訪問による相談や、個別相談など相談支援体制の充実を図っている。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	助産師・保健師・栄養士による訪問指導の推進	育児上の困難や不安を感じる事が最も多い新生児期に家庭を訪問し、発育・生活環境等について助言し、育児不安の相談に応じ、安心して育児を行えるよう指導を行い、推進します。 なお、令和2年4月から栄養士も参加しています。	健康課

2	母子等保健推進員活動の推進(通称母推さん)	市長から委嘱を受けた地域の役員が、市と子育て家庭をつなぐ活動をしています。乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)と1歳児訪問では、乳幼児のいる家庭に伺い、健診等のお知らせや育児の悩みについて一緒に考えます。市は、活動内容の周知や研修等の実施により、地域住民の健康と福祉の増進に寄与する母子等保健推進員の活動を支援します。	健康課
3	母子等保健推進員による乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の推進	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みを聞き、必要に応じて市保健師につなげるなど、子育て支援に関する情報提供等を行います。	健康課
4	家庭児童相談の充実	子育てに悩んでいる人、悩みを相談する人が近くにいない人、不安のある人、母子生活支援施設への入所相談等、家庭児童に関する各種相談の充実を図ります。	こども救援センター
5	子どもの発達相談の充実	個別相談や保育所・認定こども園・幼稚園への巡回相談、学校訪問等で支援を必要とする子どもやその保護者、及び保育士、教諭等の支援の充実を図ります。	こども発達支援センター
6	子育て相談の実施	子育てなんでもセンターは、子育て支援の拠点施設として、子育て中や妊娠中の方が、1か所で様々な相談ができ、必要な支援が受けられる体制を整えます。母子等健康相談、子どもの発達面の相談、教育相談等を行います。	子育てなんでもセンター

④ 情報提供の推進

生活スタイルの多様化や子育て観の変化などにより求められる子育て情報は多種多様であり、またインターネット等の普及により簡単に情報を手にすることが可能となった反面、情報があふれ真に必要な情報の判断に苦慮することも見受けられることから、保護者それぞれの環境や立場によって必要な情報を伝えたり、いつでも情報を手に入れることができる環境づくりを進めている。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	びよびよ広場の実施	出生体重1,500g未満の児を対象に、低出生体重児の発育発達に合わせた育児についての情報提供を図り、家庭での療育を支援するとともに、当事者同士の交流の場を確保し、相互に支えあう力を育成することを目的としています。	健康課
2	保育所等入所案内等の配布	保育所・認定こども園(保育部分)入所案内は広報高崎や市のHPでの周知を行うほか、保育課・各支所保育担当課又は各施設において配布を行います。また、幼稚園・認定こども園(教育部分)に関する資料等も関連部署の窓口を設置及び配布を行います。	保育課 教職員課

3	子育て応援ブックの作成・配布	出産や子育てに関する各種サービスや相談窓口をわかりやすく掲載した情報誌を作成し、母子手帳交付時などに配布します。	こども家庭課
4	子育て応援情報サイト『ちゃいたか』の充実	子どもや子育てに関する情報を集めたポータルサイトとして、子育て中や子育てに関わっている人たちに対し、わかりやすく情報提供し、子育てに対する不安や悩みを軽減、解消できるよう充実を図ります。	こども家庭課
5	「すくいく」たかさき子育てサークル団体情報誌の作成・配布	子育てサークル団体に関する情報を分かりやすく掲載し、作成・配布します。	社会教育課
6	生涯学習情報サイト「まなびネットたかさき」の充実	市内各社会教育施設で実施する子育て支援講座の紹介、子育てサークル情報、家庭教育に関わる講師の紹介をします。	社会教育課
7	就園相談の実施	子育てなんでもセンターにおいて、保育所・認定こども園・幼稚園の情報提供・相談を行います。各園の園長等が輪番で相談を受け付けます。	子育てなんでもセンター

⑤ 経済的負担の軽減

子どもを希望する多くの夫婦が積極的に子どもを産む選択ができない主な理由として「子育てにお金がかかりすぎる」といった経済的理由が全体の約8割を占めている。

若年層の雇用環境は、非正規雇用割合の上昇等、厳しい状況にあることを踏まえ、法に基づく手当等の給付とともに市独自の施策による経済的負担の軽減に努めている。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	児童手当の支給	中学卒業までの児童を養育している者に、子育て家庭の生活を安定させ、生活の質が高まるよう支援するため、経済的負担の一部を支給します。なお、令和6年10月から制度改正により高校生年代までを対象としています。	こども家庭課
2	福祉医療費助成（中学校3年生まで）の実施	中学校3年生まで（15歳到達後最初の3月31日まで）の子どもに対する医療費の助成制度で、医療に係る自己負担金を助成することにより、健康管理の向上及び福祉の増進を図ります。なお、令和5年4月から対象年齢を高校生世代まで（18歳到達後最後の3月31日まで）対象を広げています。	保険年金課
3	幼児教育・保育の無償化の実施	保育所・認定こども園・幼稚園等を利用する3歳から5歳の全ての子どもについて、少子化対策を目的に保護者の経済的負担を軽減するため、保育料の無償化を実施します。	保育課 教職員課

4	第3子目以降保育料無料化の実施	保育所・認定こども園（保育部分）の3歳未満児及び放課後児童クラブにおいて児童の属する世帯が子どもを3人以上扶養している場合、申請により第3子目以降に該当する入所児童の保育料の無料化を実施します。 令和6年4月から手続き簡素化のため、申請が必要なくなりました。	保育課 こども家庭課
5	第3子目以降副食費無償化の実施	保護者が負担している副食費について、無償化の対象となる子どものうち、子どもの属する世帯が子どもを3人以上扶養している場合、第3子目以降に該当する子どもの副食費の無償化を実施します。	保育課 教職員課
6	実費徴収に係る補足給付事業の実施	一定の所得以下の世帯や第3子目以降の子どもがいる世帯等を対象に、保護者が教育・保育施設に支払うべき食事の提供に要する費用や日用品、文具などの購入等に要する費用の一部を助成します。	保育課 教職員課

(2) 仕事と子育ての両立支援

出産を機に仕事をやめる女性の割合は減少しているものの、実際に仕事をやめた女性の約4分の1が、仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立が難しいという理由で仕事をやめている。

就労形態の多様化や共働き家庭の増加など、多様な子育て支援ニーズを的確に捉え、仕事と子育ての両立を図ることができる環境づくりを進めている。

① 多様な保育ニーズに対する支援の充実

働きたくても子どもを預ける保育所・認定こども園がないため就労をあきらめている待機児童の問題が全国で発生している現状や、様々な就労形態による保育ニーズの多様化などの社会的な情勢を踏まえ、仕事を理由に出産・育児をあきらめることのないよう、同時に出産・育児を理由に就労をあきらめることのないような支援体制の充実を図っている。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	保育所等の施設の充実	保育所等の入所申込状況等を踏まえながら、待機児童が発生しないように施設の充実を図ります。	保育課
2	延長保育事業の充実	保護者からの保育ニーズに対応するため、通常の開所時間を延長して保育の充実を図ります。	保育課
3	休日保育事業の充実	保護者の就労等で休日の保育が必要になった場合の保育の充実を図ります。	保育課
4	一時預かり事業の充実	育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担軽減、保護者の疾病や災害等により家庭での保育が困難となる場合に、一時的な保育の充実を図ります。	保育課

5	幼稚園・認定こども園での一時預かり事業の充実	保護者の就労等の事由による保育ニーズに対応するため、幼稚園及び認定こども園の在園児（1号認定子ども）を主な対象とした一時預かり事業の充実を図ります。	教職員課 保育課
6	病児・病後児保育の充実	病気の発症時や回復期の子どもで、保護者の就労等の理由により、保護者が保育できない場合に、子どもを預かる事業で、実施施設の充実を図ります。 なお、令和6年2月からスマートフォンで24時間予約できるオンラインシステムを運用し、利用者の利便性向上も図っています。	保育課
7	子育て支援センターの充実	市内14の保育所・認定こども園、群馬福祉会館において、子育てに関する不安や疑問についての相談を受けたり、地域の保育情報の提供や活動状況の紹介などを行っています。 それぞれの実施場所で工夫しながら遊び場を提供し、親子、親同士、子ども同士のコミュニケーションづくりや子育てサークル活動などのお手伝いをしながら、地域での子どもの成長の見守り、子育て支援ができるよう機能の充実を図ります。	保育課
8	ファミリー・サポート・センター事業の充実	地域において子育ての援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、子育ての相互援助活動を行うことにより、安心してゆとりある子育てができる環境づくりを目指す活動を実施しています。 依頼・援助のコーディネートなどの支援体制や事業の周知等を引き続き充実させ、利用の促進を推進します。	保育課
9	交流・プレイルーム事業の実施	子育てなんでもセンターにおいて、子育て中の人がお互いに情報交換できる交流の場や子どもたちの遊びの場を提供し、安心して子どもを産み、育てることができるよう事業の充実を図ります。	子育てなんでもセンター
10	託児ルーム事業の実施	子育てなんでもセンターにおいて、子育て中のリフレッシュ（映画鑑賞や観劇、買い物、美容院）等、どんな時でも気軽に利用できる託児ルーム事業を実施します。 運営は、保育所などを運営する若手経営者で組織されたNPO法人に委託をし、保育士の資格を持つスタッフが常勤します。 なお、令和3年10月から群馬支所内にも託児ルームを開設し、本事業を実施しています。	子育てなんでもセンター 保育課

② 待機児童を出さないための施策の推進

保育所等の定員増に伴う増築等必要な施設整備を継続して実施するほか、保育士の確保を進めるための高崎市独自の補助制度を推進している。

さらに、今後も需要が見込まれる保育ニーズに対応するため、保育士資格取得者が働きやすい環境の整備に努めている。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	保育所等への施設整備補助の充実	定員増に伴い増築等が必要な保育所等に対する財政支援の充実に努めます。	保育課
2	保育所等入所待機児童解消補助制度の推進	年度途中でも保育所等に入所することができるよう、必要な保育士の人件費の一部に対する補助制度の推進を図ります。	保育課
3	保育士資格取得(予定)者等に対する施設見学の実施	保育士資格の取得を目指す学生や一度保育士を経験したが子育て等によりブランクのあった方々等を対象として、実際の保育所等の見学や先輩保育士との懇談により資格取得後等に保育士として働くことに希望が持てるよう、必要な取組みを実施します。	保育課
4	保育士確保事業の実施	潜在的な保育士不足が見受けられる中、需要が見込まれる保育ニーズに対応するため、人材派遣会社等を通じて保育士確保に努めます。 なお、令和5年度には子育てなんでもセンター内に就労支援などを行う総合窓口を設置し、さらに保育士等への家賃補助を実施することで、保育士等の人材不足の解消に努めています。	保育課

③ 放課後児童健全育成事業の推進

保護者の就労等により放課後に保育が必要な児童に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る放課後児童健全育成事業を推進し、すでに実施している高学年の更なる受け入れの促進や、必要に応じて施設整備を行うなど事業の充実を図ることで、仕事と子育ての両立に寄与している。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	放課後児童クラブの運営に対する支援の推進	放課後児童クラブに対するハード面、ソフト面の支援を継続して実施し、地域の実情に応じた適切な取組みを行います。	こども家庭課

④ 就労に関する情報提供の推進

高崎市が行う就労に関する事業のほか、ハローワークや群馬県が実施する就労支援事業との連携・協力を推進していくとともに、出産等により仕事をやめた人たちなどの再就職支援のため、情報提供に努めている。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	市民就業相談の実施	就職・就労に関する悩みや相談に対し、就労支援や職業訓練などの各種支援機関の案内に努めます。	産業政策課
2	ハローワークとの連携	子育て中の人々の再就職を支援するため、求人情報の提供や就職面接会などハローワークと連携し、一人でも多くの人を就職につなげていけるよう努めます。	公共職業安定所 産業政策課

3	就労相談の実施	子育てなんでもセンターにおいて、出産、子育てを機に離職した人の再就職に向けた支援、子育てと仕事の両立などに関する相談、ハローワークと連携した求人情報の提供を行います。 毎週水曜日はハローワークが、火曜日から金曜日はキャリアコンサルタントの資格を持つスタッフが、相談を受け付けます。	子育てなんでもセンター
---	---------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------

⑤ 男女共同参画の推進

固定的な性別役割分担意識の解消を進め、男女がよきパートナーとしてともに責任を担い、性別にかかわらず一人ひとりの個性や能力を十分に発揮できる社会の充実を図っている。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	高崎市男女共同参画計画に基づく事業の推進	「高崎市第4次男女共同参画計画」に基づき、男女共同参画社会の形成に関する事業を推進します。	人権男女共同参画課
2	DV相談及び男女共同参画相談の充実	配偶者等からの暴力や、男女の日常生活で生じる問題などの相談に応じ、必要な支援を行います。	人権男女共同参画課
3	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	仕事と生活との調和の普及を図るため、男性も主体的に子育てや家事に関わることができるような講座の開催や、育児・介護休業の取得しやすい職場環境づくりに向けた啓発に努めます。	人権男女共同参画課

(3) ひとり親への支援

様々な理由によりひとり親となった家庭は、経済的な困窮、就労における課題、子どもの養育の状況など、様々な問題を抱えている家庭の割合が高く、その子どもの成長の過程においてその夢や希望をあきらめなければならないことがある。

これらに対応するため、ひとり親家庭の保護者の負担軽減や、子どもがそれぞれの成長段階で夢や希望の実現に向けチャレンジできる支援を進めている。

① 日常生活支援の充実

ひとり親家庭が抱える経済的・精神的な困難に対する支援を行い、日常生活の安定を図りながら自立に向けた支援の充実を図っている。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	児童扶養手当の支給	父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童を対象に、育成される家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため、手当を支給します。	こども家庭課

2	ひとり親家庭等への医療費助成の実施	ひとり親家庭で19歳未満（18歳到達後最初の3月31日まで）の児童とその扶養者に対して医療費の自己負担分を助成する制度で、医療費の負担を軽減し、健康管理の向上及び福祉の増進を図ります。	保険年金課
3	ひとり親家庭児童入学（卒業）祝金の支給	ひとり親家庭の児童が小学校に入学する場合、又はひとり親家庭の児童が中学校を卒業する場合、保護者の方に入学（卒業）祝金を支給します。	こども家庭課
4	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の推進	保護者が疾病や仕事等の社会的な事由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合、児童福祉施設等で一時的に養育をします。	こども救援センター
5	未婚のひとり親に対する寡婦（夫）のみなし適用	税法上、寡婦（夫）控除を受けられない婚姻歴のないひとり親に対し、寡婦（夫）控除等をみなし適用し、負担軽減を図ります。申請に基づき認定された場合は、寡婦（夫）控除が適用されたものとして使用料等を算定します。 なお、令和3年度分より、地方税法等の一部改正により「ひとり親控除」が創設されたため、当該みなし適用が廃止となりました。	こども家庭課

② 自立のための就労支援等の充実

ひとり親家庭の保護者がよりよい収入や雇用条件で就労することができるようにするための援助や、子どもの学費や事業開始のための資金の貸付等を行うことによってひとり親家庭の自立の推進を図っている。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	高等職業訓練促進給付金等事業の推進	母子家庭の母又は父子家庭の父の自立促進を図るため、促進費及び一時金を支給し、生活の安定に資する資格の取得を支援します。	こども家庭課
2	自立支援教育訓練給付金事業の推進	母子家庭の母又は父子家庭の父の職業能力開発を支援し、ひとり親家庭の自立促進を図るために訓練給付金を支給し、母子・父子家庭の自立を推進します。	こども家庭課
3	高卒認定試験合格支援給付金の充実	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親及び、その子どもが高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に、対策講座の授業費用の一部を補助し、ひとり親家庭の親及び、その子どもの学びなおしを支援します。	こども家庭課
4	母子父子寡婦福祉資金貸付金の充実	母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立と児童の福祉を増進するための貸付の充実を図ります。	こども家庭課
5	母子・父子自立支援員による相談体制の充実	母子・父子自立支援員を配置し、母子・父子家庭等の自立に向けた総合的な支援、相談の充実を図ります。	こども家庭課

3. 地域社会のすべての人たちが親子の成長を支え、見守り、共に喜びを分かち合える社会の構築

(1) 地域の子育て支援体制の強化

様々な社会的要因を背景に地域のつながりの希薄化とともに地域の子育て力の低下が懸念されているが、子育て中の保護者が子育てに不安や孤立感を持つことがなくなるようにするには地域の支援や見守りが不可欠である。

そのため、行政による支援の強化とともに、地域の人たちによる子育てに対する見守りを強化し、地域社会全体の子育て支援体制の充実を図っている。

① 相談・支援体制の強化

出産や子育てに対する相談や指導體制の充実を図るとともに、地域に出ることを躊躇している保護者には訪問による相談等を行い、子育ての不安を取り除く体制を強化している。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	健康課保健師等による相談指導等の充実	妊産婦・新生児を対象に家庭訪問をし、疾病予防と育児不安等の軽減のために必要な保健指導、助言を行い、また健（検）診等で発達や養育に不安のある母子を対象に、養育指導と不安解消のための相談を受け付けます。	健康課
2	母子等保健推進員活動の推進(通称母推さん)(再掲)	市長から委嘱を受けた地域の役員が、市と子育て家庭をつなぐ活動をしています。乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)と1歳児訪問では、乳幼児のいる家庭に伺い、健診等のお知らせや育児の悩みについて一緒に考えます。市は、活動内容の周知や研修等の実施により、地域住民の健康と福祉の増進に寄与する母子等保健推進員の活動を支援します。	健康課
3	乳幼児健康診査未受診者対策の強化	乳幼児健康診査未受診者をもらさず受診勧奨を行い、もれなく発育・発達の確認を行います。	健康課
4	養育支援等必要な訪問支援の実施	子育てに不安を抱えていたり、さまざまな理由により子どもの養育に支援を必要としている家庭等に対して、専門職員や保健師等が訪問を行い、保護者の育児不安の軽減や定期的な訪問支援等を行うことにより、養育力の向上や児童虐待等の未然防止を図ります。	こども救援センター 健康課

5	子育て世代包括支援センター事業	<p>保健センター6か所とこども家庭課（子育てなんでもセンター）、こども救援センターにおいて以下の業務を推進します。</p> <p>■全ての妊産婦・乳幼児・保護者等、子育て世代を対象として、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、関係各機関と連携調整を行い、地域・関係各機関へ子育て情報等の発信に努めます。</p> <p>■母子健康手帳交付時に保健師・助産師が行う面談の機会を活用し、必要な情報の把握と相談に応じ、適切な関係機関・支援を紹介するなどして、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行います。</p>	健康課 こども家庭課 子育てなんでもセンター こども救援センター
---	-----------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------

② ボランティア・NPO等との連携及び活動支援の推進

子どもたちの健やかな成長の支援には、保護者や事業者、行政だけでなく地域で活躍するボランティアの方々やNPO・子育て支援団体等の協働が不可欠であることから、ボランティアやNPO等との連携・協力体制を進めていくとともに、これらの方々が活動しやすい環境の整備及び支援の充実を図っている。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	ファミリー・サポート・センター事業の会員への支援	地域における子育て援助の担い手であるファミリー・サポート・センター事業の「まかせて会員」になりやすい環境の整備と、その支援の充実を図ります。	保育課
2	ブックスタート事業の推進	赤ちゃんと保護者が絵本を通じて、親子のふれあいや絆を深めるきっかけづくりを目的としたブックスタート事業を地域の読み聞かせボランティアへ委託し、協働で推進します。	こども家庭課
3	こども基金助成事業の充実	主体的に子育て支援活動を行う団体を対象として、高崎市こども基金からその活動費の一部を助成することで、子育て支援活動の支援の充実を図ります。	こども家庭課
4	『ちゃいたか』サポーターの活動支援の充実	子育て応援情報サイト「ちゃいたか」では、市民ボランティアの「ちゃいたかサポーター」が子育て等の情報を発信します。新規サポーターへの全3回の研修やサポーター会議等を開催し、活動支援の充実を図ります。	こども家庭課

(2) 児童虐待防止対策の充実

高崎市においても児童虐待相談・対応件数が増加する中、こども救援センターでは、虐待対応の迅速化ときめ細やかな支援を行うため、専門職の配置も含めた体制の強化を図っている。

また、地域の見守りや関係機関との更なる連携により、虐待の早期発見・早期対応と未然防止に努めている。

① 児童虐待防止への意識の醸成及び通告、連絡体制の整備の充実

児童虐待の未然防止、早期発見には地域住民からの通告や連絡などが不可欠であり、虐待の可能性があると感じた場合は、すぐに関係機関等へ通告する意識の醸成を図ると同時に、通告をしやすく、受けやすい環境整備の充実を図っている。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	相談・訪問支援体制の強化	適切な児童家庭相談援助活動、虐待通告があった場合等の迅速な対応とその後の適切な支援体制を強化します。	こども救援センター
2	24時間電話受付体制の実施	24時間電話相談等窓口を開設し、児童虐待通告や相談等の受付体制の充実を図ります。	こども救援センター
3	オレンジリボン児童虐待防止推進キャンペーンの実施	毎年11月は、国が推進する児童虐待防止推進月間です。期間中は研修会を開催するなど、児童虐待防止に向けた啓発活動を実施します。	こども救援センター

② 関係機関との連携体制の強化

通告があった場合の迅速な対応や情報共有には、日頃からの緊密な連携体制が重要となることから、ケースに応じた迅速かつ適切な対応をとることができる連携体制の強化に努めている。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	群馬県児童相談所等関係機関との連携・情報共有体制の充実	児童福祉機関や保健医療機関、教育機関等の関係機関による連携を強化し、ケース会議等での情報共有や必要に応じた緊急会議を開催します。	こども救援センター
2	高崎市子どもを守る地域協議会（要保護児童対策地域協議会）の充実及び強化	要保護児童の早期発見や適正な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために設置され、各関係機関との連携・協力を確保しながら、要保護児童等に対する総合的な支援を実施します。	こども救援センター

(3) 子育て支援事業に従事する人たちへの支援体制の充実

子どもや子育て支援において保育所・認定こども園・幼稚園は地域の中核的な役割を担う施設であり、また放課後児童クラブもその必要性・重要性が高まっている。

こうした施設に対する質的・量的な支援の充実を図り、保護者や子どもたちが安心して利用できる環境づくりを進めている。

① 保育所・幼稚園・認定こども園への支援の強化

共働き世帯の増加などにより、乳幼児の保育ニーズは今後も一定の増加が見込まれており、子育てをしながら仕事との両立を図ることの環境整備には、保育施設のソフト・ハードのいずれの充実も不可欠であることから、保育施設との緊密な連携、協力体制の整備及び支援の充実を図っている。

また、高崎市の幼児教育の充実には、教育施設と市との密接な関係を構築していくことが必要であり、保育施設の支援と同様、教育施設に対する支援の充実も図っている。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	保育所等の環境整備に対する財政支援の充実	保育ニーズに対応するための施設整備や、途中入所が可能となるような運営に対して、財政支援を実施するなど保育所等における環境整備に努めます。	保育課
2	私立幼稚園の運営に対する支援の実施	私立幼稚園の教育の振興及びその経営の健全化を支援するため、運営費の一部に対する補助を実施します。	教職員課
3	認定こども園移行施設に対する支援の実施	認定こども園に移行する施設に対し、円滑に移行ができるよう、適切な支援を行います。	保育課 教職員課

② 放課後児童クラブ関係者への支援の推進

共働き家庭の増加などにより、放課後児童クラブの充実は緊急の課題であり、質・量ともにその充実が望まれており、子どもたちが実りのある放課後を過ごすために、放課後児童クラブ関係者との連携、協力体制を推進し、その環境整備や支援の強化を図っている。

NO	事業名等	事業内容や今後の取組み・目標等	担当課
1	放課後児童支援員等を対象とした研修会の実施	設備及び運営に関する基準を定めた条例でも、事業者が支援員等の資質向上のための研修会を確保しなければならないことが定められているため、職員の知識及び技術の向上が図れるよう、県と連携しながら各種研修会の実施に努めます。	こども家庭課

◎ 基本的視点における事業等一覧

基本的視点	基本目標	基本施策	事業名等
1 子どもの視点からの方向性	(1) 子どもの健やかな成長を支援する体制づくり	①乳幼児健診、保健指導等の充実	股関節脱臼検診の実施
			乳幼児健康診査（委託）の推進
			乳幼児健康診査（集団）の実施
			2歳児個別歯科健康診査の実施
			あかちゃん学級の推進
			すくすく相談
			個別保健指導
			離乳食教室
		②小児医療体制及び保健医療サービスの充実	夜間休日急病診療所
			休日当番医
			小児救急医療体制整備
			定期予防接種の実施
			任意予防接種（一部公費負担）の実施
			特別の理由により免疫が消失した子どもの再接種費用の助成
			インフルエンザ、ノロウイルス等感染症の予防啓発、情報の発信、指導等。手洗いチェッカー貸出事業
	小児慢性特定疾病医療費の支給		
	③食育の推進	高崎市食育推進計画に基づく事業の推進	
		保育所・認定こども園・幼稚園での食育の推進	
		小中学校での学校給食の充実及び食育教育の充実	
	④子どもの生きる力の育成	確かな学力向上の支援	
		豊かな人間性育成の支援	
		心身の健康と体力の向上への支援	
	⑤相談支援体制の充実	ヤングケアラーSOSサービス事業	
(2) 特別な支援が必要な子どもへの支援の充実	①障害のある子どもへの支援体制の充実	高崎市障害者福祉計画に基づく事業の推進	
		児童発達支援事業の充実	
		放課後等デイサービス事業の充実	
		保育所等訪問支援事業の充実	
		障害児相談支援事業の充実	
		障害者支援SOSセンターばる〜んにおける相談・支援の充実	
		特別児童扶養手当の支給	
		障害児福祉手当の支給	
		福祉医療費助成の実施	
		育成医療の実施	

			個別相談の充実
			保育所・認定こども園・幼稚園等巡回相談の推進
		②発達に不安のある子どものサポート体制の推進	学校訪問相談の充実
			乳幼児発達相談「にこにこるーむ」
			ペアレントトレーニング
			気になる子への支援の推進
		③情報提供の推進	障害児相談支援事業所や障害者支援SOSセンターでの相談体制の充実、市HPにて最新情報の掲載など
	(3)安全・安心な子どもの成長に配慮した環境の整備	①児童館・児童センターの充実	児童館・児童センターの充実
			民間児童センターへの支援の充実
		②図書館、公民館などを活用した学習環境の充実	子ども向け絵本の充実及び保護者への情報提供
			読み聞かせの会の推進
			ブックスタート事業との連携の強化
			子育て支援講座等の充実
			子ども図書館の整備
		③公園、運動場等の充実	公園・緑地のユニバーサルデザイン化
			公園の整備
			体育施設の整備
	(4)良質な教育や保育を受けられる環境の整備	①幼児期の教育・保育環境の基盤整備の充実	教育・保育施設に対する必要な基盤整備
		②学校施設及び放課後児童クラブの整備・充実	安心して学ぶことができる教育環境の整備
			放課後児童クラブに対する必要な環境整備

基本的視点	基本目標	基本施策	事業名等
2 保護者の視点からの方向性	(1)安心して子どもを産み育てることができる環境づくり	①妊娠・出産期の支援の充実	一般不妊治療費助成事業の実施
			不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施 なお、不妊治療の保険適用化に伴い、特定不妊治療費助成制度は終了したが、生殖補助医療費助成事業を実施している。
			不育症治療費助成事業の実施
			妊婦健康診査の充実
			妊婦個別歯科健康診査の実施
			マタニティレッスン・プレパパママ教室の実施
			おなかの赤ちゃんをみんなで守る事業の推進
			多胎妊婦健康診査費助成の実施
			新生児聴覚検査費助成の実施
			子育てSOSサービス事業の実施
			がん患者等妊孕性温存治療費等助成事業の実施 なお、第2期計画策定時に行われていなかった事業であり令和2年4月から開始している。

		<p>新生児難病検査等費用助成の実施 なお、第2期計画策定時に行われていなかった事業であり令和5年10月から開始している。</p> <p>初回産科受診料助成事業の実施 なお、第2期計画策定時に行われていなかった事業であり令和5年6月から開始している。</p> <p>出産・子育て応援事業の実施 なお、第2期計画策定時に行われていなかった事業であり令和5年1月から開始している。</p> <p>出産入院費用支援の実施 なお、第2期計画策定時に行われていなかった事業であり令和5年7月から開始している。</p> <p>母子手帳アプリの利活用（子育てアプリ） なお、第2期計画策定時に行われていなかった事業であり令和5年4月から開始している。</p>
	②産後の支援の充実	<p>子育てSOSサービス事業の実施（再掲）</p> <p>産婦個別歯科健康診査の実施</p> <p>産後ケア事業の実施 なお、第2期計画策定時に行われていなかった事業であり令和2年4月から開始している。</p> <p>産婦健康診査の実施 なお、第2期計画策定時に行われていなかった事業であり令和2年4月から開始している。</p>
	③相談支援体制の充実	<p>助産師・保健師・栄養士による訪問指導の推進 なお、令和2年4月から栄養士も参加している。</p> <p>母子等保健推進員活動の推進（通称母推さん）</p> <p>母子等保健推進員による乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の推進</p> <p>家庭児童相談の充実</p> <p>子どもの発達相談の充実</p> <p>子育てなんでもセンターでの子育て相談の実施</p>
	④情報提供の推進	<p>ぴよぴよ広場の実施</p> <p>保育所等入所案内等の配布</p> <p>子育て応援ブックの作成・配布</p> <p>子育て応援情報サイト『ちゃいたか』の充実</p> <p>「すくいく」たかさき子育てサークル団体情報誌の作成・配布</p>

			生涯学習情報サイト「まなびネットたかさき」の充実
			子育てなんでもセンターでの就園相談の実施
	⑤経済的負担の軽減		児童手当の支給 なお、令和6年10月から制度改正により高校生年代までを対象としている。
			福祉医療費助成（中学校3年生まで）の実施 なお、令和5年4月から対象年齢を高校生世代まで（18歳到達後最後の3月31日まで）対象を広げている。
		幼児教育・保育の無償化の実施	
		第3子目以降保育料無料化の実施	
		第3子目以降副食費無償化の実施	
		実費徴収に係る補足給付事業の実施	
(2) 仕事と子育ての両立支援		①多様な保育ニーズに対する支援の充実	
			延長保育事業の充実
			休日保育事業の充実
			一時預かり事業の充実
			幼稚園・認定こども園での一時預かり事業の充実
			病児・病後児保育の充実
			子育て支援センターの充実
			ファミリー・サポート・センター事業の充実
			子育てなんでもセンターでの交流・プレイルーム事業の実施
			子育てなんでもセンターでの託児ルーム事業の実施
	②待機児童を出さないための施策の推進		保育所等への施設整備補助の充実
			保育所等入所待機児童解消補助制度の推進
			保育士資格取得（予定）者等に対する施設見学の実施
			保育士確保事業の実施
	③放課後児童健全育成事業の推進		放課後児童クラブの運営に対する支援の推進
	④就労に関する情報提供の推進		市民就業相談の実施
			ハローワークとの連携 子育てなんでもセンターでの就労相談の実施
	⑤男女共同参画の推進		高崎市男女共同参画計画に基づく事業の推進
			DV相談及び男女共同参画相談の充実
			仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

	(3) ひとり親への支援	①日常生活支援の充実	児童扶養手当の支給
			ひとり親家庭等への医療費助成の実施
			ひとり親家庭児童入学（卒業）祝金の支給
			子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の推進
			未婚のひとり親に対する寡婦（夫）のみなし適用 なお、令和3年度分より、地方税法等の一部改正にされ「ひとり親控除」が創設されたため、当該のみなし適用が廃止となる。
		②自立のための就労支援等の充実	高等職業訓練促進給付金等事業の推進
			自立支援教育訓練給付金事業の推進
			高卒認定試験合格支援給付金の充実
			母子父子寡婦福祉資金貸付金の充実
			母子・父子自立支援員による相談体制の充実

基本的視点	基本目標	基本施策	事業名等
3 地域・子育て支援関係者の視点からの方向性	(1) 地域の子育て支援体制の強化	①相談・支援体制の強化	健康課保健師等による相談指導等の充実
			母子等保健推進員活動の推進（通称母推さん）（再掲）
			乳幼児健康診査未受診者対策の強化
			養育支援等必要な訪問支援の実施
			子育て世代包括支援センター事業
		②ボランティア・NPO等との連携及び活動支援の推進	ファミリー・サポート・センター事業の会員への支援
			ブックスタート事業の推進
			こども基金助成事業の充実
			『ちゃいたか』サポーターの活動支援の充実
			(2) 児童虐待防止対策の充実
	24時間電話受付体制の実施		
	②関係機関との連携体制の強化	オレンジリボン児童虐待防止推進キャンペーンの実施	
		群馬県児童相談所等関係機関との連携・情報共有体制の充実	
		高崎市子どもを守る地域協議会（要保護児童対策地域協議会）の充実及び強化	
	(3) 子育て支援事業に従事する人たちへの支援体制の充実	①保育所・幼稚園・認定こども園への支援の強化	保育所等の環境整備に対する財政支援の充実
私立幼稚園の運営に対する支援の実施			
②放課後児童クラブ関係者への支援の推進		認定こども園移行施設に対する支援の実施	
		放課後児童支援員等を対象とした研修会の実施	

第5 子ども・子育て支援事業の展開

1. 子ども・子育て支援法に基づく量の見込み及び確保方策

(1) 法に基づく量の見込み及び確保方策の趣旨

法では、市町村は、基本指針に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する市町村子ども・子育て支援事業計画を定めることになっている。

事業計画には、教育・保育等の現在の利用状況等を参考に教育・保育提供区域ごとに、5年間の教育・保育等の必要利用定員総数（量の見込み・需要）と供給体制の確保の内容（確保方策・供給）を具体的な数値目標として設定することとされている。

高崎市においては、今後、さまざまな施策の実施により社会的な状況等の変化等も考えられ、将来の状況が不透明であることから現状での実績を参考に数値を設定することを基本としている。

また、本計画における教育・保育提供区域は、高崎市全域を1区域としている。

(2) 量の見込み等の設定の対象となる事業

区分	設定区分・事業名	内容・設定細目等
教育・保育	1号認定	3～5歳：保育の必要性なし
	2号認定	3～5歳：保育の必要性あり
	3号認定	1・2歳：保育の必要性あり
		0歳：保育の必要性あり
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	
	時間外保育事業（延長保育事業）	
	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	
	一時預かり事業	
	幼稚園での一時預かり事業	
	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	
	病児・病後児保育事業	
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
	妊婦健康診査	
	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	
	養育支援訪問事業、こどもを守る地域ネットワーク機能強化事業	
	実費徴収に係る補足給付事業（※）	

（※） 実費徴収に係る補足給付事業については、量の見込み等を作成する事業の対象外。

(3) 児童数の推計

量の見込み等の設定にあたり、計画期間内の児童数を推計している。

児童数の推計にあたっては、人口動態の状況や出生数の推移等を踏まえて見込むこととされている。高崎市の総人口は過去5年間ほぼ同水準を保っているものの、就学前(0～5歳)児童数においてはこれまで減少傾向で推移しており、平成31年4月1日現在17,798人で、18,000人を下回る状況となっている。

そのため、本計画においては計画策定時の児童数の水準を基に、一定の割合で減少していくものとして推計している。

(4) 量の見込みの算出

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは、現在の利用状況や実績、潜在的な利用希望を把握するために実施したニーズ調査により算出されたニーズ量等を総合的に考慮し算出したものである。

(5) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び確保方策

① 幼児期の学校教育・保育の基本的事項

(ア) 支給認定

施設型給付の対象となる子どもは、法第19条に定める支給要件に基づき、法第20条の規定により市の認定を受けることになる。

認定区分の概要は次のとおりである。

認定区分	対象となる子ども	給付の内容	対象施設・事業
1号認定子ども	満3歳以上で教育を希望する (保育の必要性がない) 就学前の子ども	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定子ども	満3歳以上で保育を必要とする 就学前の子ども	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定子ども	満3歳未満で保育を必要とする 就学前の子ども	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育事業等

(イ) 幼稚園及び保育所の入園・入所実績

過去4年間の幼稚園及び保育所の入園・入所実績は次のとおりである。

単位(人)

区分・年齢		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童数	3～5歳	9,079	8,866	8,634	8,226
	0～2歳	8,285	7,857	7,595	7,388
幼稚園	未移行	552	491	427	231
	1号	2,896	2,672	2,446	2,354
	計	3,448 (38.0%)	3,163 (35.7%)	2,873 (33.3%)	2,585 (31.4%)
保育所	3～5歳児	5,419 (59.7%)	5,480 (61.8%)	5,517 (63.9%)	5,425 (65.9%)
3～5歳児 合計		8,867 (97.7%)	8,643 (97.5%)	8,390 (97.2%)	8,010 (97.4%)
幼稚園	未移行	93	79	74	54
	1号	348	386	317	337
	計	441 (5.3%)	465 (5.9%)	391 (5.1%)	391 (5.3%)
保育所	0～2歳児	4,221 (50.9%)	4,219 (53.7%)	4,249 (55.9%)	4,317 (58.4%)
0～2歳児 合計		4,662 (56.3%)	4,684 (59.6%)	4,640 (61.1%)	4,708 (63.7%)

- ※1 児童数及び保育所の入所実績、幼稚園の入園実績は、各年度3月時点
 ※2 幼稚園には認定こども園(教育部分)を含む。保育所には認定こども園(保育部分)、事業所内保育事業、小規模保育事業等含む。
 ※3 ()内は、各年度の年齢区別の児童数に対する入園・入所児童の割合

3～5歳児の利用率実績は、ほぼ横ばいで、利用児童数は令和2年度実績から857人減少しているが、利用を希望する児童については利用できている状況となっている。

一方、0～2歳児の利用実績は、増加傾向にあり、利用児童数は令和2年度実績から46人増加し、約7.4ポイント増加している。

② 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

(ア) 1号認定及び2号認定の量の見込みの考え方

1号認定及び2号認定の対象となる3～5歳児については、令和5年度の利用実績で約97.4%が幼稚園や保育所等を利用している状況である。

今後もこの状況に大きな変化はないものと見込み、対象児童全員が幼稚園や保育所等を利用することとして量の見込みを設定している。

(イ) 3号認定の量の見込みの考え方

3号認定の対象となる0～2歳児については、利用実績が増加傾向にあり女性の社会進出による共働き家庭の増加や核家族化などの社会的な背景を考慮すると今後もこの傾向は続くものと見込まれるが、将来的な展望は不透明な状況である。

こうした状況を勘案し、本計画では3号認定の量の見込みを令和元年度の実績見込みを踏まえた水準に設定している。なお、量の見込みの設定に関しては、計画策定時の見込みであり、実際の利用状況や社会的動向等を踏まえ、適宜修正を行うとしている。

③ 幼児期の学校教育・保育の量の確保方策

幼児期の学校教育・保育の量の見込みに対する確保方策は、保育所、認定こども園の増改築や新設、保育士確保施策、移行を希望する幼稚園の認定こども園化の推進による満3歳児未満の受け入れ枠の拡大により対応可能と見込んでいる。

幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び確保方策

単位 (人)

	令和2年度						令和3年度						令和4年度						令和5年度						令和6年度					
	1号		2号		3号		1号		2号		3号		1号		2号		3号		1号		2号		3号		1号		2号		3号	
	学校教育のみ	学校教育の活用希望が強い	保育	1・2歳	0歳	学校数	学校教育のみ	学校教育の活用希望が強い	保育	1・2歳	0歳	学校数	学校教育のみ	学校教育の活用希望が強い	保育	1・2歳	0歳	学校数	学校教育のみ	学校教育の活用希望が強い	保育	1・2歳	0歳	学校数	学校教育のみ	学校教育の活用希望が強い	保育	1・2歳	0歳	
①量の見込み	3,977	381	4,972	2,894	1,017	400	4,000	5,000	2,900	1,000	400	4,000	5,000	2,900	1,000	400	4,000	5,000	2,900	1,000	400	4,000	5,000	2,900	1,000	400	4,000	5,000	2,900	1,000
②確保方策	4,440	600	5,477	3,176	1,070	600	4,440	5,477	3,176	1,070	600	4,440	5,477	3,176	1,070	600	4,440	5,477	3,176	1,070	600	4,440	5,477	3,176	1,070	600	4,440	5,477	3,176	1,070
特定教育・保育施設	3,506	—	5,477	3,176	1,070	—	3,506	5,477	3,176	1,070	—	3,506	5,477	3,176	1,070	—	3,506	5,477	3,176	1,070	—	3,506	5,477	3,176	1,070	—	3,506	5,477	3,176	1,070
確認を受けない幼稚園	934	—	—	—	—	—	934	—	—	—	—	934	—	—	—	—	934	—	—	—	—	—	934	—	—	—	—	—	—	—
幼稚園及び預かり保育	—	600	—	—	—	600	—	—	—	—	600	—	—	—	—	600	—	—	—	—	—	—	600	—	—	—	—	—	—	—
特定地域型保育事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
認可外保育	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
過不足 (②-①)	463	219	505	282	53	200	440	477	276	70	200	440	477	276	70	200	440	477	276	70	200	440	477	276	70	200	440	477	276	70

(6) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

① 地域子ども・子育て支援事業の趣旨

地域子ども・子育て支援事業は、法第59条に規定された市町村が実施する事業で、地域の実情に応じ、妊娠、出産から育児までの切れ目のない支援を総合的に実施している。

② 地域子ども・子育て支援事業の概要及び量の見込み等の考え方

地域子ども・子育て支援事業に規定される各事業の概要は、下記のとおりである。

また、各事業の量の見込みは、現時点において、今後の見通しは不確定な要素が多いことから、原則として各事業のこれまでの実績を基準として実利用人数が今後も同水準を保つと見込み設定している。

確保方策については、今後の情勢を見極めつつ、利用者の希望が増加すると見込まれた場合には、速やかに実施体制を整えていくこととしている。

(ア) 利用者支援事業

子ども又は保護者の身近な場所で、保育所・認定こども園・幼稚園等の教育・保育施設や、一時預かり、病児・病後児保育事業など地域の子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう情報の集約や提供などを行うとともに、保護者からの相談に応じ、必要な助言や関係機関との連絡調整等を行う事業である。

高崎市では、保育課及び各支所窓口での保育所等の入所相談機能を充実させるとともに、各保健センターにおいても妊娠・出産・育児に関する各種相談に対し、情報提供、助言、指導を適切に行い、保護者からの相談に柔軟に応じていくことができるよう体制の整備を進めている。

■ 量の見込み及び確保方策

		令和2年度～令和6年度
①量の見込み	基本型・特定型	1か所
	母子保健型	6か所
②確保方策	基本型・特定型	1か所
	母子保健型	6か所
②-①		0か所

※ 量の見込み等の数値は、各年度（単年度）の数量

※ 基本型・特定型：主として、地域子育て支援拠点等身近な場所で日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設で実施

※ 母子保健型：主として、保健センター等母子保健に関する相談機能を有する施設で実施

※ 基本型・特定型は、総合相談・情報提供機関として保育課を、母子保健型は、総合保健センター健康課、各保健センターを設定

※ 利用実績を基本として設定するが、今後の利用希望の状況等により適宜見直しを行う。

(イ) 時間外保育事業（延長保育事業）

保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加等に伴い、保育所の開所時間（11時間）を超える保育需要に対応するため、保育所において必要な保育を実施する事業である。

■ 量の見込み及び確保方策

	令和2年度～令和6年度
①量の見込み	概ね1,500人
②確保方策	概ね1,500人
②-①	0人
実施箇所数	概ね34か所

※ 量の見込み等の数値は、各年度（単年度）の数量

※ 利用実績を基本として設定するが、今後の利用希望の状況等により適宜見直しを行う。

(ウ) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

共働き家庭など保護者が昼間家庭にいない児童に、専用施設や学校の余裕教室などで遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業である。

■ 量の見込み及び確保方策

		令和2年度～令和6年度
①量の見込み	1年生	概ね1,100人
	2年生	概ね1,050人
	3年生	概ね900人
	4年生	概ね580人
	5年生	概ね360人
	6年生	概ね210人
	合計	概ね4,200人
②確保方策		概ね4,200人
②-①		0人
実施箇所数		概ね98か所

※ 量の見込み等の数値は、各年度（単年度）の数量

※ 利用実績を基本として設定するが、今後の利用希望の状況等により適宜見直しを行う。

(エ) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

小学校就学前の児童とその保護者が身近な場所で自由に利用し、親子同士の交流や子育てについての情報の提供や育児に対する相談などを受け付ける子育て支援の拠点となる施設を設置する事業である。

■ 量の見込み及び確保方策

	令和2年度～令和6年度
①量の見込み	概ね10,000人（延べ人数）
②確保方策	概ね10,000人（延べ人数）
②－①	0人
実施箇所数	概ね16か所

※ 量の見込み等の数値は、各月度（単月度）の数量

※ 利用実績を基本として設定するが、今後の利用希望の状況等により適宜見直しを行う。

(オ) 一時預かり事業（幼稚園等での一時預かり事業含む）

保護者の就労形態の多様化への対応などにより、通常の教育時間の前後や長期休業中に、希望する児童を対象として幼稚園や認定こども園（教育部分）において実施する預かり保育や、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、昼間、保育所や認定こども園において一時的に預かる事業である。

■ 量の見込み及び確保方策

		令和2年度～令和6年度
①量の見込み	幼稚園等	概ね110,000人（延べ人数）
	保育所等	概ね7,000人（延べ人数）
②確保方策	幼稚園等	概ね110,000人（延べ人数）
	保育所等	概ね7,000人（延べ人数）
②－①		0人
実施箇所数	幼稚園等	概ね62か所
	保育所等	概ね16か所

※ 量の見込み等の数値は、各年度（単年度）の数量

※ 利用実績を基本として設定するが、今後の利用希望の状況等により適宜見直しを行う。

(カ) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

ショートステイは、保護者が、疾病や仕事の都合など身体上、環境上の理由等により児童の養育が困難となった場合に、児童福祉施設等で一定期間（原則として7日以内）その児童を養育、保護する事業である。高崎市では、乳児院1か所、児童養護施設3か所で実施している。

また、トワイライトステイは、保護者が、仕事等で帰宅が夜間になる等の理由により児童の養育が困難となった場合に、児童福祉施設等で一時的（夕方から概ね10時ごろまで）にその児童を養育、保護する事業である。高崎市では、児童養護施設3か所で実施している。

■ 量の見込み及び確保方策

		令和2年度～令和6年度
①量の見込み	ショートステイ	概ね70人（延べ人数）
	トワイライトステイ	概ね10人（延べ人数）
②確保方策	ショートステイ	概ね70人（延べ人数）
	トワイライトステイ	概ね10人（延べ人数）
②－①		0人
実施箇所数	ショートステイ	概ね4か所
	トワイライトステイ	概ね3か所

※ 量の見込み等の数値は、各年度（単年度）の数量

※ 利用実績を基本として設定するが、今後の利用希望の状況等により適宜見直しを行う。

(キ) 病児・病後児保育事業

児童が発熱等の急な病気になった場合、病院や保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する、又は、保育中に体調不良となった児童を保育所等の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業である。高崎市では、病児対応型が4か所、病後児対応型が1か所、体調不良時対応型が11保育所等で実施している。

■ 量の見込み及び確保方策

		令和2年度～令和6年度
①量の見込み		概ね5,500人（延べ人数）
②確保方策		概ね5,500人（延べ人数）
②－①		0人
実施箇所数		概ね16か所

※ 量の見込み等の数値は、各年度（単年度）の数量

※ 利用実績を基本として設定するが、今後の利用希望の状況等により適宜見直しを行う。

(ク) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かりや送迎などの援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業である。

なお、病児・病後児の預かりや、早朝・夜間等の緊急時の預かり等が対象となる病児・緊急対応強化事業も実施している。

■ 量の見込み及び確保方策

		令和2年度～令和6年度
①量の見込み		概ね1,510人（延べ人数）
②確保方策	一時預かり（未就学児）	概ね900人（延べ人数）
	一時預かり（就学児）	概ね600人（延べ人数）
	病児・緊急対応強化	概ね10人（延べ人数）
②－①		0人
実施箇所数		1か所

※ 量の見込み等の数値は、各年度（単年度）の数量

※ 利用実績を基本として設定するが、今後の利用希望の状況等により適宜見直しを行う。

(ケ) 妊婦健康診査

妊婦の健康管理の充実を図るため、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業である。高崎市は、妊婦1人に対し妊婦一般健康診査受診票14枚を配布して群馬県医師会委託産婦人科等で実施している。

■ 量の見込み及び確保方策

		令和2年度～令和6年度
①量の見込み	概ね33,000人（延べ人数）	
②確保方策	実施場所： 群馬県医師会委託産婦人科等	
実施場所	実施体制： 健康課・各保健センターにて母子手帳交付時に配布	
実施体制	検査項目： 国の定める標準審査項目に群馬県医師会と協議し決定	
検査項目		

※ 量の見込み等の数値は、各年度（単年度）の数量

※ 利用実績を基本として設定するが、今後の状況等により適宜見直しを行う。

(コ) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握及び助言を行う事業である。高崎市は、高崎市母子等保健推進協議会で実施している。

■ 量の見込み及び確保方策

	令和2年度～令和6年度
①量の見込み	概ね2,800人（延べ人数）
②確保方策 実施体制 実施機関	実施体制：概ね570人 実施機関：健康課・各保健センター 委託団体：高崎市母子等保健推進協議会

※ 量の見込み等の数値は、各年度（単年度）の数量

※ 利用実績を基本として設定するが、今後の状況等により適宜見直しを行う。

(サ) 養育支援訪問事業、こどもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）を行う事業である。

また、こどもを守る地域ネットワークの機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性の強化や、ネットワーク関係機関間の連携強化を図る事業も実施している。高崎市は、こども救援センターや健康課等で必要な訪問や支援を実施している。

■ 量の見込み及び確保方策

	令和2年度～令和6年度
①量の見込み	概ね50人（実人数）
②確保方策 実施体制	実施体制：こども救援センター・健康課等関連部署

※ 量の見込み等の数値は、各年度（単年度）の数量

※ 利用実績を基本として設定するが、今後の状況等により適宜見直しを行う。

(シ) 実費徴収に係る補足給付事業

子どもが教育・保育の提供をうけた場合に、保護者が支払うべき食事の提供に要する費用（食材料費）や日用品、文具等の購入に要する費用、行事への参加に要する費用について、一定の所得以下の世帯、第3子目以降の子ども、低所得者で生計が困難である世帯（生活保護法による被保護世帯）である場合にその費用の一部を助成する事業である。

2. 高崎市独自の子ども・子育て支援等に関する施策の展開

高崎市では法に定められた教育・保育や地域子ども・子育て支援事業による各施策を実施するだけでなく、高崎市の現状や地域のニーズに応じた子育て支援施策を展開していくほか、既存の事業においても必要に応じ国などの基準を上回る事業を展開し、子ども・子育て支援の更なる充実を図っている。

(1) 幼児期の学校教育に対する支援施策

幼児期の学校教育の中心的な施設である私立幼稚園は、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、新制度の幼稚園に移行した園と移行していない園に分かれ、財政支援の仕組みが異なる。高崎市では、財政支援の変更、認定こども園等への移行、幼児教育・保育の無償化など、園からの相談、調整に対応するため、幼稚園担当の職員配置など、組織体制の支援により、私立幼稚園との連携を強化している。

幼稚園設置者に対しては運営費の一部について市単独で財政支援を行うなど、必要な財政支援を実施している。保護者に対しては、幼稚園保育料の軽減、幼稚園就園奨励費の助成や第3子目以降幼稚園保育料無料化を実施しているが、幼児教育・保育の無償化により保育料は無償化されている。

また、発達や発育の遅れ、常同行動など他の子と少し違う行動が見られるなどで幼稚園や保育所等における気になる子が多くなっている現状に鑑み、幼稚園及び保育所等における気になる子への支援を行い、教育・保育現場における負担軽減を図っている。

《主な取り組み》

- ・ 幼稚園運営費市単独補助金【継続】
- ・ 気になる子対策【継続】
- ・ 第3子目以降副食費無償化【新規】 等

(2) 保育所、多様な保育ニーズ、子育て世代に対する支援施策

子育て支援施策の充実において保育所等は今後も重要な役割を担っていくが、その支援として、全国に先駆けて実施した年度途中での入所に対応できるよう保育所が予め採用した保育士に対する人件費の一部を補助する保育所入所待機解消支援事業補助金や特別な支援が必要と思われる気になる子への支援、また、保育士確保対策の一環として、保育士の資格取得を目指す学生や資格を持ちながら現在働いていない方などを対象とした保育所の見学会などを引き続き実施するとともに、新たに人材派遣会社等を利用し保育士を確保した場合にその経費の一部を補助する更なる支援も実施するなど、独自の支援策の強化に努めている。

また、核家族の進展や就労形態の変化に伴う多様な保育ニーズに対応するため、高崎市独自の運営に係る支援を実施し、病児・病後児保育事業や休日保育事業など様々な事業において事業の充実を図り、必要とされる保育ニーズの確保に努めている。

さらに、子育て世代に向けては、0から2歳の子どもの保育料の軽減措置や第3子目以降

保育料の無料化、また第3子目以降の3歳以上の子どもの副食費を無償化するなどの経済的負担軽減策を引き続き実施するとともに、子育てや仕事復帰への機会を支援するための育児休業取得者の入所制限の撤廃や、特定の期日や期間を設けず、通年にわたり随時に入所の受付を行う入所制度を実施している。

《主な取り組み》

- ・ 保育所保育料軽減措置【継続】
- ・ 第3子目以降保育料無料化【継続】
- ・ 第3子目以降副食費無償化【新規】
- ・ 保育所入所待機解消支援事業補助金【継続】
- ・ 保育士資格取得（予定）者施設見学推進事業【継続】
- ・ 病児・病後児保育事業、休日保育事業等市単独補助金の交付【継続】
- ・ 気になる子対策【継続】
- ・ 保育士確保事業【新規】
- ・ 育児休業取得者の入所制限の撤廃【新規】
- ・ 保育所入所の通年化【新規】

(3) 放課後児童健全育成事業に対する支援施策

高崎市では、放課後児童健全育成事業の実施にあたり学校の協力のもと可能な限り敷地内の専用施設の建設や余裕教室の活用など、児童の健全育成や安全に配慮した取り組みを実施している。

また、制度改正により新たに対象となった高学年児童についても、かねてからその受け入れを実施している。

高崎市の多くの放課後児童クラブは地域の方々を中心とした運営委員会への委託により運営しているが、「地域の子どもは地域で育てる」の考え方の下、今後も地域住民の協力を得ながら事業の充実を図っていくこととしているが、支援員の処遇改善など、国の動向等を見極めながら状況に応じた柔軟な支援を実施していくこととしている。

また、保護者への負担軽減として、第3子目以降の保育料無料化など、高崎市独自の施策を実施している。

《主な取り組み》

- ・ 放課後児童クラブの運営に要する費用の市単独補助【継続】
- ・ 高学年児童受け入れの推進【継続】
- ・ 第3子目以降放課後児童クラブ保育料無料化【継続】 等

(4) その他の総合的な支援施策

子育てに不安や孤立感を抱える保護者が増加する中、子育てに関する相談や支援をワンストップで行う子育てなんでもセンターをはじめとし、家事・育児に関する支援を行う子育てSOSサービス事業の実施や、児童虐待相談や家庭児童相談をこども救援センターで行うことにより、安心して子育てができる環境整備を推進している。子育て世代が高崎市で安心して子どもを産み育てるとともに、「高崎で子どもを産みたい」「子育てするなら高崎市」と実感できるよう支援している。

① 子育てなんでもセンター

子育て支援の拠点として、子育て中や妊娠中の方が、1か所でいつでも気軽に様々な相談ができ、必要な支援を受けられる体制を整えている。

《主な取り組み》

- ・子育て相談事業
- ・交流・プレイルーム事業
- ・就労相談事業
- ・託児ルーム事業 等

② 子育てSOSサービス

妊娠中の人や乳幼児の保護者の心と身体にかかる負担軽減のため、ヘルパーを派遣して家事等を援助し、安心して育児や日常生活を営めるよう支援している。

《主な取り組み》

- ・家事支援
- ・乳幼児の育児支援
- ・子育て相談 等

③ こども救援センター

虐待が疑われる家庭への働きかけや、子育てや家庭に関する悩み相談を通じて、保護者のニーズに合わせた支援を行っている。

《主な取り組み》

- ・家庭児童相談
- ・児童虐待相談
- ・女性相談 等

3. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

幼児期の学校教育と保育を一体的に提供する認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化に対し、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることなどから、高崎市では、既存の幼稚園や保育所からの移行や新たな設置について、利用者のニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえて対応している。

第3章 監査結果について

1 監査対象事業の選定について

監査対象事業の選定は、「子どもを産み、育てるなら高崎市」への取り組みをみるため、令和5年度高崎市歳入歳出決算書の一般会計歳出の3款(民生費)2項(児童福祉費)及び母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳出の1款(事業費)1項(母子父子寡婦福祉資金貸付事業費)のほか、たかさき子育て応援情報サイト「ちゃいたか」を対象とした。

以下は監査の結果により、指摘又は意見の対象となった事業である。

単位(千円)

項目	事業名	決算額
児童福祉総務費		4,336,065
	こども家庭課経費	12,891
	保育課経費	107,000
	放課後児童健全育成事業	917,844
	私立保育所振興事業	1,055,374
	こども救援センター事業	7,465
	地域子育て支援拠点事業	93,990
	こども発達支援センター事業	15,889
	子育てなんでもセンター運営事業	80,739
	子育てSOSサービス事業	33,928
児童措置費		17,476,547
	児童措置事業	17,476,547
母子生活支援費		124,379
	母子家庭等自立支援事業	67,395
児童館費		53,859
	児童館運営事業	53,859
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		19,068
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	14,878

2 個別の事業について

(1) 個別の事業について

選定した監査対象事業については、事業区分と事業種別で分類した。

事業区分については、国等の制度を含めた「補助事業」と、市の予算のみで実施する「市単独事業」の2事業に分類した。

事業種別については、「補助金・負担金事業」、「委託事業」及び「その他」の3事業に分類した。その他を除く2事業には、それぞれ以下のとおり監査要点と監査手続を設定し監査を行った。

(2) 補助金・負担金事業

① 監査要点

- ア 補助対象は適切か、公益上の必要性はあるか。
- イ 補助金の申請、決定、交付等の手続は定められた手順によっているか。
- ウ 補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- エ 補助事業の実績報告は適切か。
- オ 補助交付団体への指導・監督は適切か。
- カ 補助事業の効果測定及びフィードバックは適切か。

② 監査手続

- ア 交付(変更)申請、交付決定及び事業実績報告の審査等の事務が、関係諸法令等に従い適正に行われているかを検証するため、補助金関係書類を閲覧する。
- イ 支出負担行為書等の資料を閲覧し、支出が適正に行われているか確認する。
- ウ 補助金の支出額の実在性・正確性を確認するため、事業実績報告書の検証や関連する証憑類との突合を行う。
- エ 事業の詳細、事業による効果の検証等を行うため、担当部署に対するヒアリングを実施する。

(3) 委託事業

① 監査要点

- ア 契約の方式及び相手方の選定方法は適正か。
- イ 委託理由に合理性があるか。
- ウ 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。
- エ 委託料の算定方法は適正か。
- オ 委託契約は適法であり、支払いは正確か。
- カ 委託料は業務の内容に対し適正な水準か。委託先では業務コストの削減努力が行われているか。
- キ 当該委託契約は予定した行政目的に貢献しているか。
- ク 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。

② 監査手続

- ア 委託先の選定や委託料の算定、契約及び委託料の支払いなどの事務が適切に行われているか検証するため、関連資料を閲覧する。
- イ 事業の詳細、事業による効果の検証等を行うため、担当部署に対するヒアリングを実施する。
- ウ 管理事業については、関連資料を閲覧するとともに、関係者への聴取や視察を行う。

NO1 子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査委託料

1	事業の名称	子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査委託料								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	委託事業								
4	所管部課等	福祉部 子ども家庭課子ども企画担当								
5	根拠例規	子ども・子育て支援法								
6	事業目的	子ども・子育て支援法に基づき、策定を予定している「第3期高崎市子ども・子育て支援事業計画」に記載する「量の見込み」を推計するためアンケート形式による調査を実施する。								
7	事業の概要	第3期子ども・子育て支援事業計画策定にあたり必要とされるニーズ調査の調査票4,000通の封入・封かん業務及び回収した調査票の集計・分析業務を委託により実施するもの。								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td style="text-align: center;">2, 244</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和3年度	—	令和4年度	—	令和5年度	2, 244
	実績額									
令和3年度	—									
令和4年度	—									
令和5年度	2, 244									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約書 ・検査調書 ・業務委託完成届 ・契約締結伺兼支出負担行為書 ・随意契約理由書 								
10	課題	特になし								

1.1 監査結果

当該事業の目的については子ども・子育て支援法に基づき、策定を予定している「第3期高崎市子ども・子育て支援事業計画」に記載する「量の見込み」を推計するためのものであり、アンケートの発送と集計までの業務委託を行ったことに対する支出となっている。実際にアンケートが行われた結果が集計された「子ども・子育て支援調査報告書」が提出されていることを確認し、調査に関しては以下のとおりの規模で行われており、発送集計までを行うとある程度のまとまった支出が発生するものであると推測されることから、当該事業に関する支出額について特段の指摘事項はない。

	配布数	回収数	回収率
就学前児童	3, 000件	1, 495件	49.8%
就学児童	1, 000件	542件	54.2%
計	4, 000件	2, 037件	50.9%

当該アンケートの最後には、教育・保育環境、子育て環境や支援に関する自由記述欄があり、その内容について「子ども・子育て支援調査報告書」にて、「自由記述編」が作成されている。当該報告書は90ページにも及ぶ内容となっており、子育て世代が高崎市に対する子育ての支援等への関心が非常に高いということがうかがえるものであった。

今回実施されたアンケートは、「第3期高崎市子ども・子育て支援事業計画」に記載する「量の見込み」を推計するためのものであり、高崎市が行っている子育て支援に関する利用状況や今後のニーズを把握することが主な目的で、実際にアンケートの集計結果をもって当該事業に関する目的は達成されているものである。

【意見1】アンケートの有効活用について

報告書の内容は関連する部署へ報告されているとのことであったが、自由記述欄の内容は、実際の高崎市の子育てに関するサービスを享受している市民からの貴重な意見として、各部署においてその内容について分析調査して報告されることが望ましい。当該意見の内容について分析調査した結果として、現在の子育て支援事業の必要性や十分性について把握し、現在の事業の縮小、拡大や、新たなニーズがあれば新規の事業を行うための検討材料として有効に活用すべきものとする。

N02 ひとり親家庭児童卒業祝金

1	事業の名称	ひとり親家庭児童卒業祝金								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	その他								
4	所管部課等	福祉部 こども家庭課こども福祉担当								
5	根拠例規	高崎市ひとり親家庭児童卒業祝金贈呈要綱								
6	事業目的	ひとり親家庭児童の中学校卒業の際に祝い金を贈り、児童の健全な成長を祝福することにより、福祉向上を図る。								
7	事業の概要	支給対象は、中学校を卒業するひとり親家庭児童の保護者。 支給要件は、児童を扶養する配偶者のない者又はこれに準ずる者であって、児童と共に当該児童の中学校卒業年の3月1日現在において、高崎市に住所を有すること。								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>1,540</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>1,508</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和3年度	1,600	令和4年度	1,540	令和5年度	1,508
	実績額									
令和3年度	1,600									
令和4年度	1,540									
令和5年度	1,508									
9	閲覧資料	・支出負担行為書								
10	課題	特になし								

1.1 監査結果

資料を閲覧した結果、高崎市内のひとり親家庭の児童377人に対して4,000円を支給しているものであることが確認できた。

また、支給の対象となる保護者名、住所、振込口座名等が記載された一覧表について確認し、実際に当該内容の卒業祝金が贈呈されているものと判断できた。

ひとり親家庭児童卒業祝金に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

N03 こども基金積立金

1	事業の名称	こども基金積立金								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	その他								
4	所管部課等	福祉部 こども家庭課こども企画担当								
5	根拠例規	高崎市こども基金条例								
6	事業目的	次代の社会を担う子どもが健やかに育つことを支援していくため、市費及び寄附金をもってこども基金を設置し、地域の子育て支援活動を支援することを目的とする。								
7	事業の概要	高崎市こども基金条例に基づいて実施しているこども基金助成事業の残額、基金の利子及び寄附金を基金に積み立てるもの。								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>4,040</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>5,026</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>1,356</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和3年度	4,040	令和4年度	5,026	令和5年度	1,356
	実績額									
令和3年度	4,040									
令和4年度	5,026									
令和5年度	1,356									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度振替命令書 ・こども基金年度間振替額計算 ・高崎市こども基金寄附受付簿 ・一括運用実績 								
10	課題	特になし								

1.1 監査結果

こども基金積立金への積立金額について内容を確認した結果、寄付金1,343,277円について、「高崎市こども基金寄附受付簿」の合計と一致していることを確認した。また、利子収入12,236円は「令和5年度一括運用実績」にて、こども基金積立金の残高をもとに計算を行っていることが確認できた。

こども基金積立金に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

NO4 託児業務委託料（保育課経費）

1	事業の名称	託児業務委託料（保育課経費）								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	委託事業								
4	所管部課等	福祉部 保育課保育担当								
5	根拠例規	高崎市託児施設設置及び管理に関する条例 高崎市託児施設設置及び管理に関する条例施行規則								
6	事業目的	平成29年度に開設した「子育てなんでもセンター」内託児施設の好評を受け、令和3年10月から、子育て世代の人口が増加傾向にある群馬地域においても、特定の保育所や幼稚園への在籍の有無にかかわらず、誰もが気軽に利用できる託児施設を新たに設置することにより、子育て世代のニーズに応じていくとともに、子育て支援の充実を図る。								
7	事業の概要	次の条件による児童の一時預かりを実施する託児業務をNPO法人ぐんまこどもわくわくサポーターズに委託（年1回契約、前金払）。 設置場所：群馬支所3階の旧議会フロアの一部 （高崎市足門町1658） 対象児童：生後6ヶ月以降の乳幼児から概ね小学校3年生までの児童 利用定員：概ね15人程度 開所日：年末年始（12月29日から1月3日）を除く毎日 開所時間：午前7時30分から午後8時（12時間30分開所） 利用料金：1時間300円（1日の上限2,000円） ※食事代等は別途								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>19,584</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>39,168</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>39,168</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和3年度	19,584	令和4年度	39,168	令和5年度	39,168
	実績額									
令和3年度	19,584									
令和4年度	39,168									
令和5年度	39,168									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査調書 ・ 高崎市役所群馬支所内託児ルーム託児業務実績報告書 ・ 高崎市群馬支所託児施設における託児業務仕様書 ・ 支出負担行為書 ・ 業務委託契約書 ・ 見積書 ・ 執行伺 ・ 随意契約書 ・ 高崎市群馬支所託児施設使用料収納事務委託契約書 								
10	課題	特になし								

1 1 監査結果

託児業務委託料に関して各種資料を閲覧し、委託業務に関する支出行為の事務処理の適切性、業務に関する効率性等に関する確認を行った。

当該託児所に関してはおおよそ1日15人の児童を上限としており、1時間当たりの利用料として利用者から300円を徴収している。

令和5年度の利用実績は「高崎市役所群馬支所内託児ルーム託児業務実績報告書」（以下この項目内において「報告書」という。）によれば年齢別の年間の利用者数は以下のとおりとなっている。

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上
727人	2,154人	2,376人	611人	276人	665人

合計利用者数は6,809人であり、単純に365日で1日当たりの利用者を計算すると、18人となり、利用定員としている15人を超過している計算となるが、利用時間帯が異なる利用者等もいることから、託児所の運営が利用者の受け入れ上限を超過して行われているとうことではないと考えられる。

また、託児所の利用料については、1時間当たり300円で、1日最大では2,000円となっている。兄弟姉妹で3人以上が同時に利用する場合、3人目以降の利用は無料となっている。延べの利用時間については、報告書にて、33,263時間と報告されていることから、この関係を利用して1年間の利用料の徴収額について概算で計算を行うと、 $33,263 \text{時間} \times 300 \text{円} = 9,978,900 \text{円}$ となる。報告書では令和5年度の利用料の徴収金額は、9,698,000円と報告されていることから、おおむね近似している。1日最大料金2,000円であることや、3人目以降利用については無料の条件があるため、徴収実績の方が少ないことについて妥当であり、利用料金の徴収は適切に行われていると考えられる。

NPO法人ぐんまこどもわくわくサポーターズからの令和5年の収支報告書について、35,268,279円と支出の全体の90%と大きな割合を占めている人件費について検討を行った。

託児所の運営に際しては、正社員7名（うち1名は園長）、パート8名となっており、合計15名の職員が在籍している。託児所を運営するに際して、従事者数が必要十分な人員であるか、もしくは人員過大になっていないかを保育士の配置基準を参考（2024年の改正前）として行った。

保育士1名当たりの配置基準（令和6年内閣府令18号参考、改正前）

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上
3人	6人	6人	20人	30人	30人

1日当たり利用者平均（年末年始のみ休日のため360日で計算）を上記令和5年度の報告書の人数から算定すると以下のようになる。

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上
2.0人	5.9人	6.6人	1.6人	0.7人	1.8人

上記関係から必要な保育士の配置人数を保育士の配置基準により確認すると、

- ・0歳児…1名
- ・1歳児…1名
- ・2歳児…2名
- ・3歳児…1名
- ・4歳～5歳以上児…1名

となり、合計で6名の保育士が託児所に配置されている必要がある。

令和5年度の従事者は園長を除くと14名であり、早番遅番等の勤務状況等もあることから、1日を通しての勤務人数については1日平均7名と推測し、1年間の勤務日数は250日程度と仮定すると、延べ出勤日数は250日×7名の1,750名となる。これを営業日数の360日で割ると、1日当たりの保育士の勤務人数は4.8名と計算される。配置基準によれば最低保育士が6名必要なところ、推定計算した保育士は4.8名とおおよそ1名足りていない状況となる。

しかしながら、実際には時間帯により利用者が分散していること、3歳児以上については保育士1名が受け持つ子供の数（20人～30人）に対して利用者が少なくなっており、3歳児以上について実際には1名で足りることから、保育士は5名で配置されていれば良いことになり、上記4.8名と近似している。

よって、保育士の人数が不足、もしくは過大であるという現状ではないと考えられ、必要最小限の人員配置によって託児施設の運営が行われていると判断できることから、人件費の支出金額については妥当であるとの心証を得た。

託児業務委託料に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

N05 保育士確保手数料

1	事業の名称	保育士確保手数料								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	その他								
4	所管部課等	福祉部 保育課保育担当								
5	根拠例規	特になし								
6	事業目的	公立保育所（園）における保育士の人材不足に対応するため、人材紹介会社を通じて、保育士確保を強化する。								
7	事業の概要	紹介者が採用された場合、年収見込額の30%を紹介手数料として支払う。 また自己都合等により1年以内に退職した場合は、在職期間によって支払った紹介手数料の一部を返還してもらう。								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>5,323</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>5,055</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>5,361</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和3年度	5,323	令和4年度	5,055	令和5年度	5,361
	実績額									
令和3年度	5,323									
令和4年度	5,055									
令和5年度	5,361									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・人材紹介に関する基本契約書 ・随意契約理由書 ・支出負担行為書 ・覚書 ・年収及び手数料計算資料 								
10	課題	特になし								

1.1 監査結果

当該事業については、上記事業目的に記載のとおりの人材紹介会社へ紹介料を支払うものであるため、人材紹介会社への手数料が適切に計算されているかどうかについて確認を行った。

人材紹介に関する基本契約書及び覚書より手数料の計算は、総年収に対して手数料率をかける方法で算定されている。

紹介された採用者が1年以内に退職した場合は、基本契約書に従い料金の一部を返還することになっており、決められた返還率に従い返還されていることを確認する。

単位 (千円)

採用者	総年収	手数料率	手数料	返還率	返還額
1	1, 920	30%	576	-	-
2	1, 655	30%	496	-	-
3	1, 935	30%	580	-	-
4	1, 971	30%	591	-	-
5	1, 655	30%	496	-	-
6	1, 697	30%	509	5% (※)	25
7	1, 742	30%	522	-	-
8	1, 730	30%	519	-	-
9	2, 022	30%	606		

※1 2か月以内の退職のため料金の5%となる (基本契約書より)

上記にて手数料計算のエクセルで計算された総年収に対して、手数料を再計算した結果、計算は適切に行われていることを確認した。

【意見2】 保育士情報ステーションとの連携について

保育園を運営する上で保育を行うことは非常に重要な要素であることは言うまでもなく、人材不足が叫ばれている昨今において、人材紹介会社を介して人材確保を行うことで、大きな支出が発生しているが、これについては子育て支援を行う上で必要不可欠な支出であり金額の多寡については問題ではないと考える。

令和5年度において高崎市保育士情報ステーションが設立されており、市内の保育士を確保する事業が行われていることから、保育士の採用について高崎市保育士情報ステーションを有効活用することで人材会社を介した採用が減少することが望まれる。そのために、保育士に対して高崎市の保育士情報ステーションの存在の更なる周知や、採用に関して上手に連携を図ることが期待される。

N06 保育士情報ステーション運営委託料

1	事業の名称	保育士情報ステーション運営委託料								
2	事業区分	補助事業								
3	事業種別	委託事業								
4	所管部課等	福祉部 保育課保育担当								
5	根拠例規	特になし								
6	事業目的	市内保育所等における人材確保、保育人材の求職活動支援及び採用後のアフターケア、相談等を行う総合相談窓口を設置し、保育士等の人材不足を解消することにより、市民が安心して子どもを産み、育てることができるまちづくりを推進し、子どもたちの健全な育成を図る。								
7	事業の概要	高崎市子育てなんでもセンター内、就労支援スペースにある保育士情報ステーションにおいて市内保育士の就労相談支援及び市内保育施設の求人情報の提供、就職説明会等の保育士就労イベントなどの業務をNPO法人ぐんまこどもわくわくサポーターズに委託して実施している。								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td style="text-align: center;">10,000</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和3年度	—	令和4年度	—	令和5年度	10,000
	実績額									
令和3年度	—									
令和4年度	—									
令和5年度	10,000									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約書 ・支出負担行為書 ・実績報告書 								
10	課題	特になし								

1.1 監査結果

(1) 保育士情報ステーションの概要

人材不足が深刻な保育士・幼稚園教諭を確保するため、子育てなんでもセンター内に保育士情報ステーションを令和5年6月1日に開設した。保育士や幼稚園教諭の就労支援などを行い、子どもたちが安心・安全に過ごせる保育現場の充実を目指し、以下の業務を行っている。

① 保育士関連の悩みごとの相談

現在働いている保育士の悩み事の相談や保育士に興味がある方、保育士を志望の学生からの疑問・質問への対応を行う。

② 保育士の求人情報を提供

ハローワーク高崎と連携して、保育所等の求人情報の提供や就労相談などを専門家がサポートする。また、直接求職エントリーも可能となっている。

③ 再就職・現場復帰をサポート

保育士の資格や幼稚園教諭の免許を持っており、現場を離れている人の再就職の支援を行い、必要な研修や実習を行い、スムーズな現場復帰を後押しする。

④ その他

市内の私立保育所の園長や職員と直に話ができる機会も設定している。職場の雰囲気や働き方など、実際に働く人の生の声を聞くことができる。また、就労中の保育士の悩み事などの相談も受け付け、継続して働けるよう支援する。

・場所

〒370-0826 群馬県高崎市田町71

オアシス高崎2階 高崎市子育てなんでもセンター内

・相談可能日時

火曜日～土曜日（祝日、年末年始を除く。）の午前10時～午後5時。

・保育求人サイト

利用登録を行うことで、求人情報への応募も可能となっている。



高崎市 保育士情報ステーションって な～に??

子育てなんでもセンター内に保育士情報ステーションを令和5年6月1日に開設しました。保育士や幼稚園教諭の就労支援などを行い、子供たちが安心・安全に過ごせる保育現場の充実を目指します。

保育士情報ステーションはこんなことをやっています! 予約は不要ですので気軽にご利用ください

- ① 高崎市の保育園・こども園等の求人情報の提供や就労相談などを支援。直接求職エントリーもできます!!
- ② 専門家からのアドバイス、お悩み相談も受けられます! 職場の雰囲気や働き方など、ミスマッチにならないよう大切な情報を提供します。また、就労中の保育士の悩み事などの相談も受け付け、継続して働けるよう支援します。
- ③ 楽しいイベントや情報が盛りだくさん! 誰でも参加できるイベントや、現場を離れている人の再就職に役立つ研修会も開催します。スムーズな現場復帰を後押しします。

開所日 火曜日～土曜日(祝日と年末年始を除く) 午前10時～午後5時

場所 高崎市田町71番地 多機能型住居オアシス高崎2階フロア

お問い合わせ 高崎市保育士情報ステーション NPO法人 くまこどもわくわくサポーターズ 電話:027-393-6418 ホームページ:<https://hoikustation.jp/> Twitter@hoikustation (<https://twitter.com/hoikustation>)

登録はこちらから! <https://hoikustation.jp/>



(2) 保育士情報ステーション運営委託料について

令和5年度の予算に対する実績について確認を行ったが、予算10,000千円に対してNPO法人ぐんまこどもわくわくサポーターズより提出された「高崎市保育士情報ステーション運営業務実績報告書」は、保育士情報ステーションのHP制作費用が5,000千円、スタッフ人件費3,000千円、HP運営委託費2,000千円という内訳となっていた。

また、事業の活動実績については、就労等に関する相談が285件、保育士の採用件数が24件、HPへの求人登録数は83件、求人登録者は75名と報告されている。その他、Gメッセにて開催された就職説明会の参加者が73名、市内保育施設見学バスツアーが開催されたと報告がされている。

上記の事業実績のうち、就職説明会やバスツアーに関する費用の実績が生じていなかったが、当該費用に関してはNPO法人わくわくサポーターズの母体である高崎市保育協議会が費用の負担をしていることにより当該事業に関連する費用は生じていないとの回答を得た。

保育士情報ステーション運営委託料に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

N07 保育課経費（建物借上料）

1	事業の名称	保育課経費（建物借上料）								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	その他								
4	所管部課等	福祉部 保育課保育担当								
5	根拠例規	特になし								
6	事業目的	保育や福祉のサービス施設と、保育や福祉・医療関係者向けの住居機能が一体となった多機能複合施設であるオアシス高崎の複合施設の利点を生かし、高齢者から、子ども、アクティブ世代、学生まで多世代間で交流できる機会を設けるため、保育部分の支援を行う。								
7	事業の概要	オアシス高崎ビル1階フロア及び屋上広場の一部について、借上料を支出するもの。								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>40,987</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>40,987</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>40,987</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和3年度	40,987	令和4年度	40,987	令和5年度	40,987
	実績額									
令和3年度	40,987									
令和4年度	40,987									
令和5年度	40,987									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為書 ・賃貸借契約書 								
10	課題	特になし								

1.1 監査結果

当該事業に関する資料を閲覧した結果、賃貸借契約書に従い賃料の支払いを行っているものであり、支払いの事務処理手続きに関して適切に実行されていることを確認した。

保育課経費（建物借上料）に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

N08 放課後児童健全育成事業（需用費）

1	事業の名称	放課後児童健全育成事業（需用費）								
2	事業区分	補助事業								
3	事業種別	その他								
4	所管部課等	福祉部 こども家庭課こども企画担当								
5	根拠例規	高崎市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例 高崎市放課後児童健全育成事業実施要綱								
6	事業目的	保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校児童に対し、授業の終了後及び土曜日、長期休業期間（春、夏、冬休み）等の学校休業日に適切な遊び、生活の場を提供し、児童の健全育成を図るとともに子育てと仕事の両立支援を行う。								
7	事業の概要	主に、倉渕地区及び箕郷地区の直営学童における給食材料費（おやつ代）								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>7,913</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>7,406</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>7,355</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※需用費総額</p>		実績額	令和3年度	7,913	令和4年度	7,406	令和5年度	7,355
	実績額									
令和3年度	7,913									
令和4年度	7,406									
令和5年度	7,355									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・物品購入請求書 ・支出負担行為書 ・執行伺 ・請書 ・契約書 								
10	課題	特になし								

1.1 監査結果

放課後児童健全育成事業（需用費）に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

N09 放課後児童クラブ委託料

1	事業の名称	放課後児童クラブ委託料								
2	事業区分	補助事業								
3	事業種別	委託事業								
4	所管部課等	福祉部 こども家庭課こども企画担当								
5	根拠例規	高崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例 高崎市放課後児童健全育成事業実施要綱								
6	事業目的	保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校児童に対し、授業の 終了後及び土曜日、長期休業期間（春、夏、冬休み）等の学校休業日に 適切な遊び、生活の場を提供し、児童の健全育成を図るとともに子育て と仕事の両立支援を行う。								
7	事業の概要	地域の各種団体や学校関係者等の委員をもって組織された運営委員会 等に対し、放課後児童クラブの運営を委託するもの。								
8	過去3年間の 決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>717,865</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>803,838</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>850,637</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和3年度	717,865	令和4年度	803,838	令和5年度	850,637
	実績額									
令和3年度	717,865									
令和4年度	803,838									
令和5年度	850,637									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為書 ・令和5年度放課後児童健全育成事業運営委託料 算出表 ・収支予算書 ・収支決算書 ・検査調書 								
10	課題	特になし								

1.1 監査結果

高崎市が運営委託料を支出している放課後児童クラブ（全97クラブ）より、監査人が任意に抽出した放課後児童クラブの令和5年度の収支状況は以下のとおりであった。

単位（円）

クラブ名	高崎市からの運営委託料	保護者負担金	収支差額
Aクラブ	8,676,700	2,337,131	3,224,435
Bクラブ	5,413,900	7,588,702	4,117,245
Cクラブ	10,876,200	8,955,600	11,330,218
Dクラブ	12,203,600	7,953,000	7,066,610
Eクラブ	13,836,500	9,159,000	7,490,421

Fクラブ	5,363,400	3,025,300	7,357,764
Gクラブ	4,770,200	5,731,300	△5,622,043
Hクラブ	3,285,600	2,147,300	△4,356,395
Iクラブ	13,345,000	8,894,000	2,663,534

※放課後児童クラブの収支決算書より

放課後児童クラブの主な収入は高崎市からの運営委託料及び保護者負担金であり、主な支出は人件費である。放課後児童クラブの人件費について、高崎市は、各運営委員会等の裁量に任せており、各放課後児童クラブでの計上額が大きく異なっている状況である。その結果、収支差額は放課後児童クラブにより大きく異なる状況であり、一部の放課後児童クラブにおいては高崎市からの委託料を超える多額の余剰金が存在している。

なお、高崎市は、放課後児童クラブの運営を、社会福祉法人等の民間事業者や地域の保護者等が運営責任者となる運営委員会へほぼ委託している。共働き世帯が増え放課後児童クラブの利用を希望する家庭が増えている状況からもその保護者を運営責任者とする運営委員会では、自身の仕事の他に運営委員会の業務も行うこともあり、役員のなり手がおらず、また役員も1年で交代となることから運営のノウハウも蓄積せず円滑なクラブ運営が難しい状況である。そのため、クラブ運営に一定のノウハウを有する民間事業者へ運営委託を行うことで保護者の負担を減らし、また円滑なクラブ運営に寄与するものと考えられる。ただし、民間事業者への運営委託にあたっては、委託先の民間事業者が撤退するリスク、委託費用の増加や現在の学童指導員との雇用契約関係等には留意が必要である。

また、放課後児童クラブから提出される収支予算書の収入の部における前年度繰越収支差額の金額と収支決算書の収入の部における前年度繰越収支差額の金額が異なっている放課後児童クラブが存在した。当該金額は収支予算書及び収支決算書において異なるものではないと考えられることから担当者へ質問したところ放課後児童クラブの誤入力によるものであるとの回答であった。

しかし、放課後児童クラブから提出される収支予算書や運営委託料の算出資料等については担当者がチェックを実施しており、誤入力については担当者によるチェック機能により是正されるべきものである。この点について、限られた担当者の中で、資料の提出が一定の期間に集中することや限られた期間で、放課後児童クラブから提出される資料のチェックだけでなく、その他の施策の企画・立案および推進を行っている状況となっている。

さらに、子ども・子育て支援交付金の申請にあたっては放課後児童クラブからの「放課後児童健全育成事業運営委託料 算出表」から必要な情報をエクセルシートに入力を行っているが、担当者人員が少数であることからエクセルシートヘデータを直接取り込める入力フォーマットを放課後児童クラブへ提示し、入力されたものをエクセルシートへ取り込み、市では内容確認のみを行うといった仕組みを構築し、業務の効率化や作業の正確性を確保することの検討が必要であると考えられる。

高崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第9条第1項に

において、「放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。」とされ、同条第2項及び附則第2条において、「専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上となるよう努めるものとする。」とされているが、運営を委託している児童クラブ全97クラブのうち45クラブが条例における面積基準の要件を満たしていない状況となっている。

【意見3】 放課後児童クラブの収支差額について

放課後児童クラブにより収支差額が大きく異なる状況であり、一部の放課後児童クラブにおいては高崎市からの委託料を超える多額の余剰金が生じている。多額の余剰金は不正の温床になりやすいことから、余剰金が一定額を超える場合には、保護者負担金の軽減や委託料の見直しを検討するといったことが必要であると考えます。

【意見4】 放課後児童クラブの運営委託先について

放課後児童クラブの運営は、保護者による運営委員会が主な運営委託先となっているが、保護者の負担の軽減やクラブ運営面からも一定のノウハウを有する民間事業者へ運営を委託することの検討が必要であると考えます。

【意見5】 提出書類のチェック体制について

放課後児童クラブから提出される資料のチェック体制について、資料の提出が一定の期間に集中することや限られた期間での書類の内容確認が求められることから、担当部署における人員体制の強化又は少子化対策を含めた子ども政策の企画・立案を行う担当者と政策を推進する担当者を別々にする対応が必要であると考えます。

【意見6】 国への交付金申請の情報入力について

子ども・子育て支援交付金の申請にあたっては放課後児童クラブからの「放課後児童健全育成事業運営委託料 算出表」から必要な情報をエクセルシートに入力している。限られた担当者人員で行うことからエクセルシートへデータを直接取り込める入力フォーマットを放課後児童クラブへ提示し、入力されたものをエクセルシートへ取り込み、市では内容確認のみを行うといった仕組みを構築し、業務の効率化や作業の正確性を確保することの検討が必要であると考えます。

【意見7】 放課後児童クラブの面積基準について

高崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第9条第2項及び附則第2条において、「専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上となるよう努めるものとする。」とあるが、運営委託をしている全97クラブのうち45クラブにおいて専用区画の面積が1.65㎡未満となっており、放課後児童クラブの増床や新設により面積基準について条例の要件を満たすよう改善することが必要であると考えます。

NO10 放課後児童クラブ施設借上料

1	事業の名称	放課後児童クラブ施設借上料								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	その他								
4	所管部課等	福祉部 こども家庭課こども企画担当								
5	根拠例規	高崎市放課後児童健全育成事業実施要綱								
6	事業目的	保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校児童に対し、授業の終了後及び土曜日、長期休業期間（春、夏、冬休み）等の学校休業日に適切な遊び、生活の場を提供し、児童の健全育成を図るとともに子育てと仕事の両立支援を行う。								
7	事業の概要	放課後児童クラブの過密化に伴い、リース方式によって建設した施設の借上料を支払うもの。								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>34,888</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>26,044</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>26,044</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和3年度	34,888	令和4年度	26,044	令和5年度	26,044
	実績額									
令和3年度	34,888									
令和4年度	26,044									
令和5年度	26,044									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為書 ・賃貸借契約書 								
10	課題	特になし								

11 監査結果

放課後児童クラブ施設借上料に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

NO1 1 物価高騰対策支援事業補助金（放課後児童健全育成事業）

1	事業の名称	物価高騰対策支援事業補助金（放課後児童健全育成事業）								
2	事業区分	補助事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	福祉部 こども家庭課こども企画担当								
5	根拠例規	高崎市放課後児童クラブにおける物価高騰対策支援事業補助金交付要綱								
6	事業目的	物価高騰等に直面する児童福祉施設等が、利用者の負担を増やすことなく、地域の実情に応じて柔軟かつ安定的に保育及び子育て支援事業を実施することができるよう、予算の範囲内で補助金を交付する。								
7	事業の概要	各民営クラブからの申請に基づき、光熱費の上昇により増加した経費に対し、令和5年4月1日の在籍児童数に2,000円を乗じて得た基準額を上限に補助を行う。								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td style="text-align: center;">2,800</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td style="text-align: center;">6,763</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和3年度	-	令和4年度	2,800	令和5年度	6,763
	実績額									
令和3年度	-									
令和4年度	2,800									
令和5年度	6,763									
9	閲覧資料	・支出負担行為書								
10	課題	特になし								

1 1 監査結果

物価高騰対策支援事業補助金（放課後児童健全育成事業）に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

N012 特別保育奨励報償金

1	事業の名称	特別保育奨励報償金								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	その他								
4	所管部課等	福祉部 保育課保育担当								
5	根拠例規	特になし								
6	事業目的	低年齢児（0～2歳児）、障害児及び軽度障害児を受け入れている市内の私立の保育所及び認定こども園に対し報償費を支払うことにより、これらの子どもの受け入れを奨励する。								
7	事業の概要	各月の初日に在籍する低年齢児（0～2歳児）、障害児及び軽度障害児の数に応じ、1人当たり月額単価を乗じて得た額を支払う。								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>68,629</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>70,029</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>69,153</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和3年度	68,629	令和4年度	70,029	令和5年度	69,153
	実績額									
令和3年度	68,629									
令和4年度	70,029									
令和5年度	69,153									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為書 ・令和5年度 特別保育奨励報償費 総括表 ・令和5年度 特別保育奨励報償費「軽度障害児」施設確認名簿 								
10	課題	特になし								

1.1 監査結果

特別保育奨励報償金に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

NO13 広域保育補助事業負担金

1	事業の名称	広域保育補助事業負担金								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	福祉部 保育課保育担当								
5	根拠例規	児童福祉法 高崎市管外保育実施要綱								
6	事業目的	市内在住の児童が県内の市外保育所へ入所を希望し、高崎市が希望保育所の所在市町村へ入所の委託をした場合に、保育体制の充実に資するために保育所所在市町村から当該保育所に交付された補助金のうち高崎市在住の児童分について負担するもの。								
7	事業の概要	市内在住の児童が県内の市外保育所に入所した場合に、その児童分として保育所所在市町村が保育所に交付した補助金額を支払うもの。 【支払先】委託先市町村長 【支払時期】年度末 【支払方法】一括支払い（口座振込もしくは納付書払） 【主な対象補助事業】 保育充実促進費補助金（低年齢児保育） （1歳児）月額10,900円、（3歳児）月額1,830円								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>3,356</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>5,920</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>4,308</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和3年度	3,356	令和4年度	5,920	令和5年度	4,308
	実績額									
令和3年度	3,356									
令和4年度	5,920									
令和5年度	4,308									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為書 ・請求書 ・歳出伝票一覧表 								
10	課題	補助対象者は、新規で県内の市外保育所を希望する方のほか、県内の市外保育所を利用しながら高崎市に転入する方も対象となるため、対象児童数は流動的なものとなる。また、対象年齢が限定的であることや障害の有無による負担額の増減など、増減要因が変則的なものでもあるため、負担額は年度によって多少の増減が生じてしまう。								

1.1 監査結果

広域保育補助事業負担金に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

NO14 施設振興費補助金

1	事業の名称	施設振興費補助金								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	福祉部 保育課保育担当								
5	根拠例規	高崎市私立保育所等施設振興費補助金交付要綱								
6	事業目的	市内の私立保育所及び認定こども園が当該施設の維持、改善等を図る事業に対して、その事業費の一部を補助することで、保育所等に入所している児童の健康と心身の発達を保障することを目的とする。								
7	事業の概要	私立保育所等が当該施設の維持管理のために必要とする修繕や改修、施設及び設備に対する小規模な整備、必要な備品を購入する等の事業に対して、その事業費の全部又は一部について補助金を交付する。 【補助基準額算定式】 200,000円+当該年度の初日における利用定員数×3,000円								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>44,851</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>45,974</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>44,722</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和3年度	44,851	令和4年度	45,974	令和5年度	44,722
	実績額									
令和3年度	44,851									
令和4年度	45,974									
令和5年度	44,722									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出負担行為書 ・ 高崎市私立保育所等施設振興費補助金交付申請書 ・ 高崎市私立保育所等施設振興費補助金所要額調書 ・ 高崎市私立保育所等施設振興費補助金に係る事業の予算書 ・ 見積書 ・ 高崎市私立保育所等施設振興費補助金実績報告書 ・ 高崎市私立保育所等施設振興費補助金所要額調書 ・ 高崎市私立保育所等施設振興費補助金に係る事業の収支精算書 ・ 請求書 ・ 領収書 ・ 納品書 								
10	課題	特になし								

11 監査結果

補助対象事業について実績報告書が必要な添付書類とともに提出されているかの確認を行った。

- ① 高崎市私立保育所等施設振興費補助金所要額調書の添付
- ② 高崎市私立保育所等施設振興費補助金に係る事業の収支精算書の添付
- ③ 補助金の交付の対象となる経費に係る領収書等の写しの添付
- ④ 補助金所要額について申請書と実績報告書で一致しているか
- ⑤ 実績報告書の提出は事業終了後1月以内に提出されているか

【確認結果】

No.	法人の名称	①	②	③	④	⑤
1	社会福祉法人 A	○	○	○	○	※
2	社会福祉法人 B	○	○	○	○	※
3	社会福祉法人 C	○	○	○	○	※
4	社会福祉法人 D	○	○	○	○	※
5	社会福祉法人 E	○	○	○	○	※
6	社会福祉法人 F	○	○	○	○	※
7	社会福祉法人 G	○	○	○	○	※
8	学校法人 H	○	○	○	○	※
9	学校法人 I	○	○	○	○	※
10	学校法人 J	○	○	○	○	※

※実績報告書の提出はいずれも令和6年3月31日である。しかし、請求書等の日付は以下のとおり令和6年3月31日以前となっており、補助金交付対象事業が完了により請求書等が発行されていると考えれば実績報告書の提出は令和6年3月31日に拘らず事業完了後速やかに（1月以内）に行われるべきと考えられる。

No.	法人の名称	請求書等日付（最も遅い日付）
1	社会福祉法人 A	令和5年8月24日
2	社会福祉法人 B	令和5年6月26日
3	社会福祉法人 C	令和5年11月18日
4	社会福祉法人 D	令和5年7月20日
5	社会福祉法人 E	令和6年2月21日
6	社会福祉法人 F	令和5年9月20日
7	社会福祉法人 G	令和5年6月28日
8	学校法人 H	令和6年2月20日
9	学校法人 I	令和5年11月20日
10	学校法人 J	令和5年8月20日

任意にサンプル抽出した10件について実績報告書の提出日はすべて令和6年3月31日となっているが、補助金交付対象事業の請求書に基づく対象経費の支出は令和6年3月31日以前の日付となっており、補助金の交付対象事業の終了時点は令和6年3月31日以前と史料される。

また、実績報告書の添付書類である「高崎市私立保育所等施設振興費補助金所要額調書」の3. 事業実施年月日についてすべて着手：令和5年4月1日、完了：令和6年3月31日となっている。

高崎市私立保育所等施設振興費補助金交付要綱第6条において、補助対象事業についての実績報告書の提出について以下のとおり定められている。

(実績報告)

第6条 補助金の交付を受けたものは、当該交付に係る事業が終了した日から1月以内又は当該年度の補助金の交付に係る事業が完了した日の属する年度の翌年度の4月5日までの日であって市長が別に定める日まで、高崎市私立保育所等施設振興費補助金事業実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 高崎市私立保育所等施設振興費補助金所要額調書
- (2) 高崎市私立保育所等施設振興費補助金に係る事業の収支精算書
- (3) 補助金の交付の対象となる経費に係る領収書等の写し

【意見8】 実績報告書の提出時期について

高崎市私立保育所等施設振興費補助金交付要綱第6条において実績報告書の提出時期については「当該交付に係る事業が終了した日から1月以内又は当該年度の補助金の交付に係る事業が完了した日の属する年度の翌年度の4月5日までの日であって市長が別に定める日まで」と定めており、実績報告書の提出が一時点に集中することによる業務負荷を分散させる観点からも対象事業の完了後、1月以内の提出を求めることが必要と考える。

N015 保育充実促進費補助金

1	事業の名称	保育充実促進費補助金								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	福祉部 保育課保育担当								
5	根拠例規	高崎市私立保育所等運営支援補助金交付要綱 高崎市保育充実促進費補助金交付要綱								
6	事業目的	市内の私立の保育所及び認定こども園の設置者に対し補助金を交付することにより、入所する児童の処遇の改善及び施設における運営の充実を図り、地域社会の要望に即応した保育体制の実現を目指す。								
7	事業の概要	次の各号に掲げる経費について、当該各号に定める条件を満たす場合にそれぞれ職員1人分の人件費を対象経費とし、その全部又は一部について補助金を交付する。 (1) 低年齢児保育費：1歳児5人につき保育士等1人以上を配置する場合 1歳児1人につき月額10,900円 (2) 3歳児保育費：3歳児18人につき保育士等1人以上を配置する場合 3歳児1人につき月額1,830円 (3) 障害児保育費：市が定義する障害児に該当する児童のために保育士等を加配する場合 障害児1人につき月額37,700円又は月額74,960円 (4) 臨時調理員費：調理現場における勤務体制の改善のために調理員等を加配する場合 月額87,260円								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>218,985</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>234,039</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>229,889</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和3年度	218,985	令和4年度	234,039	令和5年度	229,889
	実績額									
令和3年度	218,985									
令和4年度	234,039									
令和5年度	229,889									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為書 ・実績報告書 								
10	課題	特になし								

1.1 監査結果

保育充実促進費補助金に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

NO16 保育所入所待機解消支援事業補助金

1	事業の名称	保育所入所待機解消支援事業補助金								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	福祉部 保育課保育担当								
5	根拠例規	高崎市私立保育所等運営支援補助金交付要綱 高崎市入所待機解消支援事業費補助金交付要綱								
6	事業目的	市内の私立保育所及び認定こども園の設置者に対し補助金を交付することにより、年度の中途においても児童が保育所等へ入所しやすい体制を整備し、保育の円滑かつ安定的な実施の実現を目指す。								
7	事業の概要	<p>年度当初又は年度の中途において、あらかじめ、年度途中で児童を受け入れるために必要な保育士等を雇用した場合、当該保育士等の人件費を対象経費とし、その全部又は一部について補助金を交付する。</p> <p>(1) 補助の対象期間は、0歳児の数と1歳児の数を保育士配置基準で0歳児に換算した数の合計数に対して、必要となる保育士等が増える月までの間とする。</p> <p>(2) 1歳児の数の換算については、保育士配置基準が0歳児3：1、1歳児5：1（保育充実促進費補助金の対象となる場合）のため、1歳児1人を0歳児0.6人分として算出する。</p> <p>(3) 補助基準額は、(1)により求められた期間の月数に月額160,000円を乗じた額とする。</p>								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>141,280</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>128,315</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>138,218</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和3年度	141,280	令和4年度	128,315	令和5年度	138,218
	実績額									
令和3年度	141,280									
令和4年度	128,315									
令和5年度	138,218									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為書 ・実績報告書 								
10	課題	特になし								

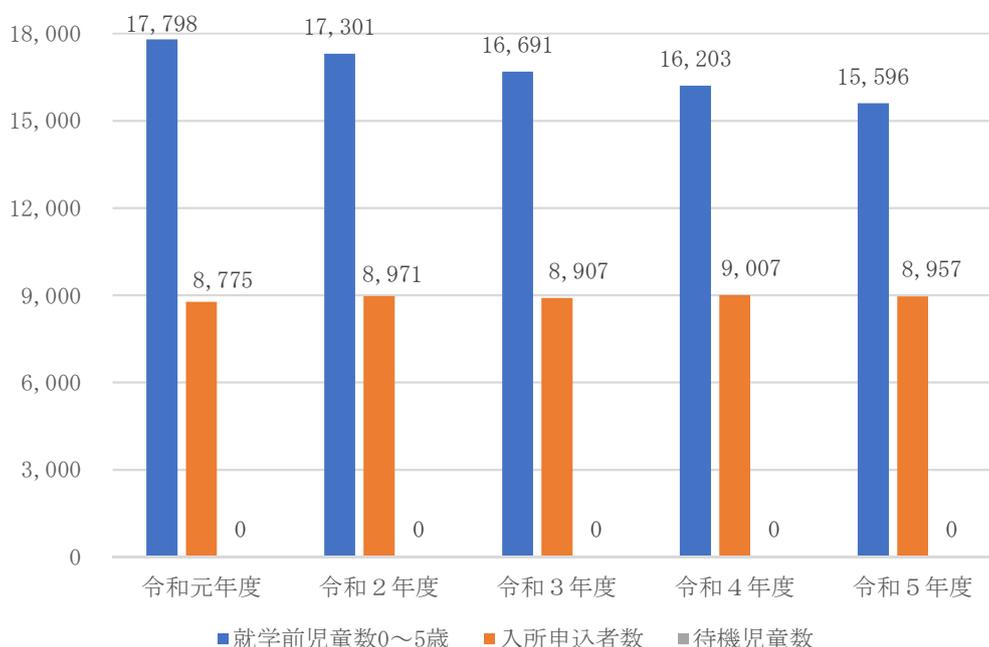
1.1 監査結果

保育所入所待機解消支援事業補助金に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

以下では、所管部課である福祉部保育課の取組んでいる待機児童対策についての監査を行った結果を記載する。

(1) 待機児童の状況について

令和元年度から令和5年度までの高崎市における0歳から5歳までの就学前児童数、入所申込者数、待機児童数の推移は以下のとおりである。



(いずれの年度も4月1日時点)

高崎市では、近年、就学前児童数は毎年約500人ずつ減少する傾向にあるが、入所申込者数は約9,000人でほぼ横ばいで推移している状況である。なお、この間の待機児童数は0人で推移している。

全国的な傾向としては、厚生労働省の発表では新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した令和2年から同感染症が5類感染症に移行した令和5年5月までの期間において、待機児童数が減少する傾向がみられることが報告されているが、次に示すように時期によって減少要因は異なっている。

令和2年度から令和4年度においては、保育の受け皿拡大の一方で、少子化による就学前児童数の減少、さらに新型コロナウイルス感染症を懸念した保育所等の利用控えによる影響が挙げられている（厚生労働省 第52回社会保障審議会児童部会 令和4年9月 資料4 令和4年4月の待機児童数の調査結果）。特に入所申込者数は令和2年4月以降減少に転じており、新型コロナウイルス感染症による影響は想像に難くない。

他方、令和5年度においては、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行した時期と同じくして、同感染症による利用控えによる影響は待機児童数の減少影響の記載からはなくなっている（こども家庭庁 保育所等関連状況取りまとめ（令和5年4月1日）及び「新子育て安心プラン」集計結果）。

以上を踏まえ高崎市の状況を見ると、高崎市への影響は全国の傾向とは異なっていることがわかる。

就学前児童数の減少や新型コロナウイルス感染症の影響を加味しても、なお入所申込者数が横ばいで推移しているということは、潜在的な保育のニーズは一定程度存在している状況であるとみることができる。

このことは、直近のこども家庭庁の待機児童数調査においても女性就業率が上昇傾向にあること（令和4年：79.8%→令和5年：80.8%）、また共働き世帯割合の増加（令和4年：73.7%→令和5年：75.6%）などにより、保育ニーズは引き続き留意が必要であるとの記載からも読み取れ、宅地開発や転入者の増加による保育ニーズの増加や想定外の施設の閉園等による利用定員減少などの地域の事情も注視の必要性が挙げられている（こども家庭庁 保育所等関連状況取りまとめ（令和6年4月1日）及び「新子育てあんしんプラン」集計結果）。

（2）待機児童に含まれない児童について

待機児童とは、保育の必要性の認定（2号又は3号）がされ、特定教育・保育施設（認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。以下同じ。）又は特定地域型保育事業の利用の申込がされているが、利用していないものから、「除外4類型」を除いた数とされている。除外4類型とは、特定の保育所等のみ希望している者、求職活動を休止している者、育児休業中の者、地方単独保育施策（各自治体が一定の施設等基準に基づき運営費支援等を行っている保育施策）を利用している者とされている。

そのため、希望する認定こども園・保育所等に入所したかったが入所できずに幼稚園や認可外保育施設等に一時的に入所し、希望する認定こども園・保育所等の定員に空きが生じることを待っている者は「待機児童」の計数から除かれているため、いわゆる隠れ待機児童として、認定こども園・保育所等の潜在的なニーズを図る指標の一つと考えられている。

（3）高崎市の状況について

高崎市における希望する保育所等に入所することができなかった子どもの数の過去3年間の推移は、以下のとおりである（いずれも時点は4月1日時点）。

単位（人）

年齢（歳）	令和3年	令和4年	令和5年
0	23	16	9
1	41	57	55
2	19	14	10
3	0	3	2
4	0	1	0
5	0	0	0
合計	83	91	76

年齢別にみると0歳児から2歳児に多く、その中でも1歳児の数が多くなる傾向がある。これは一般的に育児休業明けの1歳児において待機児童が多くなる傾向があることと整合する。

(4) 年度途中（10月1日時点）の待機児童の状況について

入所時期は年度初めの4月1日時点であるが、年度途中（10月1日時点）における待機児童の過去5年間の推移は以下のとおりである。

なお、令和3年度以降については、令和3年地方分権改革に関する提案募集において同調査の廃止が指定都市市長会からの提案事項となり、厚生労働省において各自治体に対し同調査の廃止に関するアンケートを実施したところ、大多数の自治体において同調査を廃止しても待機児童解消のための取組に支障が生じないとの回答があったため、厚生労働省は同調査の全国集計を行わないこととしたことにより集計データが存在しない。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
待機児童数（人）	46	20	-	-	-

(5) 高崎市における待機児童対策について

高崎市における待機児童対策については、「第2期子ども・子育て支援事業計画」における施策の体系図上は以下のとおりとなっている。

【基本理念】

「すべての子どもがあらゆる可能性にチャレンジすることができ、子育ての喜びを、親として、家庭で、地域社会全体で感じる事が出来る支えあいのまちづくり」

【基本的視点】

「保護者の視点からの方向性2子育てに喜びや生きがいを感じながら自らの成長をも実感し楽しむことが出来る支援体制の充実」

【基本目標】

「保護者の視点からの方向性2（2）仕事と子育ての両立支援」

【基本施策】

「保護者の視点からの方向性2（2）②待機児童を出さないための施策の推進」

以上に基づいた具体的な事業における過去3年間の当初予算額と決算額は以下のとおりである。

① 保育所等への施設整備補助の充実

定員増に伴い増築等が必要な保育所等に対する財政支援を実施している。施設整備計画書に基づき優先度を審査した上で、利用定員が増加に資する事業に対して優先して財政支援を実施している。毎年度当初予算額と決算額のずれが生じているが、これは予算繰越によって次年度に執行する予算として支出されることや当初予定されていた施設の計画変更等により補助金額に変更が生じること等が要因である。

令和3年度【当初予算】2件：203,953千円【決算】1件：105,792千円
令和4年度【当初予算】2件：161,847千円【決算】1件：82,276千円
令和5年度【当初予算】3件：182,114千円【決算】2件：248,599千円

② 保育所等入所待機児童解消補助制度の推進

年度途中でも保育所等に入所することができるよう、必要な保育士の人件費の一部に対する補助制度を実施している。毎年度決算額が当初予算額を上回っているが、施設ごとに年度ごとの傾向が異なる状況となっており、補助対象人数を精緻に見積もることが難しく、予算は毎年度一定額として措置し、実績に応じて補正予算を組んで対応している。

令和3年度【当初予算】114,000千円 【決算】66件：141,280千円
令和4年度【当初予算】114,000千円 【決算】67件：128,315千円
令和5年度【当初予算】114,000千円 【決算】68件：138,218千円

③ 保育士資格取得（予定）者等に対する施設見学の実施

保育士資格の取得を目指す学生や一度保育士を経験したが子育て等によりブランクのあった方々等を対象として、実際の保育所等の見学や先輩保育士との懇談により資格取得後に保育士として働くことに希望が持てるよう、必要な取り組みとして保育所の施設見学を実施している。目標、実績ともに年2回となっている。

④ 保育士確保事業の実施

潜在的な保育士不足が見受けられる中、需要が見込まれる保育ニーズに対応するため、人材派遣会社等を通じて保育士確保を実施する。

(ア) 私立保育所分

職業紹介等の方法により新たに保育士等を雇用した市内の私立保育所等の設置者に対して、紹介手数料の一部を補助金として交付するもの。

令和3年度【当初予算】5,000千円【決算】17件：2,990千円
令和4年度【当初予算】5,000千円【決算】20件：3,389千円
令和5年度【当初予算】4,500千円【決算】20件：3,361千円

(イ) 公立保育所分

保育士の人材不足に対応するため、人材紹介会社を通じて保育士確保を強化するもの。紹介者を採用した場合、年収見込額の30%を紹介手数料として直接的な予算執行により支払うもの。

令和3年度【当初予算】5,000千円【決算】10件：5,323千円
令和4年度【当初予算】5,000千円【決算】9件：5,055千円
令和5年度【当初予算】5,000千円【決算】9件：5,361千円

私立保育所分の補助金事業について当初予算額と決算額に毎年度相違があるが、基本的には予算における積算金額は1件当たり20万円に件数を乗じたものとしており、実際申請額の1件当たりの金額が20万円を満たないケースがあるため、予算額と比較すると決算額が少額となる傾向となっている。

(6) 監査対象に対する意見

以下は待機児童対策に関する意見である。

① 待機児童対策について

高崎市における待機児童の状況を見ると、「(1) 待機児童の状況について」で記載したとおり、就学前児童数が減少しているが、入所申込者数が横ばいで推移していた。これは潜在的な保育のニーズは一定程度存在していることを示すものである。各家庭における個別の事情はあるが、保育所等に入所できない子どもが減少傾向にあるものの一定数存在していることは、直近の状況を把握できなかったが、過去の状況から年度途中における待機児童が存在していたことからもうかがえる。特に年齢別にみると0歳児から2歳児に多く、その中でも1歳児の数が多く、担当課もその事実を認識している。そのため、利用定員の増加に資する施設設備を優先して補助金を支出しており、こども家庭庁が定義する待機児童(4月1日時点集計)は発生していなかった。これは保育所申込の通年化や入所定員の増加に資する施設整備の補助や保育士確保のための人件費の補助等、各事業が効果を発揮していることに他ならない。一方で、保育所等に入所できない子どもは存在しておりより手厚い施策が求められている。特に年齢別では1・2歳児の保育所等に入所できない子どもの数が多い状況であり、それを減らすための施策を優先して講じている。保育ニーズは少子化に加え共働き世帯の増加により年度や地域によってばらつきがあり特定の施策を以って課題を解決させることは容易ではない。

【意見9】 保護者に対するきめ細やかな対応について

保育所等に入所できない子どもの数は減少傾向にあることから、各事業が効果を発揮していることがうかがえる。引き続き各地域の保育ニーズに応え子どもを産み育てやすい環境づくりをより進展していくことが必要であると考える。

N017 保育士確保補助金

1	事業の名称	保育士確保補助金								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	福祉部 保育課保育担当								
5	根拠例規	高崎市保育士確保補助金交付要綱								
6	事業目的	市内の認可施設（保育所・認定こども園）を設置運営する法人が紹介事業者を介して保育士等を確保した場合に、それに要した経費の一部を支援することで法人の健全な運営と施設における保育環境の向上に資することを目的とする。								
7	事業の概要	職業紹介等の方法により新たに保育士等を雇用した市内の私立保育所等の設置者に対して補助金を交付する。補助金の額は、紹介手数料に2分の1を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）又は当該紹介保育士の雇用契約に基づく1か月当たりの勤務時間を施設で定める常勤職員の1か月当たりの勤務時間で除して得た数に200,000円を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）のいずれか少ない額とする。								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>2,990</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>3,389</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>3,361</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和3年度	2,990	令和4年度	3,389	令和5年度	3,361
	実績額									
令和3年度	2,990									
令和4年度	3,389									
令和5年度	3,361									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出負担行為書 ・ 高崎市保育士確保補助金（当初）交付申請書 ・ 高崎市保育士確保補助金（当初）所要額調書 ・ 高崎市保育士確保補助金に係る事業の予算書 ・ 高崎市保育士確保補助金交付決定通知書（写） ・ 高崎市保育士確保補助金実績報告書 ・ 高崎市保育士確保補助金（実績）所要額調書 ・ 高崎市保育士確保補助金に係る事業の収支精算書 								
10	課題	特になし								

1.1 監査結果

保育士確保補助金に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

NO18 保育所等緊急整備事業補助金

1	事業の名称	保育所等緊急整備事業補助金												
2	事業区分	補助事業												
3	事業種別	補助金・負担金事業												
4	所管部課等	福祉部 保育課保育担当												
5	根拠例規	高崎市施設整備事業費補助金交付要綱												
6	事業目的	私立保育所等における待機児童の解消を目指し、及び子どもを安心して育てることができる体制の整備の促進を図るため、国が実施する補助事業を活用して市内の私立保育所等の設置者に対して補助金を交付する。												
7	事業の概要	主に利用定員の増加を図るための施設整備事業を対象とし、概ね国1/2・市1/4・法人1/4の負担割合で補助金を支出する。												
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額（現年）</th> <th>実績額（繰越）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td style="text-align: right;">105,792</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: right;">82,276</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td style="text-align: right;">117,991</td> <td style="text-align: right;">133,236</td> </tr> </tbody> </table>		実績額（現年）	実績額（繰越）	令和3年度	105,792	-	令和4年度	0	82,276	令和5年度	117,991	133,236
	実績額（現年）	実績額（繰越）												
令和3年度	105,792	-												
令和4年度	0	82,276												
令和5年度	117,991	133,236												
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為書 ・補助金交付決定通知書（写） ・高崎市施設整備事業費補助金交付（当初）申請書 ・高崎市施設整備事業費補助金実績報告書 												
10	課題	特になし												

11 監査結果

保育所等緊急整備事業補助金に対し、特段指摘及び意見すべき事項なかった。

NO19 副食費補助金

1	事業の名称	副食費補助金								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	福祉部 保育課保育担当								
5	根拠例規	高崎市第3子以降3歳以上児副食費徴収免除費補助金交付要綱								
6	事業目的	国の副食費免除対象の範囲から外れる第3子以降がいる世帯に対して、副食費の保護者負担の軽減を目的とする。								
7	事業の概要	令和元年10月より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、保護者の実費負担となる副食の提供に要する費用について、保育料の無料化が適用されている第3子以降の幼児に係る副食費相当額を補助するもの。								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>35,459</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>36,344</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>35,887</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和3年度	35,459	令和4年度	36,344	令和5年度	35,887
	実績額									
令和3年度	35,459									
令和4年度	36,344									
令和5年度	35,887									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為書 ・実績報告書 								
10	課題	特になし								

1.1 監査結果

副食費補助金に対し、特段指摘及び意見すべき事項なかった。

N020 延長保育事業費補助金

1	事業の名称	延長保育事業費補助金								
2	事業区分	補助事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	福祉部 保育課保育担当								
5	根拠例規	高崎市延長保育事業費補助金交付要綱								
6	事業目的	市内の私立の保育所及び認定こども園の設置者に対し補助金を交付することにより、保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応し、通常の利用時間を超えて引き続き保育を受けられるようにすることを目指す。								
7	事業の概要	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間において行う延長保育に要する経費を対象経費とし、その全部又は一部について補助金を交付する。 (1) 標準時間延長保育区分 標準時間認定保育時間（11時間）を超えた前後の時間において30分以上行われるもの (2) 短時間延長保育区分 標準時間認定保育時間（11時間）内において短時間認定保育時間（8時間）を超えた前後の時間において1時間以上行われるもの								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>23,016</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>21,983</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>21,080</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和3年度	23,016	令和4年度	21,983	令和5年度	21,080
	実績額									
令和3年度	23,016									
令和4年度	21,983									
令和5年度	21,080									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出負担行為書 ・ 高崎市延長保育事業費補助金交付（当初）申請書 ・ 高崎市延長保育事業費補助金（当初）所要額調書 ・ 高崎市延長保育事業費補助金（当初）明細書 ・ 高崎市延長保育事業費補助金に係る事業の予算書 ・ 高崎市延長保育事業費補助金交付（当初）決定通知書（写） ・ 高崎市延長保育事業費補助金（変更）申請書 ・ 高崎市延長保育事業費補助金（変更）所要額調書 ・ 高崎市延長保育事業費補助金（変更）明細書 ・ 高崎市延長保育事業費補助金交付（変更）決定通知書（写） ・ 高崎市延長保育事業費補助金実績報告書 ・ 高崎市延長保育事業費補助金（実績）所要額調書 ・ 高崎市延長保育事業費補助金（実績）明細書 								

		<ul style="list-style-type: none"> ・高崎市延長保育事業費補助金に係る事業の収支精算書 ・高崎市延長保育事業費補助金事業実施届
10	課題	特になし

1.1 監査結果

延長保育事業費補助金に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

N02 1 一時預かり事業費補助金

1	事業の名称	一時預かり事業費補助金								
2	事業区分	補助事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	福祉部 保育課保育担当								
5	根拠例規	高崎市一時預かり事業費補助金交付要綱 高崎市幼稚園型一時預かり事業費補助金交付要綱								
6	事業目的	保育所等を利用していない家庭においても就労形態の多様化や、保護者の疾病、災害等により、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域の子育て力が低下する中で、育児疲れによる心理的・肉体的負担を軽減するための支援が必要とされている。こうした保育需要に対応するため、保育所等において児童を、緊急的・一時的に保育することで、安心して子育てができる環境を整備する。								
7	事業の概要	一時預かり事業を円滑に実施するため、事業を実施する市内の私立保育所及び認定こども園に対し、「子ども・子育て支援交付金交付要綱」によりこども家庭庁が定める基準額と、事業にかかる必要経費から寄附金その他の収入額を差し引いた額とを比較し少ない方の額を交付する。								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>83,574</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>87,415</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>89,183</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和3年度	83,574	令和4年度	87,415	令和5年度	89,183
	実績額									
令和3年度	83,574									
令和4年度	87,415									
令和5年度	89,183									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為書 ・実績報告書 								
10	課題	特になし								

1 1 監査結果

高崎市幼稚園型一時預かり事業費補助金交付要綱第4条において、「補助金の額は、別表に定めるところにより算定した額とする。」と規定され、別表において補助基準額の算定は以下のとおり規定されている。

別表（第4条関係）

補助基準額 (利用者1人当たり日額)	補助対象 経費	補助金の額 の算定方法
(1) 基本分（平日の教育時間前後や長期休業日の利用）	事業の実施に必要な経費から利用料その他の収入額を差し引いた額とする。	補助金の額は、補助基準額と補助対象経費とを比較し、いずれか低い額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
ア 年間延べ利用者数2,000人超の施設		
(ア) 平日 400円		
(イ) 長期休業日（8時間未満） 400円		
(ウ) 長期休業日（8時間以上） 800円		
イ 年間延べ利用者数2,000人以下の施設		
(ア) 平日（1,600,000円÷平日の年間延べ利用者数）－400円（10円未満切り捨て）		
(イ) 長期休業日（8時間未満） 400円		
(ウ) 長期休業日（8時間以上） 800円		
(2) 休日分（土曜日、日曜日及び国民の祝日等の休日の利用）		
	800円	
(3) 長時間加算Ⅰ		
ア 超えた利用時間が2時間未満	150円	
イ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満	300円	
ウ 超えた利用時間が3時間以上	450円	
(4) 長時間加算Ⅱ		
ア 超えた利用時間が2時間未満	100円	
イ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満	200円	
ウ 超えた利用時間が3時間以上	300円	

備考

- 1 「利用者」とは、設置者に係る事業を利用した本市に住所を有する園児（私立認定子ども園の在園児にあつては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1号に規定する小学校就学前子どもに限る。）をいう。

（「高崎市幼稚園型一時預かり事業費補助金交付要綱」より抜粋）

上記、別表の備考において「利用者」は本市に住所を有する園児とされ、高崎市の居住者であることとされているため、「高崎市幼稚園型一時預かり事業費補助金交付申請額内訳書」の（補助基準額の内訳）における補助基準額（1）基本分のア.年間延べ利用者数2,000人超の施設、イ.年間延べ利用者数2,000人以下の施設の判断基準である年間延べ人数の算定方法について担当者に確認したところ、問題はなかった。

一時預かり事業費補助金に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

N022 病児保育事業補助金

1	事業の名称	病児保育事業補助金								
2	事業区分	補助事業/市単独事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	福祉部 保育課保育担当								
5	根拠例規	高崎市病児保育事業費補助金交付要綱								
6	事業目的	保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合がある。こうした保育需要に対応するため、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった場合への緊急対応等を行うことで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉向上を図ることを目的とする。								
7	事業の概要	<p>次の各号に掲げる事業を実施する施設に対し、人件費など事業の実施に必要な経費を対象経費とし、その全部又は一部について補助金を交付する。</p> <p>(1) 病児対応型</p> <p>児童が病気の「回復期に至らない場合」において、病院、保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育する事業</p> <p>【市単独事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡回型施設加算:利用児童の容体及び症状について当該事業を担当する職員との連携及び指導を図るため、年間を通じて医師が実施場所を巡回する体制を整備する事業 ・病児保育受入体制強化事業:併設する医療機関等において開院前の時間に診察を行った児童の受け入れを行い、当該児童の保護者が早期に出勤できる体制を整備する事業 <p>(2) 体調不良児対応型</p> <p>児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、保育所等における緊急的な対応を図る事業</p>								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位 (千円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>117,382</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>124,409</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>133,345</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和3年度	117,382	令和4年度	124,409	令和5年度	133,345
	実績額									
令和3年度	117,382									
令和4年度	124,409									
令和5年度	133,345									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為書 ・高崎市病児保育事業費補助金交付(当初)申請書 ・高崎市病児保育事業費補助金(当初)所要額調書 ・高崎市病児保育事業費補助金(当初)明細書 								

		<ul style="list-style-type: none"> ・高崎市病児保育事業費補助金に係る事業の予算書 ・高崎市病児保育事業費補助金実績報告書 ・高崎市病児保育事業費補助金精算書 ・高崎市病児保育事業費補助金（実績）明細書 ・高崎市病児保育事業 低所得者減免分加算対象者名簿 ・高崎市病児保育事業 受入体制強化事業報告書 ・高崎市病児保育事業費補助金に係る事業の収支精算書
10	課題	特になし

11 監査結果

病児保育事業補助金に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

N023 気になる子対策補助金

1	事業の名称	気になる子対策補助金								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	福祉部 保育課保育担当								
5	根拠例規	高崎市私立保育所等運営支援補助金交付要綱 高崎市気になる子対策事業費補助金交付要綱								
6	事業目的	市内の私立保育所及び認定こども園の設置者に対し補助金を交付することにより、気になる子への必要な支援が適切かつ早期に行われるよう、施設における気になる子に対する支援体制の拡充を目指す。								
7	事業の概要	<p>発達、行動、情緒面等に特性を持ち、保育の実施に当たって特別の対応が必要と認められるが、身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害があると判定されていない児童を「気になる子」と定義し、次のいずれかに該当する気になる子に対する支援のための対策に要する経費を対象経費とし、その全部又は一部について補助金を交付する。</p> <p>(1) 気になる子の保育に必要な書籍、玩具、資料その他気になる子の保育に資すると市長が認める物品の購入に要する経費</p> <p>(2) 医師、心理士その他気になる子の保育に資すると市長が認める者による研修、講演等の開催、参加等に要する経費</p> <p>(3) 気になる子の保育に係る保育士及び保育教諭等の人件費等</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、気になる子に対する支援に資すると市長が認めるものに要する経費</p> <p>【補助基準額算定式】</p> <p>各月の初日において在籍する児童の数の合計数（4月～3月）×5%×10,000円</p>								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>54,629</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>55,103</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>54,690</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和3年度	54,629	令和4年度	55,103	令和5年度	54,690
	実績額									
令和3年度	54,629									
令和4年度	55,103									
令和5年度	54,690									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出負担行為書 ・ 高崎市私立保育所等運営支援補助金交付（当初）申請書 ・ 高崎市私立保育所等運営支援補助金（当初）所要額調書 ・ 高崎市私立保育所等運営支援補助金明細書 ・ 高崎市私立保育所等運営支援補助金に係る事業の予算書 ・ 高崎市私立保育所等運営支援補助金実績報告書 								

		<ul style="list-style-type: none"> ・高崎市私立保育所等運営支援補助金（実績）所要額調書 ・高崎市私立保育所等運営支援補助金に係る事業の収支精算書
10	課題	特になし

1.1 監査結果

気になる子対策補助金に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

NO24 物価高騰対策支援事業補助金（私立保育所振興事業）

1	事業の名称	物価高騰対策支援事業補助金（私立保育所振興事業）								
2	事業区分	補助事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	福祉部 保育課保育担当								
5	根拠例規	高崎市物価高騰対策支援事業補助金交付要綱								
6	事業目的	原油価格及び物価の高騰に起因する事業経費の増加に対し、利用者負担を増やすことなく、安定的な施設運営を図れるようにする。								
7	事業の概要	<p>令和5年4月1日の在籍児童数に1万円を乗じて得た基準額を基礎に補助を行う。</p> <p>※当該年度末に向けて在籍児童数の増加が見込まれる場合は、上記基準額に、調整率（令和5年3月1日の在籍児童数を令和4年4月1日の在籍児童数で除した数）を乗じる。</p> <p>※認可外保育施設においては、在籍児童数を定期利用契約児童数として基準額を算定する。</p>								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: right;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td style="text-align: center;">58,177</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td style="text-align: center;">95,070</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和3年度	-	令和4年度	58,177	令和5年度	95,070
	実績額									
令和3年度	-									
令和4年度	58,177									
令和5年度	95,070									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為書 ・実績報告書 								
10	課題	特になし								

11 監査結果

物価高騰対策支援事業補助金(私立保育所振興事業)に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

N025 夜間・休日家庭児童相談委託料

1	事業の名称	夜間・休日家庭児童相談委託料								
2	事業区分	補助事業								
3	事業種別	委託事業								
4	所管部課等	福祉部 こども救援センター虐待対応担当								
5	根拠例規	高崎市夜間・休日家庭児童相談業務実施要領								
6	事業目的	高崎市における家庭児童福祉の向上を図ることを目的として、家庭児童相談業務の24時間体制による電話相談を実施する。								
7	事業の概要	<p>児童虐待に関する通告や相談、育児や家庭内の悩みについての相談等に対応するため、24時間365日相談専用電話を設置しており、こども救援センター職員の勤務時間を除く、平日の勤務時間外と土日祝日の相談対応を民間事業者へ委託しているもの。</p> <p>受託事業者は聞き取った相談内容により、緊急性のある事案については、同センター職員に連絡することとなり、連絡を受けた職員が対応に当たっている。</p> <p>R5年度相談実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童に関する相談 48件 ・児童虐待に関する相談（通告） 6件 ・その他（女性相談、こども救援センター担当職員との連絡希望等） 216件 								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>2,640</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>2,640</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>2,640</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和3年度	2,640	令和4年度	2,640	令和5年度	2,640
	実績額									
令和3年度	2,640									
令和4年度	2,640									
令和5年度	2,640									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為書一式 ・契約関係書類一式 								
10	課題	一定レベル以上の相談対応できる職員がいる受託事業者を確保する必要がある。								

1.1 監査結果

本事業は、月曜日から木曜日までは、午後5時30分から翌日の午前8時30分まで、金曜日の午後5時30分から翌週月曜日の午前8時30分まで、祝日・年末年始休業期間は終日、電話転送された相談を受けるものである。

本事業は、随意契約により社会福祉法人希望館に委託がなされており、大橋町所在の児童

養護施設希望館及び八幡町所在の児童養護施設希望館八幡の家において、それぞれ履行がなされている。

業務に従事する職員は、希望館においては、勤続年数3年から12年の者が合計12名、八幡の家においては2年から9年の者が合計12名それぞれ対応している。

随意契約とされる理由は、社会福祉法人希望館が市内で児童養護施設を運営し、かつ児童家庭支援ホーム事業を行っている市内唯一の法人であること、職員体制が充実しており、24時間対応することが可能であることを理由にするものであるが、高崎市契約規則第18条第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき」に該当するものと認められる。

電話受付がなされた場合「高崎市24時間電話 相談受付報告書」に受付日時、担当者を記載した受付簿が作成される。相談内容が虐待通告に該当する場合には、B様式「児童虐待通告受理票」が記載され、被虐待児、虐待の種類、虐待の現在の状況の聞き取りを行う。その際、保護者や他機関への通告状況、家族特徴などの情報についても通告者が把握していれば聞き取りがなされる。これらの通告者からの聞き取りを踏まえ、受理者の虐待軽重印象として「深刻（生命の危険等）」「重度」「中度」「軽度」「危険薄い」の5段階で評価し、こども救援センターと共有される。いずれのケースも遅滞なくこども救援センターの担当者に引き継ぎがなされ、対応がされている。

相談内容が、児童相談に該当する場合には、C様式「児童相談受付表」が作成され、相談者、相談歴、電話、住所、相談意図、児童の聞き取りがなされ、主訴として相談概要が詳細に記載される。その後対応内容として、「相談のみ」「関係機関を案内」「業務時間内の再電話を案内」「後日折り返すと伝えた」「公用携帯・個人携帯へ連絡」との対応結果が報告される。

令和5年度の児童相談に関する対応結果は、「相談のみ」25件、「関係機関を案内」5件、「業務時間内の再電話を案内」7件、「後日折り返すと伝えた」2件、「公用携帯・個人携帯へ連絡」が14件（複数回答あり）と報告されている。児童相談においても、直ちに対応する必要がある案件や対応困難な事例については、こども救援センターの公用携帯を利用し、対応を行っていることがうかがえる。

相談内容がその他の相談に該当する場合には、上記相談受付報告書に概要を記載して管理がなされる。

受付された相談内容は、翌日10時までに相談受付報告書がこども救援センターに報告され、業務月報は、翌月2日までに、年間相談業務実績報告書は、翌年4月8日までにこども救援センターに報告するものとされる。

業務月報は、月間受付報告書として、虐待通告、児童相談、その他の相談に分けて件数が報告される。同月間受付報告書の記載によれば、令和5年度の相談実績は、以下のとおりである。

単位 (件)

	虐待通告	児童相談	その他
4月	0	4	22
5月	1	6	19
6月	0	4	16
7月	1	3	15
8月	0	1	16
9月	0	3	12
10月	1	6	18
11月	0	4	20
12月	1	11	32
1月	0	2	20
2月	1	3	13
3月	1	1	13
合計	6	48	216

月間受付報告書の記載においては、提出後子ども救援センターにおいて、分類変更などが記載されることがあり、例えば、12月の月間受付報告書の虐待通報1件については、継続ケースであることから未受理とし、その他の相談として扱う旨の記載があるほか、児童相談についても11件中5件がその他の相談とすることが記載されている。また、1月についても、児童相談2件のうち1件は、高崎市以外の市民を対象とするものであったことから、その他の相談として扱うとされている。これらのメモを反映すると、虐待通告は合計5件、児童相談は42件、その他の相談は224件となる。上記子ども救援センターの実績報告件数に照らすと、社会福祉法人希望館から提出された月間受付報告書の内容に基づいて件数把握がなされているようであるが、分類変更をしたのであれば、管理業務に相違がないよう月間受付報告書の訂正を求めるなど統一性を図る必要がある。

また、月間受付報告書の提出日は、概ね2日までに提出されているが、2日が土日・祝日の場合には、次の月曜日ないし、年末年始休業明けに報告がなされている。具体的には、7月3日(月)、12月4日(月)、1月5日(金)、3月4日(月)となっている。翌月曜日での提出でも問題ないと考えられることから、仕様書においても、2日との記載ではなく、2日(但し、該当日が土日・祝日・休業期間である場合には、翌開庁日)などと実態に即した記載にすることが望ましい。

年間相談業務実績報告書は、四半期ごとの相談件数実績報告書として、相談件数を記録したものによりなされている。同報告書によると、4月のその他の相談が18件と記載されており、月間受付報告書の記載と相違がある。また、子ども救援センターで分類変更を行った上記記載の反映もなされていない。件数の相違は、記載内容から同一人物からの連続した着信を1件とするか着信数に応じて5件とするかの相違であると考えられるが、報告書の件数

相違が明らかであるため、訂正を求めるなどの対応が必要である。

本事業における相談対応については、提出された日報において、児童相談を中心に相談者に傾聴し、適切な助言がなされているように見られることから適切になされていると認められる。

本事業における虐待通告は6件であったが、令和5年度の通告件数は391件あり、こども救援センターにおいて虐待加害行為者に指導を実施、所属先に見守りの依頼、児童相談所との連携など、ケースごとに応じた対応を取っている。自治体においては措置権限がないことから、基本支援を中心に実施がなされており、特段の問題性は認められない。今後児童相談所を市独自で開設することが計画されており、更なる充実が期待される。

【意見10】 報告書の件数の統一について

年間相談業務実績報告書の件数と月間受付報告書の件数に相違がある場合には、報告書の訂正を求めるなどの対応を図ることが必要である。

また、こども救援センターにおいて、分類変更等を行った場合には、月間受付報告書の訂正を求める必要があると考える。

【意見11】 仕様書の記載について

仕様書における月間受付報告書の提出期限について、「2日（但し、該当日が土日・祝日・休業期間である場合には、翌開庁日）」と実態に即した記載にすることが必要であると考えられる。

NO26 子育て短期支援事業等委託料

1	事業の名称	子育て短期支援事業等委託料								
2	事業区分	補助事業								
3	事業種別	委託事業								
4	所管部課等	福祉部 こども救援センター虐待対応担当								
5	根拠例規	高崎市子育て短期支援事業実施要綱								
6	事業目的	児童を養育している家庭の保護者が疾病や仕事等の社会的な事由等によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等において一定期間、養育することにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図る。								
7	事業の概要	一時的に養育・保護を必要とする児童に対し適切な処遇が確保される児童福祉施設等において養育・保護を行うもの。養育・保護の期間は、ショートステイは宿泊を伴い原則として7日以内、トワイライトステイは夕方から概ね22時頃まで。 R5年度実績 ・ショートステイ事業 延べ利用人数 569人 ・トワイライトステイ事業 延べ利用人数 69人								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>1,656</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>2,032</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>3,075</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和3年度	1,656	令和4年度	2,032	令和5年度	3,075
	実績額									
令和3年度	1,656									
令和4年度	2,032									
令和5年度	3,075									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為書一式 ・契約関係書類一式 								
10	課題	年々利用者が増加しており受け入れ先となる施設の定員が一杯となつてしまい、利用できない事案が発生している。								

1.1 監査結果

ショートステイ事業は、児童を養育している家庭の保護者が疾病や仕事等の社会的な事由によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童福祉施設等において一時的に養育することによりこれらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とするものである。養育の期間は7日以内を原則とし、保護者が短時間での利用を希望しているときや実施施設等が通常の利用時間での養育が困難と認めたときは、利用時間が4時間以下の短時間利用により養育をすることができるとされている。

トワイライトステイ事業は、児童を養育する保護者が仕事等の事由によって帰宅が夜間に

わたるため、児童に対する生活指導や家事の面等で困難を生じている場合に、児童を児童福祉施設等に通所させ、生活指導、夕食の提供を行うことにより生活の安定、児童の福祉の向上を図ることを目的とするものである。

各事業の実施施設は以下のとおりである。

ショートステイ事業実施施設

施設種別	施設名	所在地	指定年月日
児童養護施設	希望館	高崎市大橋町210番地	平成7年4月1日
児童養護施設	希望館「八幡の家」	高崎市八幡町214番地	平成23年4月1日
児童養護施設	フランシスコの町	高崎市金古町830番地3	平成27年4月1日
乳児院	愛育乳児園	高崎市足門町290番地2	平成7年4月1日

トワイライトステイ事業実施施設

施設種別	施設名	所在地	指定年月日
児童養護施設	希望館	高崎市大橋町210番地	平成7年4月1日
児童養護施設	希望館「八幡の家」	高崎市八幡町214番地	平成23年4月1日
児童養護施設	フランシスコの町	高崎市金古町830番地3	平成27年4月1日

各事業を実施するための高崎市が負担する委託料及び保護者が負担する利用料は、以下のとおりである。

ショートステイ事業（1人日額単価）

	種別	利用料（保護者負担）	委託料（市負担）
生活保護世帯	2歳未満児	0円	10,700円
	2歳以上児	0円	5,500円
	短時間利用（4時間以下）	0円	1,500円
市民税非課税世帯	2歳未満児	1,100円	9,600円
	2歳以上児	1,000円	4,500円
	短時間利用（4時間以下）	300円	1,200円
上記以外の世帯	2歳未満児	5,350円	5,350円
	2歳以上児	2,750円	2,750円
	短時間利用（4時間以下）	750円	750円

トワイライトステイ事業（1人日額単価）

摘要	利用料（保護者負担）	委託料（市負担）
生活保護世帯	0円	1,500円
市民税非課税世帯	300円	1,200円
上記以外の世帯	750円	750円

令和5年度における各事業所の利用実績は以下のとおりである。

施設名	ショートステイ事業	トワイライトステイ事業
希望館	92名／宿泊170日間・日帰り36日間	26名／44日間
希望館「八幡の家」	105名／宿泊306日間・日帰り5日間	15名／19日間
フランススコの町	25名／宿泊42日間・日帰り4日間	3名／6日間
愛育乳児園	1名／宿泊6日間	

第2期高崎市子ども・子育て支援事業計画においては、ショートステイ事業として概ね延べ70人、トワイライトステイ事業として10人を予定しているが、令和5年度については、いずれも大幅に上回る人数の利用実績が認められ、児童福祉の向上に寄与していると認められる。また、委託料についても、いずれも適正に処理されていることが認められる。

課題として、年々利用者が増加しており受け入れ先となる施設の定員が一杯となっており、利用できない事案が発生しているとのことである。本事業は、利用者から利用申請を受けた後、施設において受け入れが可能かを確認し、認められた場合に実施するものであるため、施設側の受け入れ状況によっては、保護者が事業を利用できない状態となる。

利用ができない事例件数は、令和4年度6月から3月までで106件（月平均10.6件）、令和5年度130件（月平均10.8件）、令和6年度4月から11月までで27件（月平均3.4件）と推移しており、令和6年度は大幅に改善されている。

高崎市にある児童養護施設、乳児院は、いずれも上記のとおり指定済みであり、施設数を増やすということは困難であるが、指定施設とも協議の上、利用者の希望にできる限り沿うように体制強化をすることが望ましい。

なお、書類上の形式的な面として、「高崎市子育て短期支援事業実施要綱」第5条第1項については、「委託料」とされているが、当該規定を受けた別表2においては、「補助額」と表現が異なっており、文言を合わせることが望ましい。

また、業務委託単価契約約款末尾の委託料については、消費税法基本通達6-7-5(2)ハに該当し、非課税とされているが、本事業を検査した検査調書においては、業務委託料の欄において「(消費税を含む)」とされており、平仄を合わせることが望ましい。

【意見12】体制強化について

令和5年度は、130件の利用ができない事例が生じていることから、施設と協議して体制強化が図られるように継続的な協議をしていく必要があると考える。

【意見13】文言の統一について

高崎市子育て短期支援事業実施要綱の別表2に記載されている「補助額」は、第5条第1項にあわせて「委託料」とする必要があると考える。

また、検査調書（様式22号）においては、業務委託料について、「消費税を含む」との括弧書きが記載されているが、業務委託単価契約約款に添付の別表上、業務委託料については、消費税基本通達6-7-5（2）ハに該当するため、非課税とされている点と平仄が合っていない。検査調書においても、「消費税非課税」と明記する必要があると考える。

N027 子育て支援センター事業委託料

1	事業の名称	子育て支援センター事業委託料								
2	事業区分	補助事業								
3	事業種別	委託事業								
4	所管部課等	福祉部 保育課保育担当								
5	根拠例規	高崎市地域子育て支援拠点事業実施要綱								
6	事業目的	子育てに対する不安感や負担感の緩和を図り、安心して子育て・子育てができる環境を整備するため、地域における子育て支援拠点の設置を推進し、地域の実情に応じたきめ細かな子育て支援サービスの提供を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図る。								
7	事業の概要	地域における子育て支援の拠点施設において子育て親子の交流や子育てに関する相談等、地域の実情に応じた子育て支援事業について、私立保育所等を経営している法人を中心に事業を委託して実施している。								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>90,212</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>89,850</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>93,405</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和3年度	90,212	令和4年度	89,850	令和5年度	93,405
	実績額									
令和3年度	90,212									
令和4年度	89,850									
令和5年度	93,405									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・執行伺 ・支出負担行為書 ・契約書 ・実績報告書 ・子育て支援センターのパンフレット 								
10	課題	特になし								

1.1 監査結果

地域子育て支援拠点事業とは、児童福祉法第6条の3第6項に基づき、市町村が主体となって実施するものであり、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業である。費用に関しては、国から一定の補助金支給があり、また事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収できる。高崎市においても、高崎市地域子育て支援拠点事業実施要綱を定め、目的や実施要件に照らし、随意契約により委託している。

なお、こども家庭庁が公表している令和5年度地域子育て支援拠点事業実施状況の中で高崎市が記載されているものは以下のとおりである。

3. 地域子育て支援拠点事業の実施状況 【うち政令市・中核市別】

No	自治体名	小計	一般型				出張 ひろば	経過 措置	連携型		総計
			3~4 日型	5日型	6~7 日型	3~4 日型			5~7 日型		
1	札幌市	40	5	21	11	3	0	65	65	0	105
2	仙台市	32	0	25	7	0	0	39	9	30	71
3	さいたま市	66	26	19	21	0	0	0	0	0	66
4	千葉市	21	0	15	5	1	0	0	0	0	21
5	横浜市	138	19	107	10	2	1	0	0	0	139
6	川崎市	27	0	27	0	0	0	26	26	0	53
7	相模原市	14	0	4	0	0	0	10	14	0	28
8	新潟市	48	0	42	6	0	0	0	12	0	60
9	静岡市	19	0	16	3	0	0	2	1	1	21
10	浜松市	51	1	19	6	25	0	0	0	0	51
11	名古屋市	113	0	111	1	1	0	17	16	1	130
12	京都市	50	0	40	10	0	0	129	0	129	179
13	大阪市	135	0	134	1	0	0	0	0	0	135
14	堺市	43	14	28	1	0	0	0	0	0	43
15	神戸市	28	5	17	6	0	0	121	0	121	149
16	岡山市	22	0	18	4	0	0	22	17	5	44
17	広島市	25	0	18	5	2	0	0	0	0	25
18	北九州市	9	0	8	1	0	0	0	0	0	9
19	福岡市	14	0	13	1	0	0	0	0	0	14
20	熊本市	22	1	8	13	0	0	0	0	0	22
政令市計		918	71	690	112	34	11	447	148	299	1,365
1	函館市	13	0	13	0	0	0	0	0	0	13
2	旭川市	10	4	4	2	0	0	0	0	0	10
3	青森市	8	0	0	8	0	0	0	0	0	8
4	八戸市	13	8	3	2	0	0	0	0	0	13
5	盛岡市	9	0	7	2	0	0	0	0	0	9
6	秋田市	9	0	2	7	0	0	0	0	0	9
7	山形市	27	0	23	4	0	0	0	0	0	27
8	福島市	23	0	17	6	0	0	0	0	0	23
9	郡山市	5	0	0	5	0	0	0	0	0	5
10	いわき市	4	1	1	2	0	0	2	0	2	6
11	水戸市	18	0	15	3	0	0	0	0	0	18
12	宇都宮市	12	2	10	0	0	0	0	0	0	12
13	前橋市	14	0	13	1	0	0	4	0	4	18
14	高崎市	15	0	12	3	0	0	0	0	0	15
15	川越市	24	10	12	2	0	0	0	0	0	24
16	川口市	20	3	14	0	3	0	4	1	3	24
17	越谷市	22	4	13	2	3	0	0	0	0	22
18	船橋市	8	0	0	8	0	0	15	0	15	23
19	柏市	21	0	15	5	1	0	1	0	1	22
20	八王子市	11	0	0	11	0	0	29	7	22	40
21	横須賀市	6	0	4	2	0	0	0	0	0	6
22	富山市	13	0	12	1	0	0	3	0	3	16
23	金沢市	14	1	7	6	0	0	0	0	0	14
24	福井市	11	1	5	2	1	2	1	1	0	12
25	甲府市	18	0	15	3	0	0	0	0	0	18
26	長野市	19	6	9	2	0	2	0	0	0	19
27	松本市	26	0	25	1	0	0	0	0	0	26
28	岐阜市	6	1	5	0	0	0	0	0	0	6
29	豊橋市	10	3	6	1	0	0	1	1	0	11
30	岡崎市	11	9	1	1	0	0	0	0	0	11
31	一宮市	9	2	5	1	1	0	0	0	0	9
32	豊田市	12	0	9	3	0	0	0	0	0	12
33	大津市	7	0	6	1	0	0	6	0	6	13
34	豊中市	19	0	16	2	1	0	0	0	0	19
35	吹田市	15	6	8	1	0	0	0	0	0	15
36	高槻市	18	0	15	3	0	0	0	0	0	18
37	枚方市	13	5	8	0	0	0	0	0	0	13
38	八尾市	18	12	6	0	0	0	0	0	0	18
39	寝屋川市	12	0	11	1	0	0	0	0	0	12
40	東大阪市	25	2	17	6	0	0	0	0	0	25
41	堺市	18	6	8	1	2	1	11	1	10	29
42	尼崎市	11	0	10	1	0	0	0	0	0	11
43	明石市	5	0	2	3	0	0	0	0	0	5
44	西宮市	12	3	6	3	0	0	9	0	9	21
45	奈良市	13	0	12	1	0	0	3	0	3	16
46	和歌山市	10	0	8	2	0	0	0	0	0	10
47	鳥取市	14	0	10	1	0	3	0	0	0	14
48	松江市	8	2	4	2	0	0	1	0	1	9
49	倉敷市	22	2	13	5	2	0	1	0	1	23
50	呉市	12	1	4	2	3	2	0	0	0	12
51	福山市	36	24	10	2	0	0	0	0	0	36
52	下関市	20	2	12	3	3	0	0	0	0	20
53	高松市	31	0	25	2	2	2	0	0	0	31
54	松山市	24	2	18	4	0	0	8	8	0	32
55	高知市	17	3	10	3	1	0	0	0	0	17
56	久留米市	12	1	0	11	0	0	0	0	0	12
57	長崎市	17	3	0	14	0	0	0	0	0	17
58	佐世保市	10	0	8	1	0	1	0	0	0	10
59	大分市	11	0	0	11	0	0	0	0	0	11
60	宮崎市	22	11	7	2	2	0	13	13	0	35
61	鹿児島市	14	0	8	5	0	1	3	0	3	17
62	那覇市	10	1	0	9	0	0	7	7	0	17
中核市計		917	141	539	198	25	14	122	39	83	1,039

3

14. 地域子育て支援拠点事業の実施状況（令和5年度交付決定ベース②）

都道府県	実施市町村数	市町村							
秋田県 (25)	(80.0%)	秋田市：①9	能代市：①3	横手市：①7	大館市：①3	鹿角市：①1	湯沢市：①3	鹿角市：①1	由利本荘市：①2②2
		潟上市：①4	大仙市：①3	北秋田市：①4	にかほ市：①3②1	仙北市：①1	三橋町：①1	五城目町：①1	八郎潟町：①1
山形県 (36)	(97.1%)	井川町：①1	大海村：①1	美郷町：①3	羽後町：①1	新住市：①4	寒河江市：①1	上山市：①1	村山市：①3
		山形市：①27	米沢市：①5	鶴岡市：①14②5	酒田市：①8	新庄市：①4	寒河江市：①1	上山市：①1	村山市：①3
福島県 (59)	(57.6%)	長井市：①4	天童市：①9	東根市：①2	尾花沢市：①1	南陽市：①3	山辺町：①1	中山町：①1	河北町：①4
		西川町：①1	朝日町：①1	大石町：①1	大石田町：①2	金山町：①1	最上町：①1	舟形町：①1	真室川町：①1
茨城県 (44)	(100%)	大蔵村：②1	戸沢村：②1	高島町：①1	川西市：①1	小国町：①1	白旗町：①1	飯豊町：①1	三川町：①1
		庄内町：①1	遊佐町：①1						
栃木県 (25)	(100%)	福島市：①23	会津若松市：①28	郡山市：①5	いわき市：①4②2	白河市：①5	須賀川市：①7	喜多川市：①4	相馬市：①1
		二本松市：①5	田村市：①1	南相馬市：①2	伊達市：①6	本宮市：①3	桑折町：①1	貝見町：①1	川俣町：①2
群馬県 (35)	(80.0%)	鏡石町：①2	天栄村：①1	下郷町：①1	只見町：①1	南会津町：①3	猪苗代町：①2	会津坂下町：①1	三島町：①1
		会津美里町：①1	西郷村：①2	矢吹町：①1	榑倉町：②1	矢祭町：①1	乾川村：①1	浅川町：①1	三春町：①1
群馬県 (35)	(80.0%)	小野町：①2	新地町：①1						
		水戸市：①18	日立市：①22	土浦市：①7②3	古河市：①9	石岡市：①6	碓氷市：①2	龍ヶ崎町：①7	下妻市：①3
群馬県 (35)	(80.0%)	常総市：①3	常陸太田市：①6	高萩市：①5	北茨城市：①4	笠間市：①2②1	取手市：①5	牛久市：①12	つくば市：①11
		ひたちなか市：①12	鹿嶋市：①4	潮来市：①2	守谷市：①9	常陸大宮市：①7	那珂市：①3	筑西市：①1	坂東市：①9
群馬県 (35)	(80.0%)	福敷市：①5	かすみぐらら市：①2	榑川市：①4	神栖市：①9②5	行方市：①7	鉾田市：①4	つくばみらい市：①11	小美玉市：①13
		茨城町：①10	大洗町：①1	城里町：①3	東海村：①10	大子町：①1	美浦村：①1	阿見町：①2	河内町：①1
群馬県 (35)	(80.0%)	八千代町：①3	五箇町：①2	境町：①5	利根町：①1				
		宇都宮市：①12	足利市：①6②2	栃木市：①12②3	佐野市：①8②1	鹿沼市：①5	日光市：①3	小山市：①7	真岡市：①3
群馬県 (35)	(80.0%)	大田原市：①6	矢板市：①3	那須塩原市：①9	さくら市：①5	那須烏山市：①2	下野市：①3	上三川町：①2	益子町：①2
		茂木町：①1	市員町：①1	芳賀町：①3	壬生町：①2	野木町：①2	塩谷町：①1	高根沢町：①6	那須町：①1
群馬県 (35)	(80.0%)	那珂川町：①1							
		前橋市：①14②4	高崎市：①15	榑生市：①11	伊勢崎市：①6	太田市：①18②14	沼田市：①3	館林市：①4	洗川市：①10
群馬県 (35)	(80.0%)	藤岡市：①10②6	富岡市：①4	安中市：①8	みどり市：①6	榛東村：①3	吉岡町：①1	上野村：①1	甘楽町：①1
		中之条町：①1	長野原町：①1	碓氷町：①1	草津町：①1	昭和村：①2	みなかみ町：①3	玉村町：①1②2	板倉町：①1
群馬県 (35)	(80.0%)	明和町：①3	千代田町：①2	大泉町：①2	邑楽町：①2				

※①…一般型 ②…連携型 都道府県欄の ○ 内の数字…管内市区町村数 実施市町村数欄内の数字…実施数（実施率）

15

引用：令和5年度実施状況（こども家庭庁）

(1) 契約方式について

令和5年度は11の社会福祉法人に委託をしており、これらの業務委託に係る契約方法は随意契約に基づいている。地方自治体における契約方法は「地方自治法第234条第2項」及び「地方自治法施行令第167条の2」を法的な根拠としている。

同一事業者で業務委託を継続する場合には、「随意契約理由書」を書面として記録し、随意契約として更新している。国からの補助事業でもあることから、補助対象となる事業の目的や実施要件等を満たし、適切な事業者を選択している理由が記載されている。

随意契約は一般的に競争入札によらない特定の相手方を任意に選択する契約方式であり、福祉分野における委託契約は業態の特殊性から特定の事業者が継続して事業を行うことで、人的な信頼関係やネットワークが構築され円滑な業務運営に資する側面がある。また、国の補助事業でもあることから、事業目的や実施要件を満たすなど、同様の基準において委託先を決定している。

【意見14】 随意契約理由書について

随意契約の妥当性に疑義はないが、随意契約理由書の書面が11の社会福祉法人においてすべて同じ内容で作成されている。特に子育て相談ができる資格取得者として「保育士、栄養士、看護師等」とあるが、保健師や助産師が所属する法人など、各法人において所属する専門家は異なる。随意契約理由書の文章が同一のもので形骸化しないよう、各法人の特徴を正しく表記する必要があると考える。

(2) 契約の変更手続きについて

高崎市地域子育て支援拠点事業の委託料は、こども家庭庁の「子ども・子育て支援交付金要綱」における地域子育て支援拠点事業の補助基準額を適用しており、令和5年度の補助基準額は、令和5年7月31日付通知「子ども・子育て支援交付金の交付について（成事365号）」により増額され、令和5年4月1日に遡って適用されることになった。

高崎市の場合、地域子育て支援拠点事業は「一般型」のみで、そのうちの「5日型の常勤職員配置」又は「6～7日型の常勤職員配置」が該当する。新旧対照表は以下のとおりである。

一般型	旧基準額	新基準額	差額
5日型・常勤職員配置	8,398,000円	8,639,000円	241,000円 増加
6～7日型・常勤職員配置	8,973,000円	9,251,000円	278,000円 増加

当該増額分については、高崎市地域子育て支援拠点事業に関する変更契約書を令和5年7月31日に全委託事業者と締結し、5日型の事業者へは241,000円、6～7日型の事業者へは278,000円の支給が適切に行われている。

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象経費
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	<p>1 運営費（1か所当たり年額）</p> <p>（1）一般型</p> <p>ア 基本分</p> <p>（ア）3～4日型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員を合計3名以上配置する場合 5,940,000円 ・職員を合計2名配置する場合 4,392,000円 <p>（イ）5日型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員を配置する場合 8,639,000円 ・非常勤職員のみを配置する場合 5,391,000円 <p>（ウ）6～7日型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員を配置する場合 9,251,000円 ・非常勤職員のみを配置する場合 6,390,000円 <p>※（イ）及び（ウ）について、「平成24年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」1（5）③センター型（経過措置（小規模型指定施設）の場合を除く）として実施し、引き続き同様の事業形態を維持している場合は、「『常勤職員』を配置した場合」の補助基準額を適用することができるものとする。</p>	地域子育て支援拠点事業の実施に必要な経費

（令和5年7月31日付通知「子ども・子育て支援交付金の交付について（こ成事365号）」の子ども・子育て支援交付金交付要綱より抜粋）

（3）実績報告書について

高崎市地域子育て支援拠点事業実施要綱に基づき、令和5年度地域子育て支援拠点事業実績報告書の提出を受けている。具体的には、地域子育て支援拠点事業委託収支精算書、地域子育て支援拠点事業実績調書、事業費内訳書、子育て支援拠点事業月報の他、添付書類として、高崎市地域子育て支援拠点事業委託に係る事業の収支精算書、その他関係書類（職員の名簿や賃金台帳・出勤簿、子育て支援センターのパンフレット）が適切に提出されている。実績報告の結果、当初契約金額に満たない収支精算書においては返金の手続きが行われている。また、「子ども・子育て支援交付金要綱」の基準額を判断するために、常勤職員に関する資料や子育て支援センターのパンフレットを必ず添付するようにしている。

NO28 こども発達支援センター事業

1	事業の名称	こども発達支援センター事業								
2	事業区分	補助事業								
3	事業種別	その他								
4	所管部課等	福祉部 こども発達支援センター発達支援担当								
5	根拠例規	特になし								
6	事業目的	発達に不安や課題をもつ子どもとその保護者や関係機関の相談に応じ支援していく。								
7	事業の概要	個別相談、保育所（園）・幼稚園・こども園巡回等相談業務にあたり、保護者の不安の軽減を図るとともに支援者の指導を行うもの。								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>14,771</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>15,468</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>15,889</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和3年度	14,771	令和4年度	15,468	令和5年度	15,889
	実績額									
令和3年度	14,771									
令和4年度	15,468									
令和5年度	15,889									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為書 ・積算資料 								
10	課題	特になし								

1.1 監査結果

1. こども発達支援センターの概要について

(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画における位置づけについて

高崎市における第2期子ども・子育て支援事業計画（以下、事業計画）は、【基本理念】【基本的視点】【基本目標】【基本施策】に体系化されている。【基本理念】として、「すべての子どもがあらゆる可能性にチャレンジすることができ、子育ての喜びを、親として、家庭で、地域社会全体で感じることができる支えあいのまちづくり」を掲げている。この【基本理念】に基づき、「子ども」、「保護者」そして「地域・子育て支援関係者」の3者の立場、視点からの方向性・目標を設定し、それぞれの権利や役割を明確にした子育て支援施策を推進している。

こども発達支援センター（以下、同センターという。）は事業計画における施策の体系図上、以下のように位置付けられている。事業計画における「第3章 計画の基本的な考え方」の「施策の体系図」も併せて参照されたい。次節では同センターの事業内容について触れたい。

【基本理念】

「すべての子どもがあらゆる可能性にチャレンジすることができ、子育ての喜びを、親として、家庭で、地域社会全体で感じることができる支えあいのまちづくり」

【基本的視点】

「子どもの視点からの方向性1あらゆる可能性にチャレンジできるサポート体制の構築」
「保護者の視点からの方向性2子育てに喜びや生きがいを感じながら自らの成長をも実感し楽しむことができる支援体制の充実」

【基本目標】

「子どもの視点からの方向性1（2）特別な支援が必要な子どもへの支援の充実」
「保護者の視点からの方向性2（1）安心して子どもを産み育てることができる環境づくり」

【基本施策】

「子どもの視点からの方向性1（2）②発達に不安のある子どものサポート体制の推進」
「保護者の視点からの方向性2（1）③相談支援体制の充実」

(2) こども発達支援センターの事業内容について

同センターは、発達に不安のある子どもとその保護者や関係者を総合的にサポートするとともに中学校卒業までの子どもを対象として支援を行っている。発達に不安のある子どものサポート体制を推進することで、乳幼児期から学齢期まで一貫した支援を行うことができ、子どもたちが将来自立して社会参加するために必要な力を培える体制づくりを推進している。同センターでは、主な業務内容として子どもの発達時期に応じた、個別相談や保育所等巡回相談、学校訪問を通じた先生のための相談、及び、保護者や先生向けの研修の実施と子ども発達支援のために幅広い事業活動を実施している。

また、各関係機関と連携し、相談内容に応じて必要な関係機関につなぐ役割を担っており、具体的な事業内容について次に記載する。



① 子どもの視点からの方向性 1 (2) ②

以下、事業計画に記載された事業内容及び目標・実績について記載する。

(ア) 個別相談の充実

子育てをする保護者向けに心理士、保健師、教諭、保育士、言語聴覚士、作業療法士等の専門職による個別相談を随時実施している。相談内容に応じて各専門職が協働で行っており、令和5年度における実績は以下のとおりである（件数は延べ件数）。

（令和5年度実績）電話相談 3,992件、個別来所相談 3,875件

(イ) 保育所・認定こども園・幼稚園等巡回相談の推進

保育所・認定こども園・幼稚園の集団生活の中で保護者・保育士・教諭等の何らかの気づきを適切な支援につなげていくために心理士、保健師、教諭等のスタッフによる巡回相談を行い支援している。当該事業では巡回相談の回数について目標を設定している。

（令和5年度目標）定期巡回 218回

（公立保育所等…年1回、私立保育所等…年2回）

不定期巡回（保育所等からの希望によるため目標はなし）

（令和5年度実績）巡回数 297回（対象児 1,653人）

(ウ) 学校訪問相談の充実

小・中学校の集団生活の中で保護者・教諭等の何らかの気づきを適切な支援につなげていくために心理士、保健師、教諭等のスタッフによる訪問相談を行い支援している。当該事業では訪問相談の回数について目標を設定している。

（令和5年度目標）小学校1年生訪問 58回（市内小学校数）

学校訪問（学校からの希望によるため目標はなし）

（令和5年度実績）小学校1年生訪問 58回（対象児 495人）

小学校訪問 34回（対象児 36人）

中学校訪問 0回

(エ) 乳幼児発達相談「にこにこるーむ」

各保健センターを会場に作業療法士による乳幼児の発達相談を行い、保護者と子どもが安心して日常生活を過ごせるよう支援している。

（令和5年度目標） 84回

（令和5年度実績） 83回（対象児 481人）

(オ) ペアレントトレーニング

親が子どもの行動変容における心理やパターンを理解・分析し、問題行動を適切な対応で減少することのできる技術を獲得することを目的として実施している。

（令和5年度目標） 3クール＋フォローアップ（1クール6セッション）

（令和5年度実績） 3クール＋フォローアップ（総受講者数 41人）

② 保護者の視点からの方向性 2 (1) ③

(ア) 子どもの発達相談の充実

個別相談や保育所・認定こども園・幼稚園への巡回相談、学校訪問等で支援を必要とする子どもやその保護者、及び保育士、教諭等の支援の充実を図ることを目的としている。当該目的を達成するため、同センターとして支援者育成のための研修を実施している。令和5年度における研修実績は以下のとおりである。

(令和5年度実績)

特別支援教育・発達支援コーディネーター研修(動画配信) 受講人数157人

コーディネータースキルアップ研修1回、受講人数73人

ティーチャーズトレーニング3回、受講人数98人

(3) こども発達支援センターにおける支援者育成について

同センターでは、電話や来所(予約制)による個別相談を無料で実施しており、保護者や相談者の相談内容に応じて、発達に不安や課題をもつ子どもとその保護者や関係者の相談に応じ、関係機関と連携しながら総合的に支援していくことで、その子どもや環境に適した支援方法を一緒に検討し、子どもが健やかに日常を過ごせるようになり保護者の不安が軽減されることを目標としている。特に同センターでは、保育所や学校等で実際に支援にあたる職員が適切な対応を行えるように、支援者育成に力を入れている。

具体的には支援技術向上のための「特別支援教育・発達支援コーディネーター研修」及び「コーディネータースキルアップ研修」を実施しており、保育所や幼稚園の先生のうち園で中心になり支援を行っている者を対象とし、子どもや保護者と接する際のスキルアップを目的として実施している。

同センターの課題認識として、「特別支援教育・発達支援コーディネーター研修」及び「コーディネータースキルアップ研修」の実施回数を増やして支援者を増やし事業強化を図りたいところ、保育所・認定こども園・幼稚園等での業務量増加と人員体制の関係から回数を増やしづらい状況にあると伺っている。

保育所・認定こども園・幼稚園等で子どもや保護者との相談に直接対応できる支援者を増やすことにより、相談体制が充実し何らかの気づきを適切な支援につなげていくことができるものとする。この点、コーディネータースキルアップ研修においてはコーディネーターが保育所・認定こども園・幼稚園等における他の先生への支援の輪を広げられるような内容になっており、知識の習得のみにとどまらない、グループワーク形式による実習が行われている。

【意見15】 こども発達支援センターにおける支援者拡大の施策について

保育所・認定こども園・幼稚園等で子どもや保護者からの相談に適切に対応することが可能となる支援者が増えることは、同センターの支援体制がより充実することになるため、支援者拡大の施策が必要になると考える。

NO29 託児業務委託料（子育てなんでもセンター運営事業）

1	事業の名称	託児業務委託料（子育てなんでもセンター運営事業）								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	委託事業								
4	所管部課等	福祉部 こども家庭課こども企画担当								
5	根拠例規	高崎市子育てなんでもセンター設置及び管理に関する条例 高崎市子育てなんでもセンター設置及び管理に関する条例施行規則								
6	事業目的	市民が安心して子どもを産み、育てられるまちづくりを推進し、子ども達の健全な育成を図るため、「高崎市子育てなんでもセンター」内で誰もが気軽に利用できる児童の一時預かりを実施する。								
7	事業の概要	NPO法人ぐんまこどもわくわくサポーターズに委託。 次の条件による児童の一時預かりを実施する託児業務 (1) 託児時間 午前7時30分から午後10時まで (2) 対象児童 0歳（満6か月以上）から小学3年生まで (3) 定員 概ね20人 (4) 使用料 利用児童1人につき1時間300円 (1日上限3,000円)								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>47,000</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>47,000</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>47,000</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和3年度	47,000	令和4年度	47,000	令和5年度	47,000
	実績額									
令和3年度	47,000									
令和4年度	47,000									
令和5年度	47,000									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為書等 ・業務委託契約書、業務委託契約約款 ・見積書 ・託児業務仕様書 ・収納事務に関する書類 ・実績報告書 								
10	課題	特になし								

1.1 監査結果

(1) 子育てなんでもセンターの概要

高崎市子育てなんでもセンターは、高崎市子育てなんでもセンター設置及び管理に関する条例第2条において「子育て支援に関する事業を実施することにより、市民が安心して子どもを産み、育てることができるまちづくりを推進し、もって子どもたちの健全な育成を図るため、高崎市子育てなんでもセンターを設置する」と定められている。同条例第4条に掲げ

られた事業は、以下のとおりである。

(高崎市子育てなんでもセンター設置及び管理に関する条例)

第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子育て支援情報の提供及び子育て相談に関する事業
- (2) 子育て世帯等の就労の支援に関する事業
- (3) 子育て世帯等の交流の促進に関する事業
- (4) 子どもの預かりに関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事業

子育て中の人や妊娠中の人、1か所で気軽にさまざまな相談ができ、必要な支援を受けられる子育て支援の拠点である。安心して子どもを産み、育てることができるよう、子育て支援、就労支援、託児など、市・関係機関・NPO団体などが一体となって運営している。

【 多機能型住居オアシス高崎2階フロア内の配置図 】



① 子育て相談について

保健師・保育士・教育相談員が子育ての不安や悩み、子どもの健康や発達などについての相談や高崎市の子育て支援事業等の紹介をしている。また、各幼稚園・保育所（園）・認定こども園の園長なども日替わりで相談を受け付けている。利用できる日時は、火曜日～日曜日（祝日、年末年始を除く。）の午前10時～午後6時である。

令和5年度の開館日数は298日で、相談人数は1,177人であった。

② 交流・プレイルームについて

乳幼児向けの簡易な遊具、おもちゃなどで遊んだり、休憩したり、気軽に利用できる場を設けている。利用できる日時は、火曜日～日曜日（祝日、年末年始を除く。）の午前10時～午後6時である。

令和5年度の開館日数は298日で、利用人数は10,575人であった。

③ 就労相談について

子育て世代の就職相談や求人情報の提供、再就職支援などを行っている。毎週水曜日はハローワークの職員が、火曜日～金曜日はキャリアコンサルタントの資格を持つスタッフ（詳細は、個別の事業NO30 就労支援業務委託料参照）が、子育て世代の仕事に関する相談を受け付けている。また、出産・子育てで離職した人の再就職、ひとり親の就労支援をする他、資格取得やキャリアアップの相談にも応じている。相談できる日時は、火曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く。）の午前10時～午後5時である。

令和5年度の開館日数は197日で、相談人数は562人であった。

④ 保育士情報ステーションについて

ハローワーク高崎と連携して、保育所等の求人情報の提供や就労相談などの支援を行っている。市内の私立保育所の園長や職員と直に話ができる機会も設定し、職場の雰囲気や働き方など、実際に働く人の生の声を聞くことができる。また就労中の保育士の悩み事などの相談も受け付け、継続して働けるよう支援している。なお、運営は高崎市と契約した委託事業者が行っている。相談できる日時は、火曜日～土曜日（祝日、年末年始を除く。）の午前10時～午後5時である。

令和5年度の開館日数は208日で、相談人数は285人であった。

⑤ 託児ルームについて

子育て中のリフレッシュ（映画鑑賞や観劇、買い物、美容院など）、急な用事（冠婚葬祭、急な仕事、地域行事など）の際に、一時的な預かり施設として利用できる。

令和5年度の開館日数は360日で、利用人数は11,330人であった。

⑥ その他の施設について

多機能型住居オアシス高崎2階フロア内の配置図のとおり、子育てに関連した講座等で幅広く活用できる「ラウンジ」と「会議室」が設けられている。

(2) 託児業務について

高崎市の0歳から小学3年生（9歳とする）までの人口の推移は次のとおりである。

単位（人）

	平成29年12月 (開設した年)	令和3年12月	令和4年12月	令和5年12月
0歳	2,933	2,428	2,320	2,299
1歳	2,983	2,579	2,491	2,403
2歳	2,954	2,581	2,564	2,493
3歳	3,140	2,820	2,603	2,563
4歳	3,073	2,987	2,816	2,595
5歳	3,204	2,977	2,971	2,787
6歳	3,196	2,957	2,992	2,977
7歳	3,231	3,150	2,946	2,977
8歳	3,363	3,086	3,160	2,945
9歳	3,534	3,180	3,095	3,156
合計	31,611	28,745	27,958	27,195
	平成29年との対比	90.9%	88.4%	86.0%

過去3年間の利用人数は以下のとおりである。

単位（人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 延べ利用人数	9,890	10,189	11,330
② 利用時間帯による集計方法 の延べ利用人数	53,941	54,646	60,222
③ 上記②令和3年度との比較	—	101.3%	111.6%

コロナ禍の影響もあるため、単純な比較はできないが、出生率の減少による対象年齢の人口は逡減しているものの、利用人数は増加傾向である。

① 契約方式について

託児業務は、子育てなんでもセンターが設置されて以来、継続してNPO法人ぐんまこどもわくわくサポーターズに委託している。業務委託に係る契約方法は「一者随意契約」に基づいている。地方自治体における契約方法は「地方自治法第234条第2項」及び「地方自治法施行令第167条の2」を法的な根拠としている。

同一事業者で業務委託を継続する場合には、「随意契約理由書」を書面として記録し、随意契約として更新している。随意契約理由書にはまず、本事業の性質について「市民が安心して子どもを産み、育てられるまちづくりを推進していく中で、誰もが気軽に利用できる児童

の預かり事業の実施に係る業務」と説明している。当該業務に関し、契約業者と随意契約を締結した理由は以下のとおりとしている。

(随意契約理由書)

当該業務においては、認可保育所と同等の基準による運営が必要で、当該法人は市内の社会福祉法人が設置する既設の認可保育所等の園長等により組織された団体であり、知識、経験はもちろんのこと、複数の認可保育所等における施設運営のノウハウを有することから、本市における子育て環境の状況等を反映した適切な児童の預かりの実施が確実にできる。

NPO法人ぐんまこどもわくわくサポーターズの現在の役員構成を確認したところ、1名の理事（行政書士）を除く7名の理事及び2名の監事が高崎市内の保育園又はこども園の園長で構成されている。

認可保育所と同等の基準による運営ができる社会福祉法人は当然複数存在するが、その中で「既設の認可保育所等の園長等により組織された団体」という特殊性は、本業務について一者随意契約を行う理由の根拠として妥当なものと考えられる。

なお、NPO法人ぐんまこどもわくわくサポーターズの主たる事務所（本店所在地）は、同法人の平成29年8月29日に開催された理事会の「第1号議案 事務所移転の件」において、群馬県高崎市田町71オアシス高崎2階とする議案が可決確定し、移転日以降継続してオアシス高崎2階（高崎キッズサポートかしの木）となっている。特定非営利活動促進法その他関連法令においては、NPO法人の所在地が受託事業を行う公共施設であることを禁止するような定めはない。ただし、本店所在地が当該委託事業を行う施設となっているため、当該法人の令和5年度の総会及び理事会は、子育てなんでもセンターの会議室を利用して行っている。また、特定非営利活動促進法第28条（事業報告書等の備置き等及び閲覧）において、事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿等は事務所に5年間保存の義務があり、当該書類に関しても託児事業を行う施設内での保管が行われていることになる。

【意見16】 託児業務以外のその他施設（会議室等）利用に関する取り決めについて

子育てなんでもセンターは、1か所で気軽にさまざまな相談ができ、必要な支援を受けられる子育て支援の拠点として革新的な施設であり、運営においては既設の認可保育所等の園長等により組織された団体であるNPO法人ぐんまこどもわくわくサポーターズは妥当であると考える。

また、子育てなんでもセンター内の子育て相談スペースでは各幼稚園・保育所（園）・認定こども園の園長なども日替わりで相談を受けていることもあり、託児事業だけでなく1フロア全体が当該法人や園長等により網羅的に支えられていることも十分に理解できる。ただし、業務委託である以上は、業務委託内容以外の空間（会議室等）、業務委託の目的以外の利用（法人の事業報告書等の保存等）についての取り決めを交わし、業務契約書等とともに保管を行うことが必要と考える。

② 収納事務について

収納事務については「高崎市子育てなんでもセンター内託児ルーム使用料収納事務契約書」が締結されている。実績報告は、契約書第4条において「NPO法人ぐんまこどもわくわくサポーターズは、毎月の利用実績及び公金の収納状況を高崎市の定めるところにより、高崎市に報告するものとする」とある。

収納の流れを確認するため、令和5年度の収納事務資料を監査した。まず、使用料及び利用人数が集計されたレシートを稼働している日は毎日、21時過ぎに印刷している（なお、託児ルームでは収納の対象外であるおやつ代や軽食代の入金もあるが、収納事務に係る部分のみ適切に出力されている）。当該精算レシートを原則3日間「精算レシート添付台紙」に添付し、3日間の合計金額を「領収済通知書」に記載し、書類の提出及び出納を行っている。金額の記録を毎日行い、3日間（稀に4日間）に一度、徴収した使用料をまとめて市へ納入しており、令和5年度の事務処理においては集計の誤りや書類の不備等は確認されなかった。

また、令和5年4月26日に契約課担当者からの指摘があり、託児ルーム使用料が業務委託者の収入ではなく、高崎市の収入であることを明確化するために「託児業務仕様書」の修正が行われ、差し替え対応を実施している。修正内容は以下のとおりである。

（仕様書の修正箇所：新旧対照表 ※下線部分が修正、追加事項）

仕様書	修正前	修正後
5 業務内容	次の条件による児童の一時預かりを実施する託児業務	次の条件による児童の一時預かりを実施する託児業務 <u>なお、使用料については、別途締結する使用料収納事務委託契約に基づき、利用者からの徴収及び市への収納を行うこと。</u>
5 業務内容（4）	業務内容 （4）利用料金	業務内容 （4） <u>使用料</u>
1 1 その他	（1）利用料金の徴収及び納付並びに報告方法については、市の指示に従うこと。また料金の取り扱いについては十分な注意を払い、事故のないよう万全の態勢で業務にあたること。	（1） <u>使用料</u> の徴収及び納付並びに報告方法については、市の指示に従うこと。また <u>現金</u> の取り扱いについては十分な注意を払い、事故のないよう万全の態勢で業務にあたること。

上記修正を行うことにより、託児ルーム使用料が業務委託者の収入ではなく、高崎市の収入であることが明確化されており、修正された仕様書の内容は妥当である。

ただし、令和5年度の業務委託契約書とともに保存されていた「託児業務仕様書」に関しては、差し替えはなく、修正前のもののみ保存されていた。修正内容に関しては、こども家庭課担当者からの修正に関する案内が修正前仕様書に添付されていたことを受け、監査のため、担当者へ修正後の仕様書を照会依頼することで確認できた。

【指摘1】 修正後の託児業務仕様書の適切な保存について

託児ルーム使用料が業務委託者の収入ではなく、高崎市の収入であることが明確化された修正後の「託児業務仕様書」を業務委託契約書とともに適切に保存すべきである。

【指摘2】 令和4年度の釣銭資金の「還付何」決議書の適切な運用について

令和4年度の釣銭資金の「還付何」決議書については2種類の書面を上段と下段に折り、境をホチキスで止める状態で1枚の書面とされている。具体的には上段の書面は決裁印があるが、金額が決裁金額とは異なるもの。下段について、決裁印はないが金額が最終的な決裁金額となっているものである。このような方法では、決裁印自体が形骸化しており、また書面の遡及修正も可能となってしまうため適切に事務処理を行うべきである。

③ 見積金額について

過去3年間の見積金額及び実績額は47,000千円である。先に示したとおり、令和3年度に比べ、令和5年度は利用人数が111.6%となっている。また、実績報告書に添付された職員名簿を基にまとめた人件費等は以下のとおりである。

(収支報告書より人件費項目を抜粋)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人件費小計	41,107,876円	37,521,094円	40,376,528円
摘要欄※	社員5名・フル3名 パート6名	社員5名・フル5名 パート8名	社員7名 パート13名
支出総合計	47,067,807円	47,011,202円	47,014,516円

※ 令和5年度は収支報告書の摘要欄が空欄であったため、別途添付されている職員名簿より作成した。なお、令和3年度の職員名簿には「社員6名、フル3名、パート7名」と記載があり、令和4年度の職員名簿には「社員6名、フル4名、パート8名」と記載があり、収支報告書と職員名簿には若干のズレが生じる。

【意見17】 託児業務の見積金額の妥当性について

最低賃金の上昇や職場環境の改善の動きもあって、人件費が増加傾向であり、また託児業務の利用人数も増加している。市民が安心して子どもを預けられるよう、見積金額については、前年を引き継ぐだけではなく、様々な観点から総合勘案し、正しく妥当性を検証する必要があると考える。特に職員名簿は、次年度の見積りの妥当性について有効に活用する必要があると考える。

④ 使用料について

高崎市子育てなんでもセンター設置及び管理に関する条例第7条には、託児の対象者が生後6月から小学第3学年とある。また、同条例第11条には、使用料が1時間300円と定められている。対象者及び使用料に関しては、近隣の託児施設等との比較や、事業目的に照らして検討した結果、妥当なものであると考える。

N030 就労支援業務委託料（子育てなんでもセンター運営事業）

1	事業の名称	就労支援業務委託料（子育てなんでもセンター運営事業）								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	委託事業								
4	所管部課等	福祉部 こども家庭課こども福祉担当								
5	根拠例規	高崎市子育てなんでもセンター設置及び管理に関する条例 高崎市子育てなんでもセンター設置及び管理に関する条例施行規則								
6	事業目的	就労相談員が子育て世帯等の就労に関する様々な相談に応じ、出産、育児を機に離職した人の再就職に向けた支援等を行うことにより、市民が安心して子どもを産み、育てられるまちづくりを推進し、子ども達の健全な育成を図る。								
7	事業の概要	出産、育児を機に離職した人の再就職支援、子育てと仕事の両立に関する相談、ハローワークと連携した求人情報の提供等を行うため、火～金曜日の午前10時～午後5時、就労に関する相談業務を委託により実施するもの。								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: right;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>2,685</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>2,685</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>4,948</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和3年度	2,685	令和4年度	2,685	令和5年度	4,948
	実績額									
令和3年度	2,685									
令和4年度	2,685									
令和5年度	4,948									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約書 ・支出負担行為書 ・実績報告書 								
10	課題	特になし								

1.1 監査結果

就労支援業務委託料とは、出産、育児を機に離職した人の再就職支援、子育てと仕事の両立に関する相談、ハローワークと連携した求人情報の提供等を行うため、火～金曜日の午前10時～午後5時に子育てなんでもセンターに設置した相談所にて就労に関する相談業務を委託により実施するものである。

令和5年5月まではNPO法人Aに業務を委託していたが、高崎市とNPO法人Aとの双方協議により、年度途中で契約解除となり、令和5年6月からは株式会社Bと委託契約を締結している。上記の過去3年間の決算の状況に関する内訳は以下のとおりである。

業務委託料の委託先別内訳

単位 (千円)

	実績額	NPO法人A	株式会社B
令和3年度	2,685	2,685	
令和4年度	2,685	2,685	
令和5年度	4,948	448 (2,685千円×2か月 ／12か月)	4,500 (10か月分の委託料とし て)

NPO法人A及び株式会社Bとは、いずれも一者随意契約により締結しており、業務委託内容は同じものとなっている。令和5年度の相談実績は以下のとおりである。

就労相談等業務実績

単位 (人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
法人A	90	37										
(株) B			35	44	51	41	43	38	50	51	33	49

毎年4月は相談が多く季節変動性が生じるが、NPO法人Aは127名、株式会社Bは435名の相談を受けた(継続相談者を含み、年間562名)。

(1) 当初委託先との契約解除について

令和5年の中途において委託先が変更になった経緯について担当者へ確認したところ「NPO法人Aについては、以前より、委託料の範囲での人員の確保や代表者の高齢化などを理由に、事業継続が難しいなどの相談があり、一旦契約したのちに双方協議のうえ、年度途中での契約解除に至った。株式会社Bについては、年度途中で急きよ、就労相談業務を委託する必要がある、これまで本市において保育士等福祉分野の人材確保について実績がある事業者として、一者随意契約とした」との回答があった。

【指摘3】当初委託先との随意契約の妥当性について

令和5年4月に業務委託契約を締結したにも関わらず同年5月に契約解除になり、また経緯について担当者の回答にあった「以前より事業継続が難しいという相談を受けていた」という点から、当初より事業継続性に疑念がある中で、一者随意契約が行われていた可能性が考えられる。随意契約は理由書の添付のみならず、委託契約事務チェックリストにて厳格な判断が必要であるが、当該チェックが形骸化していると考えられる。年度途中での契約解除は、最悪の場合、事業の休止も想定され、行政サービスが提供できないことは避けなければならない。毎年、随意契約の妥当性を慎重に検討すべきである。

(2) 新規委託先との随意契約について

新旧委託業者間では、同様の委託事業にも関わらず、年換算した委託料が2倍になっている。その点について担当者へ確認したところ「NPO法人については、一般的に助成金などを活用している例もあり、株式会社と比較すると運営コストが低く抑えられる傾向がある。また、NPO法人Aは、同様の業務を複数掛け持ちしていたことから、運営コストを低く抑えることができたものと考えている。一方で、株式会社Bでは、管理上のマニュアルや記録書類等が明確に管理され、組織的な対応を可能としているため、前段のNPO法人Aと比較すると委託料が高額となっている。また、人材不足や物価高騰の中、同様の内容を従来の委託料で受託する団体を見つけることが難しかったといった経緯もある」との回答があった。

また、NPO法人Aとの随意契約理由書には「NPO法人は、公益性という点において民間事業者と異なり、収益を法人の構成員に分配せず事業活動に充てる特性があり、法人の具える専門的能力も高い」とし、NPO法人であることも随意契約理由の1つとしていた。

一方、株式会社Bとの随意契約理由書には以下の記述があり、福祉分野における人材派遣業務を熟知しており、有資格者が多数所属していることで専門性の高い相談業務を年度途中でも円滑に実行できる点を主な理由としている。

保育士や介護、その他福祉分野の人材派遣業務を実施するほか、国や自治体から再就職支援等にかかる業務を受託している法人である。保育士や保育事業者を対象とした研修事業や、育児・介護等を理由に離職した者への再就職セミナーなどを開催している。

こうした事業実績より、企業側、特に福祉分野における事業所がどのような人材を求めているか熟知していることから、相談者と求人事業所とのマッチングまでを視野に入れた、より質の高い相談業務を担うことができる。

また、キャリアコンサルタント資格を持つ職員を多数有しており、就労支援分野における専門性の高い相談業務の提供が可能であるとともに、年度途中からの契約においても速やかに人員を確保し、通年の事業実施に対応できるほか、事業の継続性を担保することができる。

【意見18】一者随意契約の妥当性について

従来までの随意契約の理由は「NPO法人の公益性」を掲げていたにも関わらず、新たな契約は営利法人であった。営利法人であっても高い専門性が確保でき、またNPO法人の事業継続性に関しても疑念があったことから、営利法人との契約について問題はないと判断するが、従来の理由書との整合性を確保できる理由などを記載することで透明性を高める必要があると考える。

また、新たな事業所との随意契約理由には、福祉分野における人材派遣業務の実績が記載されている。当該就労支援業務は福祉部こども家庭課の所管ながら、ハローワークと連携した再就職支援や就労相談の場である。相談者においては当然、福祉分野に限らず、様々な分野の就職や就労相談を求めており、同じ子育てなんでもセンター内にある保育所等の求人情報の提供や就労相談を行う保育士ステーションとは趣旨が異なる。よって、就労支援分野における高い専門性は随意契約の理由として妥当だが、特に福祉分野に精通しているという点は事業目的に照らした場合、重要ではない。就労支援分野における高い専門性を有し、国や自治体から再就職支援等にかかる業務を受託している実績のある営利法人は他にも存在するため、一者随意契約の妥当性について検討していく必要があると考える。

【意見19】委託料の妥当性について

新たな契約業者の収支状況報告書には、委託初年度のためマニュアル作成や相談管理用ファイル等の内部資料作成費用が想定より発生した点が総括として報告されている。新旧契約業者間でひと月当たりの委託料が2倍に増額した点は、法人格の違いやシステム等の運用コストの違いなど、様々な要因を総合勘案して判断することになるため、一概に妥当性を検証することは困難である。ただし、今後において契約を更新するのであれば、初年度におけるコスト等は反映されていることから、見積りの手続きを形式的に行うのではなく、事業の継続性や委託料の妥当性などを慎重に判断していく必要があると考える。

N03 1 建物借上料（子育てなんでもセンター運営事業）

1	事業の名称	建物借上料（子育てなんでもセンター運営事業）								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	その他								
4	所管部課等	福祉部 こども家庭課子育てなんでもセンター								
5	根拠例規	高崎市子育てなんでもセンター設置及び管理に関する条例 高崎市子育てなんでもセンター設置及び管理に関する条例施行規則								
6	事業目的	子育て支援に関する事業を実施することにより、市民が安心して子どもを産み、育てることができるまちづくりを推進し、もって子どもたちの健全な育成を図るため、高崎市子育てなんでもセンターを設置する。								
7	事業の概要	オアシス高崎ビル2階部分について、借上料を支出するもの。								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>23,029</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>23,029</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>23,029</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和3年度	23,029	令和4年度	23,029	令和5年度	23,029
	実績額									
令和3年度	23,029									
令和4年度	23,029									
令和5年度	23,029									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為書等 ・賃貸借契約書 								
10	課題	特になし								

1 1 監査結果

子育てなんでもセンターが入居するオアシス高崎ビル（高崎市田町及び連雀町）の敷地面積2741.41㎡、建築面積1759.48㎡のうち680.52㎡を令和4年4月1日から令和9年3月31日までの長期継続契約で契約締結している（1㎡当たり年額33,840円）。当該事業の法令遵守性は確保されており、また書類や精算事務の不備等も確認されなかった。

【意見20】借上料の妥当性について

借上料は、当該事業開始の時点から変更がない（消費税率の改定時を除く）。安定した事業運営のため、長期継続契約は妥当であると考えますが、令和9年4月以降の契約更新時においては、築年数や周辺の時価など市場性を考慮し、借上料の妥当性を判断する必要があると考える。

N032 子育てSOSサービス事業

1	事業の名称	子育てSOSサービス事業								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	委託事業								
4	所管部課等	福祉部 保育課保育担当								
5	根拠例規	高崎市子育てSOSサービス事業実施要綱								
6	事業目的	子育てに不安を抱え、負担に感じ悩んでいる、出産を控えた家庭や未就学児童をもつ子育て中の家庭に対して、保護者の精神的・肉体的負担の軽減を図る。								
7	事業の概要	妊娠期や就学前児童の保護者の精神的・身体的負担を軽減するため、ヘルパーを派遣して家事等を援助し、安心して育児や日常生活が営めるよう支援する。								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>29,580</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>31,018</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>33,928</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和3年度	29,580	令和4年度	31,018	令和5年度	33,928
	実績額									
令和3年度	29,580									
令和4年度	31,018									
令和5年度	33,928									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・執行伺 ・契約書 ・支出負担行為書 ・調定通知書 ・実績報告書 								
10	課題	申し込みの多い時間帯や土日に働けるヘルパーの確保								

1.1 監査結果

(1) 事業の概要について

子育てSOSサービス事業は高崎市独自の子育て支援施策として展開されており、安心して子育てができる環境整備の一環として事業が展開されているものである。

提供されるサービスは、高崎市子育てSOSサービス事業実施要綱によれば、

- ① 家事に関する支援
 - ア 食事の準備及び後片付け
 - イ 居室等の掃除及び片付け
 - ウ 衣類の洗濯及び整理
 - エ 食料品・生活消耗品の買い物等
- ② 育児に関する支援
 - ア 乳幼児・児童の育児支援
- ③ 子育てに関する相談対応

となっており、実際に高崎市ホームページにて掲載されている内容は要綱と同様の内容となっていることが確認できる。

利用者は上記のサービスについて、電話、ファクシミリ等により申し込むものとする（要綱第8条）とされており、事前の申し込みが必要となっている。

また、利用者は1時間につき、250円を負担することになっている。

(2) 利用状況について

令和5年度 高崎市子育てSOSサービス事業年間延数より、令和5年度の子育てSOSサービス事業の利用状況について集計を行うと以下のとおりとなる。

①	延利用件数		3, 133件
②	サービス内容	調理	2, 056件
		掃除	2, 331件
		洗濯	1, 235件
		買物	221件
		育児支援	1, 272件
		相談支援	207件
③	支援内容延べ件数		7, 322件
④	サービス時間帯希望件数 (対応していないもの含む)	8:00-12:00	844件
		12:00-16:00	1, 026件
		16:00-20:00	1, 602件
⑤	サービス提供時間	0時間	24件
		1時間	2, 146件
		2時間	963件
⑥	サービス提供時間累計		4, 072時間

利用実態として①より年間の利用者は3,133人（複数回利用含む）となっている。当該サービスが利用できるのは出産を控えた家庭や未就学児童をもつ子育て中の家庭であることから、ここでは集計可能な人口として高崎市ホームページより「人口及び世帯数令和6年3月31日現在年齢別人口」より0歳～6歳までの人口を集計すると8,666人となり、複数回利用や2人以上世帯等の各種の前提条件を排除すると、利用率は36%となっている。

支援内容は②より大きく偏っているわけでもなくバランスよく利用者が各サービスを利用していることが分かる。③と①の関係からすると、各利用者は1回の利用につき、2つ以上のサービスを利用していることが分かる。

④のサービスの時間帯としては16時から20時での利用時間の希望が多く、朝の早い時間帯よりも午後の遅い時間帯での利用希望が多いことが分かる。⑤のサービス提供時間では、利用者の7割ほどが1時間の利用となっており、3時間以上の利用については報告されていない。

(3) 事業の受託者について

当該事業については事業を委託しており、契約事業先として高崎市社会福祉協議会が選定されている。当該契約については随意契約となっており、高崎市契約規則第18条第1項第2号を適用し、その性質又は目的が競争入札に適しないものであるとし、社会福祉協議会が高崎市内で長年培ってきた社会福祉事業へのノウハウと信頼性から随意契約をしているものである。

(4) 事業費について

子育てSOSサービス事業の費用については2つに大別される。業務委託単価契約書によれば、

①	業務委託料	基本経費	24,498千円
②	ヘルパー出動経費	1時間	3,300円
	ヘルパー待機料	待機1日	3,300円

となっており、その実績額は、①が24,498千円、②が9,430千円で、合計33,928千円となっている。

下記はサービスの利用時間帯ごとの実際の利用件数を集計したものである。サービスの利用希望は時間帯が遅くなるほど多くなる傾向が見取れる。

なお、利用希望が集中する期間帯において、利用できない状況が見受けられる。

単位(件)

サービス希望時間	8-12時	12-16時	16-20時
4月	60	62	128
5月	64	60	115
6月	68	72	117
7月	74	82	106
8月	52	66	94
9月	60	81	113
10月	62	85	118
11月	71	85	129
12月	73	89	108
1月	67	85	110
2月	61	98	111
3月	80	101	126
合計	792	966	1,375

【意見21】ヘルパーの確保について

当該事業の目的を鑑みれば、利用希望者が全員サービスを利用できることが望ましいといえるが、予算は無限ではなく市民の税金が投入されていることを鑑みればサービスの利用がいつでもできるといった状況にすることまでは求められないと考えられるため、利用ができない状況が生じることは許容されるべきである。

サービスの利用者は夕方以降に多くなる傾向があることから、ヘルパーについても同時間帯に多くの人員を確保することが望ましいと考える。

当該事業の利用者は1時間当たり250円の利用料を支払うことになっているが、実際領収されている金額は以下のとおりとなっている。

受託収入金計算書、利用料の合計より作成した。

月	領収額（円）	支援時間（時間）
4月	81,000	324
5月	75,500	302
6月	85,500	342
7月	90,250	361
8月	70,750	283
9月	78,500	314
10月	86,250	345
11月	91,500	366
12月	86,000	344
1月	84,750	339
2月	87,500	350
3月	99,750	399
合計	1,017,250	4,069

領収額は支援時間と1時間当たり250円の合計となっていることが確認できたため、利用料の徴収は適切に行われていると考えられる。利用料は領収通知書にて利用者及び日付や金額を確認することができるが、領収書を確認すると1年を通して相当な頻度で利用している利用者がいた。実際の令和5年度における利用件数は、3,133件であるところ、利用者数は285人である（子育てSOSサービス延利用件数、利用実人数、新規利用者数の推移エクセルより）。これによれば単純計算で、3,133件÷285人でおよそ一人当たり平均1.1回ほど利用している計算となる。利用者別に利用回数を集計しているものは存在していないが、利用者の中には平均利用回数である1.1回を大きく上回って利用している市民も存在していると考えられる。

事業の利用者からは1時間ごとに250円を徴収することになっており、サービスの内容

からすると利用料は非常に安く抑えられ、誰もが利用しやすい料金となっている。

サービス利用者の中には年間を通して相当回数利用している方がいるのも実情である。サービスの利用は、利用対象の市民に対して公平に行われるべきであるが、利用するかしないかは利用者の自由意志であるため利用しない市民に対して不公平であるということではないと考えられる。

一方で、サービスの利用者がある一定の利用者に偏っている状況や、サービスの内容に対する利用料の低さを鑑みた場合、当該サービスを相当回数利用しているような利用者に対して1時間当たり250円という安価な料金で常に利用できるという点では、そのような利用者に対して多くの税金が投入されている状況が生じており、公平さに欠けていると考えられる。

【意見22】複数回利用者への対応について

市民がサービスを公平に利用享受する観点からも、複数回利用者に対して、一定の利用回数以降では、利用料金の金額を引き上げることや利用の制限等を行うことで、一定の負担を求めることが必要であるとする。

N033 児童相談所建設等工事

1	事業の名称	児童相談所建設等工事																								
2	事業区分	補助事業																								
3	事業種別	その他																								
4	所管部課等	福祉部 児童相談所準備室																								
5	根拠例規	特になし																								
6	事業目的	年々増加する児童虐待事案への対応として、「高崎の子どもは高崎で守る」をコンセプトとし、高崎市独自の「行動する児童相談所」を設置し相談・支援体制を強化するため、その準備を実施している。																								
7	事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所、一時保護施設の建設等工事費用 【建設工事スケジュール】 <ul style="list-style-type: none"> 令和5年12月着工 令和7年3月竣工を予定 ※債務負担行為による2か年事業																								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>※決算内訳</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>建設工事</td> <td>539,000</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td style="text-align: center;">729,716</td> <td>電気設備</td> <td>87,849</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>空調設備</td> <td>61,287</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>衛生設備</td> <td>41,580</td> </tr> </tbody> </table>		実績額			令和3年度	—	※決算内訳		令和4年度	—	建設工事	539,000	令和5年度	729,716	電気設備	87,849			空調設備	61,287			衛生設備	41,580
	実績額																									
令和3年度	—	※決算内訳																								
令和4年度	—	建設工事	539,000																							
令和5年度	729,716	電気設備	87,849																							
		空調設備	61,287																							
		衛生設備	41,580																							
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> 執行伺 入札結果登録 監督員の指定について伺 現場代理人・主任技術者等選任届 課税事業者届出書 請負代金額のうち解体工事に要する費用等 建設工事請負仮契約書 契約締結伺 前払金支出伺 監督員の指定について伺（変更） 																								
10	課題	特になし																								

1.1 監査結果

高崎市における児童相談所の建設にあたり、児童相談所建設工事、児童相談所建設電気設備工事、児童相談所建設空調設備工事及び児童相談所建設衛生設備工事についての契約締結の関係書類を監査した。

建設工事については2者の入札、電気設備工事については7者の入札、空調設備工事については4者の入札、衛生設備工事については3者の入札がなされており、それぞれ基準価格を上回る事業者のうち最も低額な事業者（共同事業者）に対し発注が決定されていた。

児童相談所建設等工事に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

N034 生活支援特別給付金

1	事業の名称	生活支援特別給付金								
2	事業区分	補助事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	福祉部 こども家庭課こども福祉担当								
5	根拠例規	高崎市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) 支給事業実施要綱 高崎市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) 支給事業実施要綱								
6	事業目的	食費等の物価高騰に直面し、影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、児童1人当たり5万円の特別給付金を支給する。								
7	事業の概要	低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を支給する。								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位(千円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>354,650</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>344,400</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>356,450</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和3年度	354,650	令和4年度	344,400	令和5年度	356,450
	実績額									
令和3年度	354,650									
令和4年度	344,400									
令和5年度	356,450									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為書等 ・実績報告書 								
10	課題	特になし								

1.1 監査結果

当該事業はこども家庭庁による新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金により行われるものであり、こども家庭庁からの事務連絡に従い、給付金の支払い処理が行われていることを確認した。

生活支援特別給付金に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

N035 保育所入所委託料

1	事業の名称	保育所入所委託料								
2	事業区分	補助事業								
3	事業種別	委託事業								
4	所管部課等	福祉部 保育課保育担当								
5	根拠例規	子ども・子育て支援法								
6	事業目的	子ども・子育て支援法に基づき、市町村の確認を受けた施設・事業に対して、財政支援を保障することで、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とする。								
7	事業の概要	保育認定子どもが私立保育所において保育を受けた場合に、当該私立保育所に対し、その保育に要した費用について、公定価格（内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）を委託費として支払うもの。								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>3,309,535</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>3,262,132</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>3,472,513</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和3年度	3,309,535	令和4年度	3,262,132	令和5年度	3,472,513
	実績額									
令和3年度	3,309,535									
令和4年度	3,262,132									
令和5年度	3,472,513									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為書 ・実績報告書 								
10	課題	特になし								

1.1 監査結果

「N037 子どものための教育・保育給付費」の項目において記載したとおり、平成27年度から導入された新しい子ども・子育て支援制度の中で創設された施設型給付のうち、私立保育所については、市町村からの運営を委託されているという建付上、当該委託費を別事業として区分しているが、支給の目的や機能、支給額の算定方法や支給事務等に関して両者にほぼ違いはないことから、この項目に係る監査結果については、「N037 子どものための教育・保育給付費」を参照されたい。

N036 母子生活支援施設入所負担金

1	事業の名称	母子生活支援施設入所負担金								
2	事業区分	補助事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	福祉部 こども救援センター虐待対応担当								
5	根拠例規	児童福祉法 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る交付要綱								
6	事業目的	児童福祉法第38条に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とするもの。								
7	事業の概要	本負担金は、児童福祉法第38条に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を市外や県外の母子生活支援施設に高崎市が入所させた場合に、入所に係る費用を高崎市から施設側に支払うもの。 令和5年度実績 ・市外6施設に7世帯入所：延べ72カ月利用								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td style="text-align: center;">4,142</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td style="text-align: center;">12,867</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td style="text-align: center;">28,403</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和3年度	4,142	令和4年度	12,867	令和5年度	28,403
	実績額									
令和3年度	4,142									
令和4年度	12,867									
令和5年度	28,403									
9	閲覧資料	・支出負担行為書								
10	課題	市外や県外に入所しているため直接的な支援ができず、どうしても入所している母子生活支援施設に日々の支援を依頼することになるが、施設によって支援体制に温度差がある。								

1.1 監査結果

母子生活支援施設は、上記のとおり児童福祉法第38条において定められた施設であり、18歳未満（特別な事情がある場合には例外的に20歳になるまで）の子どもを養育している母子家庭、又は何らかの事情で離婚の届出ができないなど、母子家庭に準じる家庭の女性が、子どもと一緒に利用できる施設とされている。

母子生活支援施設には自治体が設置・運営しているもの、自治体が設置し、民間（社会福祉法人等）が運営しているもの、民間が設置・運営しているものがあり、こども家庭庁が5年に1度実施している「児童養護施設入所児童等調査」の結果を受けて、令和6年2月に公

表された「児童養護施設入所児童等調査の概要」によれば、調査日（令和5年2月1日）現在において、全国における母子生活支援施設入所世帯数は2,780世帯となっており、前回調査の3,216世帯よりも436世帯（13.6%）減少している。

また、上記の資料によると、施設への入所理由としては、入所世帯全体のうち1,399世帯（50.3%）が「配偶者からの暴力」を理由としており最も大きい割合を占めている。入所理由としては、これに「住宅事情による」が438世帯（15.8%）、「経済的理由による」が296世帯（10.6%）、「不適切な家庭内環境」238世帯（8.6%）、「母親の心身の不安定による」126世帯（4.5%）と続いている。

群馬県内に母子生活支援施設は3か所あり、そのうちの1つは高崎市に所在する市営の施設である。当該施設の運営に係る費用については、別途、母子生活支援施設運営事業として予算化され支出されている。

ここで対象としている母子生活支援施設入所負担金事業は、高崎市が県外や市外の母子生活支援施設に入所させた場合に、高崎市から母子を受け入れているそれらの施設に対して、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」に係る交付要綱に定める事務費その他諸経費に係る所定の単価に基づいて算定された額を措置費として高崎市から支出するものである。当該負担金の支払いは、支弁額の明細とともに施設より提示される請求書に基づき、各々の施設の預金口座に振り込まれている。なお、当該措置費については国と高崎市との負担割合はそれぞれ1/2とされている。（通常、国1/2、県と市とがそれぞれ1/4ずつであるが、中核市の場合は県の負担はなし。）

今回の監査の中で、各施設から提示されている支弁額の明細を見たところ、施設によって事務費負担額算定における加算項目にかなりばらつきが見られた。母子生活支援施設に関しては、最低限義務付けられている職員配置等の基準が設けられているものの、当該基準に近いような配置で運営されている施設もあれば、専門職員などを配置するなど支援体制を充実させている施設もあり、上記の「10課題」に記載されているように、施設により支援体制に温度差があることから、各母子が抱える課題と施設の特性をマッチさせるべく、施設の選定・決定までに、母子の意向確認、施設との連絡、事前見学を含めた調整を高崎市が主導して対応し、入所後においても適宜施設側と連絡を取り合って支援を実施している。

また、これまで利用実績がない施設については、施設ホームページや電話連絡等でその都度、夜間の職員体制、心理士、保育士の有無や、施設周辺の環境（医療機関、公共施設、生活日用品店舗、交通機関）などについて確認している。

高崎市としては、上記のような対応をしているものの、DV被害からの避難だけでなく、入所者が抱える精神面、就労面、生活・育児面等の問題を改善するためには施設職員との対人関係を含め、入所者自身のニーズ、考え方に左右される一面があるため、適切な施設マッチングになるかの判断が難しい現状があるとの課題認識を持っている。

また、施設により配置基準を満たしていても、心理士等の専門職は未配置である施設があるが、DV被害、精神面、就労、育児など入所者の抱える問題は多様であり、対人支援であることから、配置基準に専門職等の上乗せが望ましいと考えている。（特に、入所者はDV

被害等の問題を抱えての入所となる事例が多いことから、施設内で心理士カウンセリング等の専門職による支援を受けられることは、有効な支援であると考えている。）

一方で、前述したように入所理由もDV被害や経済的な困窮など様々であり、精神疾患を抱えた母子もいるなど、多様な課題を抱えている中で、個々の母子の課題に対応した支援を行うことが、安定した生活と自立の促進につながると考えられる。

【意見23】 個々の母子の課題やニーズへの対応について

課題については、国として制度設計を見直していくべきことと考えられるため、市として対応できることは個別に現場で対応できる点に限られているものと思われるものの、より現場に近く、個々の母子の課題やニーズを肌で感じているからこそ、他の自治体と協同しながら説得力を持った国への制度改善の要望もできるのではないかと考える。

N037 子どものための教育・保育給付費

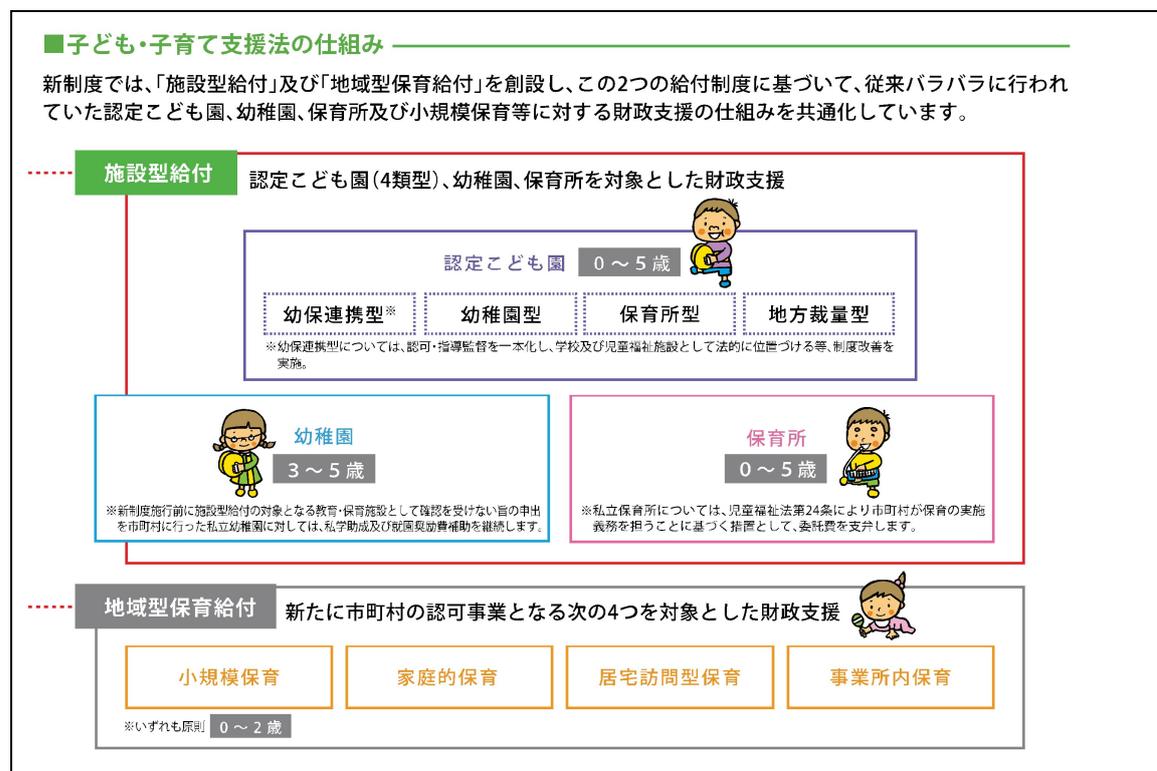
1	事業の名称	子どものための教育・保育給付費								
2	事業区分	補助事業								
3	事業種別	その他								
4	所管部課等	福祉部 保育課保育担当								
5	根拠例規	子ども・子育て支援法								
6	事業目的	子ども・子育て支援法に基づき、市町村の確認を受けた施設・事業に対して、財政支援を保障することで、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とする。								
7	事業の概要	認定こども園における教育又は認定こども園、公立保育所（管外）又は地域型保育事業における保育を支給認定子どもが受けた場合に、当該施設等に対し、法定代理受領により、その教育又は保育に要した費用について、公定価格（内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）から高崎市が定める利用者負担額（保育料）を控除した額を給付費として支給するもの。								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>7,088,376</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>7,443,789</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>7,834,966</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和3年度	7,088,376	令和4年度	7,443,789	令和5年度	7,834,966
	実績額									
令和3年度	7,088,376									
令和4年度	7,443,789									
令和5年度	7,834,966									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為書 ・実績報告書 								
10	課題	特になし								

1.1 監査結果

平成27年度において現行の子ども・子育て支援制度が開始される以前、保育所などの保育施設運営費用は、保護者から徴収する保育料と独自に自治体が施設に対して個別に支給する補助金等の財政支援により賄われていた。このような保育施設への財政支援を公費負担として一本化を図り保育支援を拡充し少子化に歯止めをかけるべく、新しい子ども・子育て支援制度の中で、保育施設に共通の財政支援制度として施設型給付と地域型保育給付が創設された。

ここで検討対象としている子どものための教育・保育給付費は、施設型給付のうち私立の保育所への措置として支弁される委託費を除く部分である。施設型給付のうち私立保育所については、市町村からの運営を委託されているという建付上、当該委託費を別途、「N035 保育所入所委託料」という事業として区分しているが、支給の目的や機能、支給額の算定方法や支給事務等に関して両者にほぼ違いはないことから、ここでは「N035 保育所入所委託

料」と「N037子どものための教育・保育給付費」を含めた施設型給付全体について取り扱うこととする。



(こども家庭庁のホームページより)

なお、高崎市の令和3年度から令和5年度までの過去3年の給付費、委託費の対象施設数と給付額は下記のとおりである。

(子どものための教育・保育給付費)

	施設数 (か所)	給付額 (千円)
令和3年度	141	7,088,376
令和4年度	132	7,443,134
令和5年度	138	7,834,954

※上記には過年度分は含んでいない

(保育所入所委託料)

	施設数 (か所)	給付額 (千円)
令和3年度	81	3,309,535
令和4年度	80	3,261,996
令和5年度	69	3,472,513

※上記には過年度分は含んでいない

施設型給付において各施設へは、上記に記載のとおり公定価格から利用者負担額を控除した額を給付費及び委託費として支給することとされている。公定価格は施設における人件費、事務費、管理費を共通要素とし、それに保育認定ごとに定められた子ども1人当たりの標準時間等を考慮して算定された基本部分に、職員の配置状況や実施体制等による各種の加算を加味して算定され、園児の状況や職員の配置等、公定価格や加算項目に関連する情報を各施設から入手した上で高崎市において給付額の算定を行っている。なお、当該給付は高崎市が施設に対して実施するが、負担については国、県、市が所定の割合で分担している。

高崎市では、各施設からの情報をメール又は書面で入手しており、入手した情報をシステム（e-SUITE）とエクセルの双方に入力し、各々にて給付費、委託費の算定を行い、その結果、両者が一致していることを確認することで計算の正確性を検証している。

また、施設より入手した情報の正確性については、根拠となる資料の他、3年に1度実施する、指導監査課による施設への監査により確認しており、令和5年度は24施設で監査を実施した。監査では過去に「講師配置加算の算定に必要な資格を満たしていない」といったことや「報告している勤務時間と実態が相違している」などの指摘がされている。

【意見24】 入手情報登録方法の効率化について

給付費、委託費に係る情報はメールや書面で施設より入手し、システム（e-SUITE）やエクセルに手入力している。

業務の効率性や作業の正確性を高めるためには、例えばシステムにデータを直接読み込ませることのできるような入力フォーマットを施設に提示し、施設側で入力してもらった上で、市側ではそれをチェックするだけになるような仕組みが将来的に構築されることが必要であると考える。

なお、公定価格や加算については、年度内で改定が頻繁に発生するとともに、国からの通知の内容が曖昧で高崎市では判断に苦慮するケースもあるとのことである。また、改定が頻繁に行われるためシステムの改修にも時間がかかるという状況になっている。

ちなみに、令和5年度においては、年度途中において以下のような改定があった。

- 4月 公定価格の改定
- 5月 留意事項通知の改正（チーム保育推進加算の要件等）
- 12月 公定価格の改定
- 12月 職員配置に係る取り扱いについて
（主幹保育教諭等の配置の取り扱いについて（2月から適用））

【意見25】改定の頻度や改定内容に関する事前相談対応等について

給付費、委託費の算定方法については、保育施設等に係る環境変化に応じて適時に改定を行うことが望ましいと言える一方で、改定が行われた場合の市や施設等の事務負担やシステムの改修等も考えると、年度途中で頻繁に改定が行われることで必要以上に公的コストを払っているということも言える。

算定方法の改定は、国が主導しているものであると考えられるため、市サイドでは如何ともしがたい部分ではあるものの、改定に伴う事務負担やコストに関しては、他の自治体も同様の問題意識を持っているものと考えられることから、他の自治体とも協同して、改定の頻度や改定内容に関する事前相談対応等について国へ改善提案を行うことを検討することも必要であると考えられる。

【意見26】精算シートのチェックについて

令和5年度の給付費、委託費の実績精算にあたり、精算シート（エクセル）の関数に誤りがあり、事後的に支給額の戻し入れや追加請求が発生したという事案があった。

システムで計算した毎月の給付費等の算出は正しく行われていたものの、年度の給付額精算のためのエクセルシート上で給付費を集計する際に誤ったセルを参照先としたため、ある月の給付費が別の月の給付費として集計されてしまっていた。

毎年、算出する加算項目が追加され単価も変わるため、毎年シートの変更を行わざるを得ない状況であることから、このような事態が発生するリスクはある程度想定する必要がある。その上で、作成者の自己チェックと他担当者によるダブルチェック、管理職による最終チェックなど、チェック体制を強化することが必要であると考えられる。

N038 子育てのための施設等利用給付費

1	事業の名称	子育てのための施設等利用給付費								
2	事業区分	補助事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	福祉部 保育課保育担当								
5	根拠例規	子ども・子育て支援法								
6	事業目的	子ども・子育て支援法に基づき、一時預かり事業や認可外保育所に対して、財政支援を保障することで、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とする。								
7	事業の概要	小学校就学前の子どもに係る施設等利用給付認定を受けた保護者に対し、当該子どもが子ども・子育て支援施設等から子ども・子育て支援を受けた場合に、内閣府令で定めるところにより、当該子ども・子育て支援に要した費用を支給するもの。								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>38,512</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>38,813</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>39,126</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和3年度	38,512	令和4年度	38,813	令和5年度	39,126
	実績額									
令和3年度	38,512									
令和4年度	38,813									
令和5年度	39,126									
9	閲覧資料	・支出負担行為書								
10	課題	特になし								

1.1 監査結果

子育てのための施設等利用給付費は、保育を必要とする事由に該当する保護者が、認可外保育施設や預かり保育事業を利用して支払いを行った利用料に対し、無償化請求を行うことにより給付上限額まで支給するもので、無償化の範囲と上限額は以下のとおりである。

年齢	区分	認定の種類	無償化の対象 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の基本的な利用料の合計	無償化の対象外 （保護者が負担するもの）
3～5歳児クラス	保育	施設等利用給付2号認定	月額37,000円まで	通園送迎費、食料費（主食費・副食費）、行事費など一部の費用

0～2歳児 クラス	保育	施設等利用給 付3号認定 ※市民税非課 税世帯のみ	月額42,000円まで	通園送迎費、食 料費（主食費・副 食費）、行事費な ど一部の費用
--------------	----	------------------------------------	-------------	-------------------------------------------

高崎市における子育てのための施設等利用給付費の認可外保育施設等と預かり保育の区分ごとの過去3年の給付実績（過年度分支給含む）は下記のとおりであり、当該給付額を国が1/2、県と市で1/4ずつ負担することとされている。

単位（千円）

	認可外保育施設等	預かり保育
令和3年度	21,981	16,530
令和4年度	20,981	17,831
令和5年度	19,169	19,955

保護者への支給の方法としては、一旦、利用料を利用した施設に保護者が支払い、その後、高崎市に請求をすることで無償化相当分を保護者に直接返金する方法（償還払い）を原則とするが、子ども・子育て支援法第30条の11第3項に基づき、一部法定代理（保護者へ直接給付せず、高崎市から施設に支払う）方式も採用されている。

保護者が当該給付を受領するためには、まず、保育の必要性を証する書類とともに、認定のための申請書を高崎市へ提出して施設等利用給付認定を受け、その上で実際に利用した後、施設等から利用料に係る領収証と利用実績の証明書を添付して高崎市に対して施設等利用費の請求（無償化申請）を行うことが必要となる。

負担金の支出に関する資料を閲覧したところ、過年度分を支給している例があった。このような支給の遅延は、施設等利用給付認定を受けた保護者（認定者）や施設（法定代理受領の場合）からの請求書の提出時期が遅れているということが要因であるとのことであるが、高崎市としては、認定者が実際に施設を利用しているか把握していないため特段の対応はしていないとのことである。

【意見27】支給遅延の防止について

子育てに係る保護者の権利を守るとともに、高崎市として本来支払いすべき時期に適時に支払いを行い、今後の遡及支払いの可能性をできるだけ低減させる観点から、施設を通して保護者に対してより一層十分な説明を実施するとともに、過去の未払発生（請求遅延）の要因分析を行い、それを踏まえて未払いの発生可能性がありそうな施設や個人に対して問い合わせを行うなどの対応を検討することが必要であると考えます。

N039 児童扶養手当

1	事業の名称	児童扶養手当								
2	事業区分	補助事業								
3	事業種別	その他								
4	所管部課等	福祉部 こども家庭課こども福祉担当								
5	根拠例規	児童扶養手当法								
6	事業目的	父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしてない児童を監護又は養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図る。								
7	事業の概要	<p>支給対象は、父母等の離婚や、死亡、障害などにより、児童を監護している母、監護し生計を同じくする父、又は父母に代わって児童を養育している人で、児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間。</p> <p>本人及び扶養義務者の所得により手当額を決定する。手当額及び支給方法は以下のとおり。</p> <p>【支給額】本人及び扶養義務者の所得により、全部支給、一部支給、支給停止となる。</p> <p>児童1人 全部支給 月額44,140円 一部支給 月額44,130円～10,410円</p> <p>児童2人目 全部支給 月額10,420円加算 一部支給 月額10,410円～5,210円加算</p> <p>児童3人目以降 1人につき 全部支給 月額6,250円加算 一部支給 月額6,240円～3,130円加算</p>								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>1,165,858</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>1,123,952</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>1,107,923</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和3年度	1,165,858	令和4年度	1,123,952	令和5年度	1,107,923
	実績額									
令和3年度	1,165,858									
令和4年度	1,123,952									
令和5年度	1,107,923									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為書等 ・実績報告書 								
10	課題	特になし								

1.1 監査結果

児童扶養手当は、上記記載の事業目的に従い、支給対象の児童を養育するひとり親等で、

政令で定める所得限度額未満の者に、高崎市から直接手当を支給するものであり、当該支給額については、国が1/3、市が2/3を負担することとされている。

児童扶養手当の支給を受けるためには、申請者と児童の戸籍謄本や振込先口座情報などとともに申請書類を提出する必要がある、また、継続申請にあたっては毎年一回現況届の提出を要するほか、支給要件となる事実等が変更された場合には、その都度届出が必要とされている。

児童扶養手当に関する情報管理については児童手当と同じくシステム（e-SUITE）及びエクセルを利用しており、また、入力も主に手作業にて行っている点については児童手当と同様の課題がある。

児童扶養手当については、児童手当と同様に未払いや過払いが発生するケースがあり、現況届や各種届の情報をシステムに入力すると、自動的に未払い、過払いの対象者がシステム上でリストアップされ、そこで未払額、過払額の算定も行われる仕組みになっている。ただ過払いの管理（過払理由、過払発生日、最終納付日、時効成立時期、過払期間等）についてはエクセルを利用している。

未払いについては、受給者からの届出書等が提出され次第、早急に支払処理を行っており、届出書等の提出が遅延している場合は本人に連絡し、提出を促しているとのことである。

一方、過払いの状況は以下のとおりであり、これについては本人に対して年度当初に納付書を送付して納付を求めているほか、手当受給中の場合は、現況届の提出等で窓口に来る機会を利用して返納するよう指導しているとのことである。

なお、児童扶養手当の過払人数と残高の合計と、うち過払発生後1年を経過したものは下記のとおりである。

(令和6年11月29日時点)

	人数（人）	金額（千円）
過払合計	27	5,206
うち過払発生後1年以上	24	3,386

また、過払いの発生要因別の件数と金額は下記のとおりである。（令和5年度からの繰越と、令和6年度新規発生分。金額は発生時の総額。）

	件数（件）	金額（千円）
公的年金の受給	16	6,134
所得更正	6	1,988
事実婚	2	358
その他	3	739

児童手当も過払いは発生するものの、10月末時点での未回収は1件で金額10,000円と少額であるが、児童扶養手当は上記のとおり未回収件数や金額が大きくなっている。その

理由は、児童扶養手当の方が児童手当に比べて支給制限の多い制度であるためであり、例えば、児童扶養手当特有の支給停止になる事例としては、障害年金が過去に遡って支給される場合や、事実婚の発覚などがある。また、児童扶養手当の方が所得制限の金額が低いため、所得更正に伴い支給停止になる場合が多くある。

【意見28】 過払手当の回収について

過払金は必ずしも少額ではなく、また、毎年一定程度過払額の回収はあるものの、過払いに占める1年以上長期の件数や金額の割合が高くなっている。このような長期の過払いの回収を促進するため、現状の回収施策に加えて、例えば費用対効果も検討した上ではあるが専門の債権回収業者を利用するといった施策も検討する必要があると考える。

また、過払いの発生要因としては圧倒的に公的年金の受給の割合が大きいことから、過払いの防止や回収の促進について年金事務所と協同しながら対応することも検討が必要であると考ええる。

N040 児童手当費

1	事業の名称	児童手当費														
2	事業区分	補助事業														
3	事業種別	補助金・負担金事業														
4	所管部課等	福祉部 こども家庭課こども福祉担当														
5	根拠例規	児童手当法														
6	事業目的	<p>父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している方に児童手当を支給することで、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としている。</p>														
7	事業の概要	<p>支給対象者は、15歳到達後の最初の3月31日までの児童（中学校修了前の児童）を養育している方。 支給額（児童1人当たりの月額）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">児童の年齢</th> <th style="width: 15%;">所得制限限度額未満の場合 (児童手当)</th> <th style="width: 25%;">所得制限限度額以上かつ所得上限限度額未満の場合 (特例給付)</th> <th style="width: 20%;">所得上限限度額以上の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳～3歳未満</td> <td>15,000円</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">5,000円</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">支給なし</td> </tr> <tr> <td>3歳以上 ～小学校 修了前</td> <td>(第1子・第2子) 10,000円 (第3子以降) 15,000円</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※第3子以降とは、養育している児童のうち高校卒業（18歳の誕生日後の最初の3月31日）までの児童から数えて3番目以降の児童のこと。</p>			児童の年齢	所得制限限度額未満の場合 (児童手当)	所得制限限度額以上かつ所得上限限度額未満の場合 (特例給付)	所得上限限度額以上の場合	0歳～3歳未満	15,000円	5,000円	支給なし	3歳以上 ～小学校 修了前	(第1子・第2子) 10,000円 (第3子以降) 15,000円	中学生	10,000円
児童の年齢	所得制限限度額未満の場合 (児童手当)	所得制限限度額以上かつ所得上限限度額未満の場合 (特例給付)	所得上限限度額以上の場合													
0歳～3歳未満	15,000円	5,000円	支給なし													
3歳以上 ～小学校 修了前	(第1子・第2子) 10,000円 (第3子以降) 15,000円															
中学生	10,000円															
8	過去3年間の決算の状況			<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;"></th> <th style="width: 60%;">実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td style="text-align: right;">5,410,010</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td style="text-align: right;">5,190,405</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td style="text-align: right;">4,990,705</td> </tr> </tbody> </table>				実績額	令和3年度	5,410,010	令和4年度	5,190,405	令和5年度	4,990,705		
	実績額															
令和3年度	5,410,010															
令和4年度	5,190,405															
令和5年度	4,990,705															
9	閲覧資料	・支出負担行為書														
10	課題	特になし														

1 1 監査結果

児童手当は、上記記載の事業目的に従い、高崎市から直接保護者に所定の額を手当として支給するものであり、当該支給額については国や県、市等で所定の割合に応じて負担することとされている。

児童手当の支給を受けるためには、保護者からの申請が必要であり、申請には児童手当認定請求書とともに銀行振込口座情報や本人確認書類等を提示することが求められている。

【意見29】情報の取得、入力方法について

児童手当に係る情報管理や支給額の算定についてはシステム（e-SUITE）を利用している。また、所得更正による所得上限限度額超過など支給事由がない者に対して受給者からの情報入手までの期間に手当を支給してしまうようなケースがあり、このような過払いについて、氏名、金額、過払いの理由と対応内容、処置の内容（返納や相殺等）等の情報管理にエクセルを利用している。

児童手当に関してシステムやエクセルで管理されている情報については、各受給者による情報源が主に紙の申請書になるため、紙ベースで入手した情報をシステムやエクセルに手入力している。

業務の効率性や作業の正確性を高めるためには、できるだけシステムで管理できる領域を拡大するとともに、情報の取得、入力についてはタブレットやWebを使って、保護者の入力した情報がそのままシステムに反映され、市側ではそれをチェックするだけになるような仕組みが将来的に構築されることが必要であると考えます。

【意見30】業務量増加への対応について

児童手当については、児童手当法の一部改正（令和6年10月1日施行）により、令和6年10月（12月支給分）から所得制限が撤廃されるほか、支給の対象が高校生年代まで拡大されている。

当該法改正に伴う業務への主な事務内容や影響としては、対象児童が約12,000人増えたことに伴う申請等の増加とその対応・処理、支払回数の倍増による支払業務の増加、システム改修対応やマニュアル改廃等が挙げられる。

このような業務量の増加に対応するためにも、手当支給業務を担う人員の拡充とともに、さらなる業務の効率化が必要であると考えます。

NO4 1 保育所管理経費（需用費）

1	事業の名称	保育所管理経費（需用費）								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	その他								
4	所管部課等	福祉部 保育課保育担当								
5	根拠例規	高崎市立保育所設置条例 高崎市立保育所運営規程								
6	事業目的	良質かつ適切な内容及び水準の保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す。								
7	事業の概要	保育所運営で必要な消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、電気料、水道料、修繕料及び給食材料費を支出するもの。								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>272,920</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>311,462</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>302,478</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和3年度	272,920	令和4年度	311,462	令和5年度	302,478
	実績額									
令和3年度	272,920									
令和4年度	311,462									
令和5年度	302,478									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・物品購入請求書 ・支出負担行為書 ・執行伺 ・請書 ・契約書 								
10	課題	特になし								

1 1 監査結果

保育所管理経費（需用費）に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

N042 保育所管理経費（役務費）

1	事業の名称	保育所管理経費（役務費）								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	その他								
4	所管部課等	福祉部 保育課保育担当								
5	根拠例規	高崎市立保育所設置条例 高崎市立保育所運営規程								
6	事業目的	良質かつ適切な内容及び水準の保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す。								
7	事業の概要	保育所の電話料、各種検診・検査手数料及びカーテンクリーニング料等諸手数料の経費を支出するもの。								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>6, 287</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>7, 143</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>6, 904</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和3年度	6, 287	令和4年度	7, 143	令和5年度	6, 904
	実績額									
令和3年度	6, 287									
令和4年度	7, 143									
令和5年度	6, 904									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出負担行為書 ・ 見積書 ・ 執行伺 ・ 業務委託単価契約書 ・ 納品書 								
10	課題	特になし								

11 監査結果

保育所管理経費（役務費）に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

N043 給食残渣堆肥化委託料

1	事業の名称	給食残渣堆肥化委託料								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	委託事業								
4	所管部課等	福祉部 保育課保育担当								
5	根拠例規	高崎市立保育所設置条例 高崎市立保育所運営規程								
6	事業目的	高崎市立保育所における環境教育とごみ減量化対策の一環として、保育所から排出される生ごみを再資源化することにより循環型社会に寄与する。								
7	事業の概要	保育所から排出される給食の残渣の回収、堆肥化及び完成した堆肥の各保育所への配布業務を委託し、堆肥は保育所の花壇等で使用している。								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: right;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>6,480</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>6,480</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>6,480</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和3年度	6,480	令和4年度	6,480	令和5年度	6,480
	実績額									
令和3年度	6,480									
令和4年度	6,480									
令和5年度	6,480									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為書 ・執行伺 ・業務委託契約書 ・作業完了報告書兼履行確認書 ・検査調書 								
10	課題	特になし								

1.1 監査結果

給食残渣堆肥化委託料に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

NO4 4 保育所用地土地借上料

1	事業の名称	保育所用地土地借上料								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	その他								
4	所管部課等	福祉部 保育課保育担当								
5	根拠例規	高崎市立保育所設置条例 高崎市立保育所運営規程								
6	事業目的	良質かつ適切な内容及び水準の保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す。								
7	事業の概要	箕郷第一保育園、箕郷第二保育園、箕郷第五保育園及び箕郷第三保育園はるな分園の保育所用地の借上料を支出する。								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>5, 342</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>5, 395</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>5, 395</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和3年度	5, 342	令和4年度	5, 395	令和5年度	5, 395
	実績額									
令和3年度	5, 342									
令和4年度	5, 395									
令和5年度	5, 395									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出負担行為書 ・ 土地賃貸借契約書 								
10	課題	特になし								

1 1 監査結果

保育所用地土地借上料に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

N045 保育所施設借上料

1	事業の名称	保育所施設借上料								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	その他								
4	所管部課等	福祉部 保育課保育担当								
5	根拠例規	高崎市立保育所設置条例 高崎市立保育所運営規程								
6	事業目的	入所希望の増加に伴い、保育所敷地内に保育室を増設し、受入れ児童数の増加を図る。								
7	事業の概要	高崎市立国府保育園及び高崎市立新高尾北部保育所の敷地内に建設した保育室の借上料を支払うもの。								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>10,204</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>10,204</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>10,204</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和3年度	10,204	令和4年度	10,204	令和5年度	10,204
	実績額									
令和3年度	10,204									
令和4年度	10,204									
令和5年度	10,204									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為書 ・契約締結伺 ・入札結果報告書 ・執行伺 ・債務負担行為に関する調書 ・賃貸借契約書 								
10	課題	特になし								

11 監査結果

保育所施設借上料に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

NO46 保育所管理経費（各所整備工事）

1	事業の名称	保育所管理経費（各所整備工事）								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	その他								
4	所管部課等	福祉部 保育課保育担当								
5	根拠例規	高崎市立保育所設置条例 高崎市立保育所運営規程								
6	事業目的	良質かつ適切な内容及び水準の保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す。								
7	事業の概要	各施設からの要望や報告、各種点検等により危険及び不具合箇所を把握し、各所の補修・整備工事を実施する。								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>6, 332</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>5, 982</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>6, 273</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和3年度	6, 332	令和4年度	5, 982	令和5年度	6, 273
	実績額									
令和3年度	6, 332									
令和4年度	5, 982									
令和5年度	6, 273									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出負担行為書 ・ 請書 ・ 仕様書 ・ 見積書 ・ 少額工事執行伺 ・ 見積依頼書 ・ 少額工事施工連絡票 ・ 引渡書 ・ 工事完成届 								
10	課題	特になし								

11 監査結果

保育所管理経費（各所整備工事）に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

NO47 保育所管理経費（備品購入費）

1	事業の名称	保育所管理経費（備品購入費）								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	その他								
4	所管部課等	福祉部 保育課保育担当								
5	根拠例規	高崎市立保育所設置条例 高崎市立保育所運営規程								
6	事業目的	良質かつ適切な内容及び水準の保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す。								
7	事業の概要	保育所運営に必要な保育所備品、給食室用備品及び消火器等を購入する。								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>5,585</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>6,563</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>5,562</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和3年度	5,585	令和4年度	6,563	令和5年度	5,562
	実績額									
令和3年度	5,585									
令和4年度	6,563									
令和5年度	5,562									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・物品購入請求書 ・仕様書 ・見積書 ・納品書 								
10	課題	特になし								

11 監査結果

保育所管理経費（備品購入費）に対し、特段指摘及び意見すべき事項なかった。

NO48 母子生活支援施設運営事業（給水管等更新工事）

1	事業の名称	母子生活支援施設運営事業（給水管等更新工事）								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	その他								
4	所管部課等	福祉部 こども救援センターあすなろ寮								
5	根拠例規	特になし								
6	事業目的	一部水道から不具合が見つかり、飲料水として適さないことが判明したため、給水管等について更新工事を行うもの。								
7	事業の概要	①給水管等更新工事 5,830,000円 （事務所棟、103号室、105号室、106号室） ②101号室給水管改修工事 994,400円 ③管理人室給水管改修工事 545,600円								
8	過去3年間の 決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td style="text-align: center;">7,370</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和3年度	-	令和4年度	-	令和5年度	7,370
	実績額									
令和3年度	-									
令和4年度	-									
令和5年度	7,370									
9	閲覧資料	<p>①給水管等更新工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竣工払支出伺 ・引渡書 ・竣工検査調書 ・工事完成届 ・前払金支出伺 ・契約締結伺 ・建設工事請負契約書 ・請負代金額のうち解体工事に要する費用等 ・課税事業者届出書 ・保証証書 ・現場代理人・主任技術者等選任届 ・監督員の指定について伺 ・入札結果登録 ・執行伺 <p>②101号室給水管改修工事、③管理人室給水管改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為書 ・見積書 ・請書 								

		<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書 ・少額工事執行伺 ・引渡書 ・工事完成届 ・検査調書 ・給水管改修工事図面
10	課題	入所者の生活施設であるため修繕は随時対応しているが、昭和50年築のため老朽化により修繕費が高額となることがある。

1.1 監査結果

当該事業に関する資料を閲覧した結果、事業の概要に記載のある①給水管等更新工事について、見積合わせにより施工業者が選定されており、業者の選定が適切に行われていることを確認した。

また、②101号室給水管改修工事及び③管理人室給水管改修工事については①と併せて行われるものであることから、①の業者と随意契約として工事を依頼しているものである。工事の効率性や経済性を考慮すれば随意契約することに合理性がある。

母子生活支援施設運営事業（給水管等更新工事）に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

N049 高等職業訓練促進給付金

1	事業の名称	高等職業訓練促進給付金								
2	事業区分	補助事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	福祉部 こども家庭課こども福祉担当								
5	根拠例規	高崎市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱								
6	事業目的	母子家庭の母及び父子家庭の父の就職に有利で生活の安定に資する資格の取得を促進するため、養成機関で6ヶ月以上のカリキュラムを修業し対象資格の取得が見込まれ、経済的に就労（育児）と修学の両立が困難と判断された者に対して、一連の修学期間における4年間を上限として給付金を支給し負担軽減を図り資格取得を容易にする。								
7	事業の概要	支給対象は、①市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父で、②児童扶養手当を受給しているか同等の所得水準にあり、③資格取得のため専門（各種）学校などの6ヶ月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれ、④就業又は通学と育児などの両立が経済的に困難であると認められる方となっている。 支給額は、非課税世帯が月額100,000円（最終学年は月額140,000円）。課税世帯が月額70,500円（最終学年は月額110,500円）となっている。								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>51,847</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>57,589</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>53,428</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和3年度	51,847	令和4年度	57,589	令和5年度	53,428
	実績額									
令和3年度	51,847									
令和4年度	57,589									
令和5年度	53,428									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度母子家庭等対策総合支援事業の事業実績報告について ・支出負担行為書 ・令和5年度高等職業訓練促進給付金等支給額計算表 ・高等職業訓練促進給付金等支給額変更決定通知書（写） ・高等職業訓練促進給付金等支給申請書 ・出席証明書 								
10	課題	特になし								

1.1 監査結果

当該事業は、こども家庭庁における補助事業であり、上記事業の概要に記載の支給要件に該当する者に対して給付金を支給しているものである。

高崎市では受給者からの高等職業訓練促進給付金等支給申請書に基づき、毎月支給対象者

に対して給付金の支出を行っている。

給付金支出に際して、高崎市担当者は月額を支給額が正しいことを確認するために、支出負担行為書に「高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書（写）」又は「高等職業訓練促進給付金等支給申請書」、「出席証明書」を添付し、内容の確認を毎月行っている。

監査手続きとして、受給者への給付金支給額の適切性を確認するために以下の確認を行った。

- ①受給者による「高等職業訓練促進給付金等支給申請書」作成の有無の確認
- ②年度の途中で支給額が変更されている受給者について「高等職業訓練促進給付金等支給額変更決定通知書」作成の有無の確認
- ③受給者が学校等のカリキュラムを受講していることの確認として「出席証明書」が毎月提出されているため、当該「証明書」が提出されていることの有無の確認。ここでは令和5年度の最終給付金支給月である、令和6年3月の「出席証明書」が提出されていることを確認する。

No.	確認事項①	確認事項②	確認事項③	補足
1	有	該当なし	有	
2	有	該当なし	有	
3	有	該当なし	有	
4	有	該当なし	有	
5	有	該当なし	有	
6	有	該当なし	有	
7	有	該当なし	有	
8	有	該当なし	有	
9	有	該当なし	該当なし	9月卒業
10	有	該当なし	有	
11	有	該当なし	有	
12	有	該当なし	有	
13	有	該当なし	有	
14	有	該当なし	有	
15	有	該当なし	有	
16	有	該当なし	有	
17	有	該当なし	有	
18	有	該当なし	有	
19	有	該当なし	有	
20	有	該当なし	有	
21	有	該当なし	有	
22	有	該当なし	有	

23	有	有	該当なし	転居で非課税
24	有	有	有	秋入学最終学年
25	有	該当なし	有	
26	有	有	有	8月より非課税
27	有	該当なし	有	
28	有	該当なし	有	
29	有	該当なし	有	
30	有	有	有	8月より非課税
31	有	該当なし	該当なし	8月より課税
32	有	有	有	
33	有	該当なし	該当なし	支給は2月まで
34	有	有	有	
35	有	該当なし	有	
36	有	該当なし	有	
37	有	有	有	8月より課税
38	有	該当なし	有	
39	有	該当なし	有	
40	有	該当なし	有	
41	有	該当なし	有	
42	有	該当なし	該当なし	11月で卒業
43	有	該当なし	有	
44	有	該当なし	有	
45	有	該当なし	有	
46	有	該当なし	有	
47	有	該当なし	有	
48	有	該当なし	有	

高等職業訓練促進給付金は、住民税非課税世帯かどうかによってその支給額が異なることになっている。そのため、支給額の決定については住民税非課税世帯かどうかを確認する必要があり、確認が行われた時点で支給額が決定することになる。修業期間は一般的に4月から3月となる対象者が多く、支給額の決定の時期により、年度の途中において支給額の変更が行われている。

高等職業訓練促進給付金に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

N050 児童館指定管理料

1	事業の名称	児童館指定管理料								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	委託事業								
4	所管部課等	福祉部 こども家庭課こども企画担当								
5	根拠例規	児童福祉法 高崎市児童館条例								
6	事業目的	児童福祉法第35条第3項の規定に基づき、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的として児童館を設置する。								
7	事業の概要	市内児童館について、民間事業者の能力を活用しつつ、住民等に対する市民サービスの効果、効率を向上させ、もって地域福祉の一層の増進を図るため管理を行わせるもの。								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>42,183</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>42,183</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>42,183</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和3年度	42,183	令和4年度	42,183	令和5年度	42,183
	実績額									
令和3年度	42,183									
令和4年度	42,183									
令和5年度	42,183									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・前金払確認報告書 ・検査調書 ・高崎市児童館の管理に関する実績報告書 ・基本協定書 								
10	課題	特になし								

1.1 監査結果

児童館指定管理料に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

N05 1 児童センター運営補助金

1	事業の名称	児童センター運営補助金								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	福祉部 こども家庭課こども企画担当								
5	根拠例規	社会福祉法人等が設立した小型児童館・児童センター運営補助要綱								
6	事業目的	地域児童の健全育成を図るため、社会福祉法人等が設置する小型児童館及び児童センターの運営に関し、適正で安定的な運営が図られることを目的として、当該社会福祉法人等に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。								
7	事業の概要	箕郷地区にある児童センターいずみを運営する社会福祉法人清光会に対して、運営補助金を交付している。								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>10,763</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>10,763</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>10,763</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和3年度	10,763	令和4年度	10,763	令和5年度	10,763
	実績額									
令和3年度	10,763									
令和4年度	10,763									
令和5年度	10,763									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・前金払確認報告書 ・事業報告書 ・支出負担行為書 ・事業計画書 								
10	課題	特になし								

1 1. 監査結果

児童センター運営補助金は旧箕郷町において地域住民からの要望により社会福祉法人が設置運営にあたっているものである。補助金の金額は令和5年度においては前金払いにより支給していることから、前金払いの支給の内容が適切であったかどうかについて最終的な確認を行う必要がある。これについて、運営元の社会福祉法人より事業実績報告書が提出されており、前金払確認報告書にて担当者が内容を確認している。

「社会福祉法人等が設立した小型児童館・児童センター運営補助要綱」の第3条（交付の対象）によれば、

- (1) 自然体験活動事業
- (2) 子どもボランティア育成支援事業
- (3) 児童健全育成相談支援事業
- (4) 年長児童等来館促進事業

の4つの事業のうち、2以上の事業を実施したものとする、

と記載されているため、補助金を交付するに際して、上記の4つの事業のうち、2つ以上が実際に実施されていることを確認する必要があるものである。

しかしながら、資料の閲覧をした結果、交付対象の事業とこれに対応する事業が実際に行われたかどうかの確認が行われた結果としての資料が保管されていない状況であった。

【意見31】 交付対象事業の確認について

要綱においては、補助金支給の対象となる事業が明確に示されていることから、今後は社会福祉法人からの事業報告において、補助金支給の対象の事業を行ったことが明確に示されることが望まれる。

また、補助金を交付する側としては、前金払いを行っている関係から事後的に事業の結果についての確認は行われているが、補助金対象の事業が行われたかどうかの確認を行ったことについての資料の作成保管が必要であると考ええる。

N05 2 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計繰出金

1	事業の名称	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計繰出金								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	その他								
4	所管部課等	福祉部 こども家庭課こども福祉担当								
5	根拠例規	特になし								
6	事業目的	母子及び父子並びに寡婦福祉法に則り、母子父子寡婦福祉資金貸付事業にかかる事務費等について、一般会計から特別会計へ事務費を繰出す。								
7	事業の概要	母子父子寡婦福祉資金貸付事業にかかる事務費等について、特別会計への繰出金を支出したもの。主な内訳については、システム使用料、システムで使用しているサーバーの使用等にかかる電算事務負担金等。								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>3,956</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>3,944</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>4,190</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和3年度	3,956	令和4年度	3,944	令和5年度	4,190
	実績額									
令和3年度	3,956									
令和4年度	3,944									
令和5年度	4,190									
9	閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・振替命令書 ・調定通知書 								
10	課題	特になし								

1 1 監査結果

歳出説明執行状況一覧表により確認したところ、年度当初に母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計に繰出した繰出金4,200,000円は、特別会計にかかる事務費等である印刷製本費94,600円、消耗品費24,277円、郵便料16,800円、電算事務負担金4,018,562円、口座振替手数料36,000円として支出され、特別会計残額9,761円については、特別会計から本繰出金に正しく振替処理されていた。

母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計繰出金に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

N053 (母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計) 電算事務負担金

1	事業の名称	電算事務負担金								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	その他								
4	所管部課等	福祉部 こども家庭課こども福祉担当								
5	根拠例規	特になし								
6	事業目的	市役所全体の電算に係る費用について、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計分として按分された負担金。								
7	事業の概要	母子父子寡婦貸付システムに係るサーバーやネットワークの機器のリースや保守点検にかかる費用。本金額については、高崎市の各課で使用している部分について、情報政策課が按分して算出している。								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位 (千円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>3,804</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>3,884</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>4,019</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和3年度	3,804	令和4年度	3,884	令和5年度	4,019
	実績額									
令和3年度	3,804									
令和4年度	3,884									
令和5年度	4,019									
9	閲覧資料	・振替命令書								
10	課題	特になし								

1.1 監査結果

本事業は、市役所全体の電算に係る費用について、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計分として按分された負担金を処理したものである。

按分負担金の計算は、システム規模に応じて負担額を算出したもの(区分T)とPC台数で負担額を算出したもの(区分V)で算出され、母子父子寡婦福祉資金貸付事業の割合は以下のとおり算出されている。

区分	名称			割合
T	全システム規模割合(母子寡婦)			0.0368 ①/②
※共同利用システム内(一次・二次調達、GCC分)でのシステム規模割合				
①	母子寡婦システム合計額		2,400,000円	
②	e-SUITEソフトウェア全体額		65,182,932円	
V	H23/30端末割合(母子寡婦)			0.0063 ①/②
※吉井支所除くH23入替後のPC台数で計算(H30は同数入替のため、割合変更なし)				
①	母子寡婦専用PC台数		4台	
②	契約合計PC台数		630台	

項目	単価 (税抜)	月数	区分	負担割合	R5年額
ソフトウェア使用料					
貸付 (新システム利用サービス)	200,000	12		1.0000	2,400,000
ハードウェア					
新システムSaaS基盤使用料	10,548,720	1	T	0.0368	388,192
総合住民情報システム業務端末等賃借料 (H30導入)	22,952,600	1	V	0.0063	144,601
総合住民情報システム業務端末等賃借料 (H30導入) 再リース	208,660	1	V	0.0063	1,314
個人番号利用事務系システム強靱化業務用機器賃借料	6,324,000	1	T	0.0368	232,723

電算業務派遣委託料	13,289,091	1	T	0.0368	489,038
-----------	------------	---	---	--------	---------

税抜合計	3,655,868
8%	11,568
10%	351,126
合計	4,018,562

新システムSaaS基盤使用料、個人番号利用事務系システム強靱化業務用機器賃借料及び電算業務派遣委託料については、全システム規模における、母子父子寡婦システムの規模割合により、算出されている。

個人番号利用事務系システム強靱化業務用機器賃借料として計上されているのは、個人番号利用事務系システムにログインする際の機器利用料であり、その他についてもシステムの利用維持に必要な費用であるところ、導入時における全体のシステム費用における母子父子寡婦システム事業で利用したシステム規模に応じた費用を按分して負担する計算方法については合理性が認められる。

平成30年に導入された総合住民情報システム業務端末等賃借料については、高崎市に導入されたPC台数のうち、母子父子寡婦事業として専用で利用するPC台数で按分したものである。当該端末料賃借料は、端末数に応じて発生するものであるため、台数で按分する計算は合理性が認められる。

電算事務負担金に対し、特段指摘及び意見すべき事項はなかった。

NO5 4 (母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計) 母子父子寡婦福祉資金貸付金

1	事業の名称	母子父子寡婦福祉資金貸付金								
2	事業区分	補助事業								
3	事業種別	その他								
4	所管部課等	福祉部 こども家庭課こども福祉担当								
5	根拠例規	高崎市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則 高崎市母子父子寡婦福祉資金貸付及び償還事務取扱要領								
6	事業目的	母子家庭の母及び父子家庭の父、児童、寡婦等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童(子)の福祉を図るため、各種資金の貸付けを行う。								
7	事業の概要	母子家庭の母及び父子家庭の父、児童、寡婦等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、その扶養している児童(子)の福祉を図るため、各種資金の貸付けを行っているもの。 平成23年度中核市移行により県より事務移譲された。また、平成26年10月に父子も対象拡大となっている。								
8	過去3年間の決算の状況	<p style="text-align: center;">単位(千円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>20,684</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>17,474</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>14,878</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	令和3年度	20,684	令和4年度	17,474	令和5年度	14,878
	実績額									
令和3年度	20,684									
令和4年度	17,474									
令和5年度	14,878									
9	閲覧資料	・支出負担行為書一式								
10	課題	特になし								

1 1 監査結果

母子父子寡婦福祉資金貸付の概要及び限度額等は、以下のとおりである。

資金名称	資金の用途	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	利息
事業開始資金	事業を開始するのに必要な設備費、什器、機械等の購入資金	3,470,000円(母子・父子福祉団体の場合5,220,000円)	-	貸付後1年	据置経過後7年以内	保証人有:無利子 保証人無:年1%
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品材料等を購入する運転資金	1,740,000円	-	貸付後6か月	据置経過後7年以内	保証人有:無利子 保証人無:年1%
修学資金	高等学校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要資金	国公立・私立、自宅外通学又は自宅通学に応じ、月額27,000円～月額183,000円	就学期間中	卒業後6か月	据置経過後10年以内(専門学校一般過程は5年以内)	無利子
技能習得資金	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するための必要資金(看護師等)高等学校への修学及び入学に必要な資金	月額68,000円(特別な事情有:年816,000円) 運転免許取得460,000円	5年以内	習得後1年	据置経過後10年以内	保証人有:無利子 保証人無:年1%
修業資金	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するための必要資金	月額68,000円 運転免許取得460,000円	5年以内	習得後1年	据置経過後6年以内	無利子

就職支度資金	就職するために直接必要な被服、履物等及び通動用自動車等の購入資金	105,000円 通動用自動車購入の場合 340,000円	-	貸付後1年	据置経過後 6年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1% (但し児童は無利子)
医療介護資金	医療や介護(1年以内に限る)を受けるために必要な資金	340,000円(医療)特に経済的に困難にある場合480,000円 介護資金は500,000円	-	医療・介護 期間満了後 6か月	据置経過後 5年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1%
生活資金	知識技能を習得している間、医療若しくは介護を受けている間、失業中、母子家庭又は父子家庭になって間もない間、家計急変者など生活を安定・自立するための資金	生活安定に必要な資金ごとに月額 44,140円～141,000円	6か月以内 ～3年以内	期間満了後 6か月	据置経過後 5年～10年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1%
住宅資金	住宅建設、購入、改築などの資金	1,500,000円 災害等による住宅全壊又は老朽等による増改築2,000,000円	-	貸付後6か月	据置経過後 6年以内 (特別な場合7年以内)	保証人有：無利子 保証人無：年1%
転宅資金	住宅移転のための賃借資金	260,000円	-	貸付後6か月	据置経過後 3年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1%
就学支度資金	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金など	学校種別に応じ自宅通学・自宅外通学に応じ64,300円～590,000円	-	卒業後6か月	据置経過後 就学10年以内 修業5年以内	無利子
結婚資金	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童及び寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	320,000円	-	貸付後6か月	据置経過後 5年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1%

令和5年度の貸付実施は、以下のとおりである。令和5年度に新規で貸付が決定された件数は、修学資金が4件、技能習得資金が2件、就学支度資金が7件であった。

区分	件数(件)	金額(千円)
母子貸付金	24	14,352
修学資金	1	8,950
技能習得資金	6	3,121
就学支度資金	6	1,981
生活資金	1	300
父子貸付金	1	526
就学支度資金	1	526
寡婦貸付金	—	—
合計	25	14,878

いずれの貸付金についても、借受申請資金の種類及び金額は、必要資金の範囲内であり、かつ貸付限度額範囲内での貸付がなされていることを確認し、問題性は認められない。

(1) 連帯保証人について

① 直接の面談について

令和5年に実施された貸付事業のうち、連帯保証人の確保ができず、連帯保証人無しで貸付をしている事例が2事例、連帯保証人の申請がある事例が11事例であった。11事例の連帯保証人について、連帯保証人と面談して直接の意思確認をしたのは、1件であり、残り10件はいずれも電話での連帯保証意思の確認をしていたに留まる。

母子父子寡婦福祉資金貸付及び償還事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）第6条第4号においては、貸付申請の調査について、「連帯保証人に対し、原則、面接により、連帯保証人として借受人及び連帯借受人から返済がない場合には返済する意志があるか確認する。ただし、相当の理由がある場合には電話及び郵送での確認も可とし、その場合には、十分に本人確認を行うよう留意の上、実施すること。」とされている。

しかしながら、上記10事例については、いずれも「相当の理由」についての記載がなく、電話での意思確認とする理由は一切不明であり、事務取扱要領に沿った対応がなされているとは言い難い。

また、電話において、どのように意思確認をしたのか、具体的な確認方法の記載もなく、本人確認方法の記載もない。そのため、上記意思確認において、貸付額、償還金額、期間、主債務者など契約の要素となる内容が確認できているかという点で疑義がある。

そもそも、民法上保証債務については、書面でなければ効力が生じない（民法第446条第2項）とされている趣旨は、保証人による軽率な保証を防止し、保証人が予期しない不利益を被らないようにする点にある。そのため、事務取扱要領に記載のとおり、面談での意思確認を原則とし、保証人の保証意思を確認すべきであり、電話での確認をするのであれば、相当の理由及び確認事項についての回答を記載すべきである。

なお、貸付決定後の事務取扱要領第8条第2項においては、「貸付決定通知後に、本人及び連帯借受人並びに連帯保証人（連帯保証人を立てる場合のみ）を来所させ、貸付けの趣旨及び償還等について指導を行い母子父子寡婦福祉資金借用書（細則様式第15号）及び誓約書（様式第4号）を提出させること。原則として、三者が同席することとするが、やむを得ない理由がある場合は、別々の日時での来所も可能とする。このとき、貸付申請書受付処理簿（様式第1号）に面接年月日を記入すること。また、連帯保証人に対しては貸付けの趣旨及び償還等の指導について文章による通知をもってかえることができるものとする。」としている。当該事務取扱要領によれば、連帯保証人に対しては文章による通知をもって代えることができるとしているが、原則としては、あくまで来所であり、来所を促すように尽力すべきである。実際、福祉資金貸付申請書受付処理簿において、連帯保証人に関する面接年月日の記載欄が設けられているが、上記10事例は、空欄のままとなっており、形骸化しているといわざるを得ない。

【指摘4】連帯保証人の意思確認について

事務取扱要領に従い、連帯保証人の意思確認については、直接の面談を原則として、対応すべきである。

また、仮に直接の面談が困難である場合には、相当の理由を明確にするほか、電話での保証人の本人確認内容、回答内容を記載し、保証債務を負担する意思が明らかであることを記載して記録化すべきである。

② 署名等の確認

連帯保証人として記載されている事例のうち、4事例においては、借受人と筆跡が酷似し、連帯保証人本人が記載したのかも一見明らかではない事例が存在する。

事務取扱要領第3条第8号においても、連帯保証人が自ら記入することとされているが、その確認がなされたかは不明である。

仮に連帯保証人本人が記載していないとすれば、上記保証債務の効力に疑義が生じるため、本人が署名等をした点についての確認も徹底する必要がある。

【指摘5】署名の確認について

連帯保証人の署名について、自署であるかの確認を徹底するべきである。

③ 貸付申請書の記載文言（様式第1号、様式第15号）について

貸付申請書は、高崎市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第3条、様式第1号によって定められ、以下のような申請書とされている。

様式第1号（第3条関係）

母子父子寡婦福祉資金貸付申請書		年	月	日
(宛先) 高崎市長				
申請者		氏名		
連帯申請者		住所		
		氏名		
		(電話 - -)		
法定代理人		住所		
		氏名		
		(電話 - -)		
		申請者との関係 ()		
母子 次とおり 父子 福祉資金の貸付けを受けたいので申請します。 寡婦				
		連帯保証人 氏名		
		この借用について連帯して債務を負担します。		
申請内容	資金の種類	資金	償還方法、 償還期間及び 納入方法	年賦・半年賦・月賦 年償還
	申込金額	円(月額 円)		口座振替・納入通知書
	貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで	据置期間	年 か月

上記のとおり、末尾には、「この借用について連帯して債務を負担します。」旨の記載がなされている。当該「連帯して債務を負担します。」旨の文言は、連帯債務を負担する意思表示と考えるのが自然であり、連帯保証は厳密には異なる概念であるため、連帯保証人の意思表示としては、文言に齟齬が生じている。

また、様式第15号については、以下のように規定されている。

様式第15号(第7条関係)

母子父子寡婦福祉資金借用書

年 月 日

(宛先)高崎市長

借 受 人 住 所 氏 名 印

連帯借受人 住 所 氏 名 印

上記連帯借受けに同意します。

法定代理人 親権者 印

連帯保証人 住 所 氏 名 印

次のとおり借用します。

この借用については、母子及び父子並びに寡婦福祉法及び関係法令の定めるところに誠実に従い、相違なく償還します。

上記借用書においても、「連帯借受けに同意します。」という意思表示が妥当するのは法定代理人のみであり、連帯保証人の意思表示「連帯して保証します」旨の文言はなく、「法令の定めるところに従い、相違なく償還します」旨の記載しかない。

それぞれの意思表示の内容に合致した記載方法に改める方が望ましい。

なお、様式第27号の連帯保証書においては、「債務を保証します」と記載されており、他の申請書等についても、意思表示と記載を整合性のある記載とすることが望ましい。

【意見32】申請書の文言の統一について

○様式第1号について

申請者と連帯申請者が連帯債務を負担することが明確になるよう「次のとおり（母子・父子・寡婦）福祉資金の貸付けを受けたいので申請します。」とあるのを「次のとおり（母子・父子・寡婦）福祉資金の貸付けを受けたいので申請するとともに、当該借用について連帯して債務を負担します。」に変更することが必要であると考え。

連帯保証人氏名の次の行には、「当該借用について、申請者（及び連帯申請者）の債務を連帯して保証します」旨の記載とし、保証する意思が明らかとなるように変更することが必要であると考え。

○様式第15号について

借受人・連帯借受人の末尾に「次のとおり連帯して借用します」の旨の文言を、法定代理人の記載の後に「上記連帯借受けに同意します」旨の文言を、連帯保証人の記載の後に、「借受人及び連帯借受人の債務を連帯して保証します」旨の文言を入れ、それぞれの意思表示と整合性のある記載内容とすることが必要であると考え。

(2) 法定代理人について

令和5年度の新規貸付において、未成年者が連帯借受人（連帯申請者）となる事例が3事例あり、いずれも法定代理人の欄は空欄とされている。

事務取扱要領第3条第1号エにおいても、「法定代理人は、父母のない児童が申請者となるときに法定代理人の同意を得ることを必要とする」との記載があり、連帯申請者の場合や、父母がいる児童が申請者となる場合には、あたかも法定代理人の同意が不要であるかのような記載となっている。

しかし、未成年者が契約をする際には、法定代理人の同意が必要であり、連帯借受人となる本件貸付契約においても、法定代理人の記載を省略するべきではない。付言すれば、申請者（借受人）となる者が、法定代理人（親権者）であったとしても、申請者と高崎市との間の貸付契約と、未成年者と高崎市との間の貸付契約及び連帯債務の合意は、別個の契約合意であるため、未成年者の契約について、法定代理人が同意をしていることを明確にするべきである。

【指摘6】法定代理人の同意について

未成年者が連帯申請者（連帯借受人）となる場合には、法定代理人の署名を求め、同意したことを明確にするべきである。

事務取扱要領第3条第1号エの記載内容について、「法定代理人は、未成年者が契約をするときには、法定代理人の同意が必要となるので、これを確認の上、申請書を受理すること」と確認すべき事項として明確に記載すべきである。

(3) 連帯借受人の意思確認について

事務取扱要領第6条第3号においては、「連帯借受人に対し、面接により、連帯債務者として返済する意志があるか確認する。」とされ、面談での確認が実施され、「母子父子寡婦福祉資金 面談時確認事項（連帯借受人）」と題するシートにより意思確認がなされている。

例えば、連帯借受人の意思確認として、⑨貸付を受ける金額は分かっているか、⑩毎月の償還額についてイメージができているか、⑪借受人・連帯借受人・保証人の3者が同じ責任を負うことを理解しているかといった貸付金についての認識の確認が求められている。

ところが、令和5年度の新規借入分については、貸付金額について「だいたい」と答えている例が3件、「分からない」とするのが1件記載されており、償還額についての記載も4件とも記載がない。のみならず、その後説明によって、理解がなされたのか否かも不明である。

この点、確かに借入の申請書に本人の意思表示が示されている以上、いわゆる客観説的な立場に立てば、連帯借入の意思表示と認められ、内容について理解をしていないとしても、有効な合意であるという考えも成り立ちうる。しかし、貸付金額についても、償還額についても把握していない者に対して、連帯借受人となる意思表示があったと形式的に捉えることは、極めて疑問である。

事務取扱要領が、意思確認を求めている趣旨は、未成年者又は若年者の予期せぬ負担を負わせることがないように、自ら債務を負担するということを理解させる点にある。

そのため、形式的な質問の回答を記載するのではなく、最低限本貸付による契約内容を理解するように説明をするべきである。

【指摘7】連帯借受人の意思確認の徹底について

連帯借受人の意思確認については、貸付契約の内容を理解しているかを確認するとともに、仮に金額が不明など理解をしていない場合には、貸付をそのまま進めるのではなく、理解をさせた上で、貸付をするように徹底するべきである。

(4) 償還について

過去3年間において、貸付後に借受人が自己破産した事例が2件あったが、連帯借受人及び連帯保証人において約定どおりの償還がなされているようであり、特段遅延等の問題は生じていない。

なお、事務取扱要領第23条第3項によれば、滞納額が累積する前に早期に対応をすることが規定され、遅延等が生じた場合の対応が以下のとおりマニュアル化されている。

- (1) 償還金が納入期限までに納入されないときは、財務規則の定めるところにより督促状(様式第5号)を発行する。
- (2) 督促後1か月を経過しても償還されない者に対しては、早期に家庭訪問等を行い、生活実態を把握し、償還できない原因の把握、その後の償還についての助言、指導等を行う。
- (3) 前号の規定による指導等を行っても借受人から償還されない場合は、借受人に対し、呼び出しによる面接指導を行い、償還計画書(様式第6号)を提出させる。
- (4) 前号の規定による面接指導等を行っても償還されない場合は、連帯借受人、連帯保証人に対し、借受人の納入履行についての指導協力を依頼する。
- (5) 前号の規定による協力依頼を行っても借受人から納入がない場合は、連帯保証人に対して電話又は文書により、借受人の代わりに納入するよう連帯保証債務履行要請を行い、概ね6か月以上滞納している者に対しては、債務確認及び償還計画書(様式第7号)の提出を求め、これに基づき償還指導を行う。
- (6) 概ね6か月ごとを目安に、前月までの滞納額を記載した催告書(様式第8号)を発行する。償還状況に応じて、借受人及び連帯借受人、連帯保証人等の送付先を選択して催告を行う。
- (7) 前号の指導等を行った結果、償還金の償還猶予に該当する事由が認められるときは、速やかに償還猶予に係る事務を行う。

【意見33】償還について

償還実務上の問題点はないが、今後指導を行う場合においては、滞納となった際のフローに従い対応するとともに、面談指導等により具体的な生活状況を確認し、過酷執行にならないよう十分配慮することが必要であると考えます。

3 たかさき子育て応援情報サイト「ちゃいたか」について

高崎市では、インターネット上で「ちゃいたか」を開設し、子育てに関する情報を集約して、網羅的に探せる仕組みを作っている。

現代の高度情報化社会において、インターネットを通じた情報収集やコミュニケーションが欠かせないものとなっており、子育てをしている人たちの重要な情報源となっている。しかし様々な情報が氾濫し、子育て当事者が真に求めている情報が見つからない、見つけづらいという弊害が生じていた。こうした現状を踏まえ、高崎市では子どもや子育てに関連する情報を集約して、高崎でこれから子育てをする人や今まさに子育てをしている人たちに「真に必要な情報」、「確かな情報」、「身近な情報」、「安心できる情報」を分かりやすく、見つけやすく整理して提供していくことによって、子育てに対する不安や悩みを軽減、解消し、また地域の子育てネットワークを充実させることにより、子どもを産み育てやすい環境を整備していくことを目的として、子育て応援情報サイトとして「ちゃいたか」を開設している。

サイトの目指す方向性と基本コンセプトは以下のとおり。

○目指す方向性

子どもや子育て当事者はもちろんのこと、このサイトを利用した人たちがここで得た情報やネットワークを活かして次に出産や子育てを迎える人たちを支援する側になって運営に参画することによって地域の子育て支援の輪を絶やさず、地域の子育て力を市民自らが育てていくことを念頭に次の方向性を示していきます。

- ・たかさき子どもたちを支援するサイト
- ・たかさきの子育てをする親を応援するサイト
- ・たかさきの子育て力を育てていくサイト

○基本コンセプト

子育てサイトの具体的な項目等を構築していく上で、次の考え方を基本コンセプトとして定めます。

- ・『高崎の子ども・子育てに関するすべての情報を網羅した総合地域子育て支援サイト』
- ・『生活に密着した“生きた情報”をいつでもどこでも手に入れられる子育て生活応援サイト』
- ・『関係団体や市民ボランティアが運営に参画し市民目線で情報を提供する、市民が育てていくサイト』

各年度のサイトの閲覧状況は以下のとおり。

単位（件）

	アクセス数	mobile tablet	desktop	ページビュー数
平成29年度	256,275	218,974	37,301	522,629
平成30年度	330,077	292,048	38,029	651,259
令和元年度	332,876	296,771	36,105	601,062
令和2年度	320,106	288,810	31,296	499,707
令和3年度	89,096	85,205	3,891	213,977
令和4年度	200,323	198,233	2,090	356,552
令和5年度	198,209	180,946	17,263	343,465
令和6年度（見込）	178,806	156,874	21,932	332,830

【意見34】 閲覧数減少への対策について

閲覧するページ数を示すページビュー数は平成30年度をピークに減少傾向にあることから、利用者の利便性の向上や、利用者への「ちゃいたか」の周知が必要であると考えます。

【意見35】 リンクが有効でない状況の改善について

「ちゃいたか」内の一部のリンク先（「児童相談所」、「国際交流コーナー」）において、群馬県もしくは高崎市のホームページのリニューアルに伴い、リンクが有効でない箇所が見受けられた。「ちゃいたか」の運営は、主に「たかさき子育て応援情報サイト運営委員会」、「たかさき子育て情報サイトサポーター」、「システム開発事業者」及び「高崎市」の4者が連携、協力して進めているが、子育て当事者が真に求めている情報が見つからない、見つけづらいという弊害の解消に向けて、適宜、適切なサイト運営、情報の更新が必要であると考えます。

第4章 指摘・意見一覧

ここまでの外部監査の結果、次表のとおり指摘は7件、意見は35件となった。
詳細については各項目参照されたい。

区分	番号	項目	ページ
指摘	1	修正後の託児業務仕様書の適切な保存について	129
	2	令和4年度の釣銭資金の「還付何」決議書の適切な運用について	129
	3	当初委託先との随意契約の妥当性について	131
	4	連帯保証人の意思確認について	177
	5	署名の確認について	178
	6	法定代理人の同意について	180
	7	連帯借受人の意思確認の徹底について	181
意見	1	アンケートの有効活用について	65
	2	保育士情報ステーションとの連携について	72
	3	放課後児童クラブの収支差額について	80
	4	放課後児童クラブの運営委託先について	80
	5	提出書類のチェック体制について	80
	6	国への交付金申請の情報入力について	80
	7	放課後児童クラブの面積基準について	80
	8	実績報告書の提出時期について	87
	9	保護者に対するきめ細やかな対応について	94
	10	報告書の件数の統一について	110
	11	仕様書の記載について	110
	12	体制強化について	114
	13	文言の統一について	114
	14	随意契約理由書について	117
	15	こども発達支援センターにおける支援者拡大の施策について	122
	16	託児業務以外のその他施設(会議室等)利用に関する取り決めについて	127
	17	託児業務の見積金額の妥当性について	129
	18	一者随意契約の妥当性について	133
	19	委託料の妥当性について	133
	20	借上料の妥当性について	134
	21	ヘルパーの確保について	138
	22	複数回利用者への対応について	139
	23	個々の母子の課題やニーズへの対応について	145
	24	入手情報登録方法の効率化について	148

区分	番号	項目	ページ
意見	2 5	改定の頻度や改定内容に関する事前相談対応等について	1 4 9
	2 6	精算シートのチェックについて	1 4 9
	2 7	支給遅延の防止について	1 5 1
	2 8	過払手当の回収について	1 5 4
	2 9	情報の取得、入力方法について	1 5 6
	3 0	業務量増加への対応について	1 5 6
	3 1	交付対象事業の確認について	1 7 1
	3 2	申請書の文言の統一について	1 7 9
	3 3	償還について	1 8 1
	3 4	閲覧数減少への対策について	1 8 3
	3 5	リンクが有効でない状況の改善について	1 8 3

